

平成21年9月9日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 認定第1号 平成20年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 2 認定第2号 平成20年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 3 認定第3号 平成20年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 4 認定第4号 平成20年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 5 認定第5号 平成20年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 6 認定第6号 平成20年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 7 認定第7号 平成20年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 8 認定第8号 平成20年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 9 認定第9号 平成20年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
(総括質疑)
- 10 議案第39号 平成21年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）
- 11 議案第40号 平成21年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 12 議案第41号 平成21年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第42号 平成21年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 14 議案第43号 平成21年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 15 議案第44号 平成21年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）
- 16 議案第45号 平成21年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 17 議案第46号 平成21年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第1号）
- 18 議案第47号 平成21年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

- 1 認定第1号 平成20年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 2 認定第2号 平成20年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 3 認定第3号 平成20年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 4 認定第4号 平成20年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 5 認定第5号 平成20年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 6 認定第6号 平成20年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 7 認定第7号 平成20年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 8 認定第8号 平成20年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 9 認定第9号 平成20年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
(総括質疑)
- 10 議案第39号 平成21年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）
- 11 議案第40号 平成21年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 12 議案第41号 平成21年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第42号 平成21年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 14 議案第43号 平成21年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 15 議案第44号 平成21年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）
- 16 議案第45号 平成21年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 17 議案第46号 平成21年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第1号）

18 議案第47号 平成21年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）

会議に出席した議員

1 番	井 川 芳 昭	2 番	清 原 良 典
3 番	中 島 貞 次	4 番	服 部 千 秋
5 番	長谷川 原 司	6 番	井 村 淳 子
7 番	中 井 政 喜	8 番	橋 本 恭 子
10 番	花 畑 奈知子	11 番	北 川 嘉 明
12 番	上 田 富 夫	13 番	村 田 興 亞
14 番	桜 井 公 晴	15 番	佐 野 芳 彦
16 番	熊 谷 直 行		

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	上 田 眞 也	書 記	木 村 和 義
書 記	西 田 美智子		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	首 藤 正 弘	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	寺 田 寛 文	総 務 部 長	佐々木 正 人
生活福祉部長	丸 尾 満	経 済 建 設 部 長	富 岡 慎 一
教 育 次 長	塚 原 二 良	財 政 課 長	香 田 大 然
監 査 委 員	森 川 勝		

（開議 午前9時59分）

○議長（熊谷直行） 皆さんおはようございます。

平成21年第6回太子町議会定例会第4日目におそろいでご出席いただき大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから平成21年第6回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 認定第1号 平成20年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第2 認定第2号 平成20年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて

日程第3 認定第3号 平成20年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 認定第4号 平成20年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 認定第5号 平成20年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 認定第6号 平成20年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 認定第7号 平成20年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 認定第8号 平成20年度兵庫県太子町前処理場事業特別

会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 認定第9号 平成20年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について

○議長（熊谷直行） 日程第1、認定第1号平成20年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第9、認定第9号平成20年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

上程中の認定第1号から認定第9号までについては、8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから9月8日に引き続き総括質疑を行います。

村田興亞議員。

○村田興亞議員 皆さんおはようございます。

通告に基づきまして総括質疑、村田興亞、させていただきます。よろしくお願いいたします。

第4次太子町総合計画の基本目標である「和のまち太子」実現のために6つの行政施策を実施した中で、健康でいきいきと暮らせるまちづくりで、子育て支援事業の親としての自覚と自信を持った子育ての活動をしたとあるわけですが、これについて20年度の取り組みと成果を伺います。また、新規事業の特定健診あるいは特定保健指導で住民に十分この辺が活用されたのかどうか、その内容を伺います。

そして、安全で快適に暮らせるまちづくりで、災害に強い都市づくりの防災体制の確立に取り組まれているわけですが、今回西部集中豪雨で佐用町の災害を見ると、想定を超えるものがあるわけです。どこともそういうことで、各市町も見直しとかいろんなことも考えていると思いますが、本町の本年度の取り組みと今後のあり方を伺います。

それから、美しい景観に機能性を備えたまちづくりで、総合計画策定、庁内のネットワーク基盤の再構築を実施したとあるわけですが、その成果と実績を伺います。

次に、一般会計の歳入の町税についてお尋ねするわけですが、20年度の町税収入済額が42億5,692万円で、収入未済額が3億9,942万円となって、その内訳で町民税が1億3,832万円、固定資産税が2億5,180万円の収入未済額になっているわけですが、この中身と詳細を求めます。この未済額というのは税の確保と公平の負担の原則から徴収に万全を期すべきだと思うわけですが、その辺についてはいかがか。

それから、広報の9月号にも掲載されておりましたけど、平成20年度の行財政改革の効果額が2億3,037万円と報告されているわけですが、20年度から24年度で効果見込み額を19億9,137万円とあるわけですが、今年度を見て今後の見直し、あるいはいろいろとその中で出た考え方も含めて見直しの取り組み姿勢を問うわけです。

それから、次には歳出予算の不用率は2.5%であるわけですが、多用の不用額を生じた事業についてはその原因を十分精査しなければならないと思うが、不用額を出さないようにするということと十分精査をして実行するという意味で、その辺の不用額が出たということについていかがか、お尋ねします。

それから、平成20年度の健全化判断比率では実質公債費比率が15.65%、3カ年平均で16.2%、そして将来負担比率が130.7%になっているわけですが、将来これは大型投資事業とかをする場合、例えば当町では緊急には給食センターあるいは役場庁舎等の箱物もあるかと思いますが、そういうことに対してこの将来負担比率は上がると思うんですけど、そういうことも含めて将来的な考え方はどのようなものか、お伺いします。

以上です。

○議長（熊谷直行） 町長。

○町長（首藤正弘） 村田議員のご質問に対しましてお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、第1点目の健康でいきいきと暮らせ

るまちづくりということで、子育て支援事業の取り組みと成果ということでございますが、子育て支援施設といたしましては、現在子育て学習センターと児童館がございます。子育て学習センター「のびすく」は、子育て親子の交流、そして子育て相談等の活動を通して子供の健やかな育成、親の子育て力の向上を図る施設として多くの方々に利用されているところでございます。

この施設で取り組む事業は、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、また子育て等に関する相談、援助の実施、そして地域の子育て情報の提供等でございます。平成20年度は子育てグループ、6グループ、親の会1グループ、親子の総勢400人が年間を通して多種多様な行事を開催されておるところでございます。子育て親子の交流、親子の触れ合いの機会を提供、また家庭児童相談員を子育て学習センターに配置いたしまして、子供のさまざまな相談に応じた必要な支援は保護者の子育ての悩みや不安の解消に役立っているものと考えておるところでございます。

また、児童館は児童に健全な遊びを与えて健康の増進を図り、情操を豊かにすること、また健全な遊びを通して児童の集団的、また個別的指導による児童の教育向上を業務といたしております。利用者は約2万人で、幼児向けの行事には多くの親子が参加され、交流を深めておられます。また、母親クラブが結成され、さまざまな活動を通して子供の健全育成の施設として利用されているところでございます。子育てに携わる多くの方が積極的に子育て事業に参加され、親子の交流、触れ合いを通して子育ての悩みや不安の解消の場として利用されることを願っているところでございます。

続きまして、特定健診、特定保健指導は住民に利用されたかということでございますが、20年度から実施の特定健診、特定保健指導は、メタボリックシンドロームに着目した医療費適正化策として40歳から74歳までの被保険者への実施義務が医療保険者に課された

もので、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による予防効果が期待できる被保険者を健診によって抽出し、特定保健指導を行うものでございます。

本町の特定健康診査等実施計画によりますと、20年度の特定健診受診率の目標値は19.6%、特定保健指導実施率は40%でございますが、本年度の実績は受診率では21.1%、保健指導は77.7%となっており、何とか目標値を達成することができました。

日程の面では土曜、日曜日にも実施し、年末に健診日を1日追加するとともに、がん検診も同時に実施するなど利用しやすい環境に努めましたが、結果は思うように受診者数が伸びずに、現状から判断すれば、24年度の目標値65%の達成が危ぶまれますので、今後とも啓発に努めてまいりたいと、このように考えております。

次に、安全で快適に暮らせるまちづくりで、災害に強い都市づくりの防災体制の確立についてでございますが、先ほども議員ご指摘のありましたように、今次兵庫県の西北部の集中豪雨で佐用町が甚大な被害をこうむったところでございますが、本町におきましては、19年度に太子町地域防災計画を見直しまして、現在まで風水害、そして地震等の災害に備えて対応しておるところでございます。

しかしながら、7月の中国・九州北部豪雨、8月の兵庫県西北部を襲いました台風9号災害、これまで想定していた以上の集中的な豪雨に見舞われるケースが増えてきております。

先の災害におきましては、要援護者施設との連携体制、連絡体制、避難勧告、避難指示を出すタイミング等についても議論されているところでございますが、今後検証された結果を教訓として、本町の災害時の対応に反映していきたいと、このように考えておりますが、きょうの報道を見ておりますと、ただ避難等々、避難勧告を出すタイミングとか、また実際に避難を必要とするかどうか、逆に自宅待機のほうが安全である場合もあるという

ようなことも言われており、本町ではそうした激流になるというようなことは、大きな河川の決壊がない限りないだろうと思いますので、そうした面では自宅待機で2階のほうで避難してほしいというようなことも必要になってくるのではないかと、今後そうしたところを十分にこの災害を教訓として考えていきたいと、このように思っております。

また、住民の皆さんにも気象情報等に十分注意していただくとともに、既にお配りしております洪水ハザードマップ等を活用し、日ごろから避難施設や自宅周辺の危険箇所を把握していただくなど、そうした取り組みをしていただけるよう、「広報たいし」やホームページを通じて注意を喚起していきたいと、このように考えております。

次に、総合計画策定に当たりまして、今第5次の計画を練っております。平成20年度では、まず住民ニーズの把握、そして重点課題の整理作業を行い、総合計画のうち、基本構想の策定を行ってまいりました。住民ニーズの把握としましては、昨年6月から7月にかけて全世帯アンケートを実施いたしまして、7,456世帯という多数の世帯から回答をいただいたところでございます。そしてまた、小・中学生から未来の太子町の絵画、作文を募集いたしまして、子供たちが描く将来の太子町像の把握を行ったところでございます。

これらの方法により把握いたしました住民ニーズと現在の社会情勢の現総合計画の達成度分析を踏まえ、庁内の係長級職員15名で組織いたしております総合計画策定委員会において基本構想の検討を行い、町としてのおおむねの原案を策定したところでございます。今後は12月議会での議会上程を目指しまして、基本計画案の策定、まちづくり審議会への諮問を行ってまいりたいと、このように考えております。

続きまして、庁内ネットワーク基盤再構築の実施した成果ということでございますが、庁内ネットワークシステムにつきましては、平成14年度に地域イントラネット基盤施設整

備事業により構築いたしました、機器類の保守終結、ソフトウェアのサポート終了等で維持管理が困難になったため、サーバー機、ネットワーク機器等を入れかえ、平成20年12月より稼働し、職員認証、ネットワーク管理、セキュリティ管理などシステムの安定稼働ができるようになったところでございます。一定レベルのセキュリティの維持が可能となっております。また、機器の入れかえによりましてホームページの更新が可能となったことに伴い、再構築を行い、住民に対し、迅速でわかりやすい情報提供に努めさせていただいております。

続きまして、収入未済額の中身の詳細、また徴収というところでございますが、20年度決算におきましては、町たばこ税以外が伸び、そして前年度と比べ4,986万円の増収の42億5,692万円となっておりますところでございます。収入未済につきましては、徴収率が0.3%向上したため、886万円減少していますが、ご質問のとおり、まだ多額の未済額となっておりますところでございます。滞納者の実人数は国保税を含めまして2,555人で、昨年よりは127人減少しておりますが、高額滞納者の割合が増加いたしております。

滞納繰越分につきましては、高額納税者の徴収強化を進めておりますが、既に不動産を競売されたり、破産されているケースも多く、分納誓約で納付をお願いしていますが、なかなか滞納額の減少が進まないのが実態でございます。引き続き財産調査を進めながら、悪質な滞納者につきましては滞納処分を実施してまいりたいと思います。また、今年度は12月にインターネット公売の実施を予定いたしておりますところでございまして、アナウンス効果による自主的な納税促進を期待するところでございます。

一方、現年度課税分におきましては、20年度から延滞金の課税を周知いたしましたことから、固定資産税では徴収率が0.5%向上いたしており、引き続き督促状や催告書の送付時に延滞金のチラシも同封いたしまして、期

限内納付の促進と新たな滞納の抑制に努めてまいりたいと、このように考えております。本年も県のほうからそうした徴収員の指導を受けながら、そうした事務を進めているところでございます。

次に、平成20年度の行財政改革の効果額が2億3,037万円と報告されているという中で、20年から24年度までの効果見込み額19億9,137万円とございますが、今年度を見て今後の見通しと取り組みという点でございます。

太子町新行政改革大綱第4次の平成20年度取り組み状況を8月末に公表いたしまして、その効果が先ほど申し上げました2億3,037万5,000円となりましたが、その主な内訳は、後期高齢者医療制度に係る国民健康保険税率の見直し8,189万円、受益等負担の適正化による水道料金の見直し6,965万円、保育所保育料の見直しが1,180万円、人件費の削減によるものが5,564万円でございます。

第4次行政改革による5年間の効果見込み額を19億9,137万円としておりますが、今年度の厳しい経済、雇用、住民所得の状況を見ますと、効果見込み額の61%を占める自主財源の確保としての法人町民税の超過税率の適用、都市計画税等の導入につきましては、20年度の取り組み状況で記載いたしておりますとおり、現段階においては国を挙げて景気回復に努める時期でございます。また、個人所得が減少している時期でもありますので、町といたしましても時期尚早として見直しを現在凍結いたしておるところでございます。

厳しい町の財政環境の中で緊急を要する事業も山積いたしております。自主財源の確保は重要な行政課題であります。景気の動向、新たな政権の方針等を十分に見きわめながら行政改革を進めていきたいと、このように思っておるところでございます。

続きまして、歳出の不用額についての十分な精査という点でございますが、この不用額につきましては、予算執行に当たり、これは当然生じてくるものでございますが、補正予

算の都度、内容を精査し、余分な予算は削減するようにいたしております。また、予算が足りなくなっても、執行に支障を来すことにもなりますし、その辺は各所属で徹底するように指示しているところでございます。

次に、実質公債費比率と将来負担比率の今後の見通しという点でございますが、仮に将来大型投資事業がなされたとしますと、恐らく起債でもって財源の手だてもしなければいけないと、このように思います。

現段階で申し上げますと、文化会館、元金で約1億5,000万円、平成25年度までの償還となっております。そして、保健福祉会館、元金が約5,000万円、これは平成28年度まで、そして揖籠クリーンセンターエコロの補修等々で約2億円、これは平成23年度まで、そして火葬場、元金が約4,000万円、これは平成29年度までの償還となっているところでございます。大型投資の償還期間が順次終了いたします。そういう意味からしますれば、庁舎建設ということになっても、何とかこの2つ比率が上昇していくことは避けられるのではないだろうかと、このように思っているところでございます。

いずれにしましても、できる限りそうした大きな箱物はできるだけ抑えていきたいと、このように考えております。しかし、給食センター、また学校の耐震、給食センター、庁舎、これはもう近いうちには考えなければいけないという思いは持っております。そうしたところを慎重に対応をしていきたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 村田興亞議員。

○村田興亞議員 今答弁をいただいたわけでございますけど、特定健診あるいは子育てについては十分取り組みはされてるみたいですけど、特に特定健診とか新規事業を今年度した特定保健指導、これについては十分まだ始めて初年度ということもあったかもわかりませんが、住民に十分活用されてもらうよう、やっぱりお知らせ、あるいは住民に徹底

すると、こういう必要が十分あるんじゃないかと思うんですけど、その辺はまだまだ十分余地はあると思いますんで、その努力はぜひしていただきたいなと思います。

それから、災害の関係で今答弁もいただいたわけですけど、今回の佐用町を見ましても、災害のマップあるいはいろんな訓練等もされてると思うんですけど、今回の佐用町等を見ると、やっぱり想定を超える豪雨、これはああいう集中的に豪雨が来るといのはどこの地域でも起こるかもわかりません。ただ、佐用の場合はそういう河川の決壊ということがあったかもわかりませんが、例えば集中的に雲が発生して、そこのどこの地域で豪雨が来るといのは、これは東京とかそういうところでも起こってるわけですから、こういうやっぱり体制といのは人ごとではないと思います。

ただ、今回の佐用町等も見ますと、やっぱり避難をさすために、今までの常識であれば、どこどこの小学校あるいは公民館とかということで避難場所をして、そこに経路も示して、してくださいという住民のそういう通達もしてたと思うんですけど、今回のいろんな例をマスコミ等あるいはそういうあれで聞きますと、むしろ今町長も答弁があったように、自宅に待機し、あるいは2階にいたほうが今回の町営住宅におられた方だったら、当然住宅そのものは流されてないし、その2階におれば助かったと思うんですけど、そういうことが家族で全員が犠牲になるという、本当に痛ましい事故があるし、先日も佐用町長がその遺族の方も含めての自治会に謝罪をされていたということがあったけど、謝罪だけでは済まない、本当に命が帰ってこないという大変なことが起こったわけです。やはりこれを予防あるいは起こさないようにするのが行政、特に言われますように、命と財産を守るというのが常でございますから、太子町におきましても、こういうことは起こらないということよりも、今の世の中ではいつ何がどういうことで起こるかもわからない、ある

いは前回もいろいろ出ておりました竜巻等も起こるといのは、これは太子町でも起こるかもわかりませんし、そういうことも含めて何が起こるのがわからないのが、最近の地球温暖化も含めているんな災害が想定されると。

だから、今までの防災訓練あるいは災害等の対処を超えたシミュレーションあるいは計画も必要と思うんですけど、さらに踏み込んでその辺を考えてもらいたいと思うんですけど、その辺についていかがということをもう一度伺います。

それと、あと町税の収入、未済額ということで、滞納額ということもあるわけですけど、昨年も私もちょっとこの決算のほうでお伺いさせていただいたわけですけど、滞納額も似たような金額では出てるわけですけど、昨年が大口滞納で4億828万円という価格が出てるわけですけど、やはり滞納額がこれだけ出るといことは非常に住民の税の公正ということと、きっちり自分たちの三大義務というのは果たさなければならぬと思いますけど。その辺でやっぱり大口の人あるいはそういう債権を確保してもなかなか納めていただけないと、こういうなんは非常に問題だと思いますし、それがまた行く行くは不納欠損になったりするわけですけど、現実これをすべて完全に100%は無理だとしても、毎年度同じようなことを繰り返すというのは問題だと思いますので、その辺の徴収体制あるいは債権の確保をきちっとそれを実行すると、こういう体制も言われてはいるわけですけど、なかなかできないのが実態だと思うんですけど、それをさらに踏み込んでやっていたくというようなことの方、それから今例えば50万円以上の大口滞納が昨年では約350人ということでしたけど、今年度は何人ぐらいいらっしゃるのか、その辺も含めてちょっとお伺いしたいと思います。

それから、20年度の行財政改革の効果額ということでは、今回発表されて2億3,037万円ということで今も説明がありましたけど、広報にも大々的に出していただいて、住民が

ら見たら、すごい効果額が出てると、20年度の予定が4,643万円に対して2億3,037万円の効果額が出たわけですから、普通であれば、20年度は四、五千万円かなというふうな理解でいたんですけど、かなりきちっとそういう取り組みをされると効果が出たという実績は出てると思うんですけど。ここで伺いたいのは、先ほども答弁はありましたが、合計では19億9,137万円ということですけど、例えばこれから24年度までに今年度やったようなそういう取り組みに、またプラスいろんなことも考えられると思うんですけど、この合計額というのは今の予想ではこれで変わらないのか、その辺だけちょっと確認しておきたいと思います。

それともう一点、この効果額が約20億円ぐらい出た場合について、いろんな考え方があると思うんですけど、その節約した、あるいはそれによって、その浮いたお金についてその使い方、それも非常に考えなければならないと思いますけど、最終的には財政調整基金とかそういうものについて、今後も庁舎とかそういうことも予定されると思うんですけど、その辺の使途の考え方について伺いをします。

それから、将来負担率ということで先ほどもお話がありましたけど、大型工事の償還も先ほどいろいろ述べられたように、何年か後には償還が終わるわけですけど、しかしそのごろになるとまた新たな事業、いろんなことも考えられると思うんですけど、そういう面について、今回も香美町でしたか、そういう危険信号ということでレッドカードが出されるような状態も出ておりましたが、やはりこれはいろんな事業を突出したら出てくるというのが事例だと思います。

しかし、これはそういうことにならないように、国がそういう制度を設けて、きちっと数値を出していきなさいということになってるわけですけど、この辺について、当町ではそういう今の段階では非常に数字も安定して、またいいと思うんですけど、先ほど言い

ましたように、ここ何年か後にこの第4次計画等を見ましても、庁舎はいずれ手をつけなければならないと思いますし、その辺について、そのときは本当に大丈夫なのかということも含めて再度伺います。

以上です。

○議長（熊谷直行） 町長。

○町長（首藤正弘） お答えさせていただきます。

まず最初に、特定健診また保健指導等の受診率の向上等々でございますが、先ほども申し上げましたように、後々の受診率等々を考えてみますとなかなか難しいという思いもいたすところでございますが、しかしこれは受診の機会、町民の皆さんが受診しやすいようにどうして設定していくべきか、他の健診等々とも兼ね備えて一緒にやるとか、いろいろな方法があろうと思いますが、そこらはやはり医師との相談もしなければならないと思います。

また、啓発等々につきましても、なぜそうした健診を受診しなければいけないかというようなところも十分わかりやすく理解していただけるような広報を重ねていきたいと、このように思うところでございまして、特にメタボリックシンドローム、こうした点につきましては40歳から74歳までの被保険者というところでございます。年代層も相当ございしますので、そうしたところは十分考え合わせ、担当のほうで精査をしていき、やはり一人でも多く受診し、早期発見、早期治療にかかっていただけるように取り組みをさせていただきたいと、このように考えます。

次に、災害についてでございますが、この災害につきましては、私も現地のほうへ行かせていただきました。これ前の台風で大きな倒木とか、そうした山に被害がございました。その倒木等の整理も済まないうちに次の豪雨が来たというところで、そうした材木等が橋にひっかって、逆に川をせきどめたというような現象も起きておるように見受けられました。

そうしたことを思いますと、こうした災害はそのときだけに対応できるものかという、そうではないと。早くからそうしたいいろいろな対策を講じて被害を少なくするようなことも考え合わせないといけないう、このように思います。

先ほども申し上げましたんですが、太子町ではハザードマップ等々も作成し、やっておりますが、それが有効に活用できるように、しかし机上でございます。皆さんやはり地域で防災訓練なり、また自主防災組織で何か集まられるとき等々、それが果たして有効に機能するかどうか、そこらあたりも十分地域で精査をしていっていただきたいと。

我々これを作成するときには地元の役員さん方にもお世話になって、協力を得て作成いたしましたんですが、先ほども言われております佐用の町営住宅から小学校まで、そうしたところにああした水路があったというようなことも、その水路に流されると、ふだんでは考えられないようなことであつただろうと思うんですが、そうしたことが起きております。

やはり我々役場職員、また消防団、消防署等々でも限りがございますので、お互いがこうしたところには注意を払っていき、見直す点は見直さなければいけないと、私はこのように思っております。できるだけそうした地域の町民の皆さんの協力を得ながら、少しでも被害が少ないように取り組んでいきたいと、思います。

また、先ほど来、避難命令、避難勧告等々の件もございます。佐用ではそうしたことが大きく問題になっておりますが、果たして、私も51年災害で大きな経験をいたしました。避難勧告を発令いたしましても、昼やなんかは避難はしないんだというようなことでいらっしやいましたんですが、晩になりますと2階から懐中電灯でそうした救助を求められるというようなこともございました。だから、お互いが、被災者の皆さん方もいつの時点で、今が一番避難するのにいいんじゃないか

というような機会も時期もあらうと思えます。そこらはお互いが判断し合いながら、我々も的確に指示が出せるような体制で臨んでいきたいと、このように考えます。

続きまして、滞納整理についてでございます。債権確保、収税体制等々のご質問もございました。我々昨年からの県の収税課からお越しいただきまして、約5名の職員に来ていただきまして、そうした滞納整理のノウハウをご指導願っております。

やはり先ほども申し上げましたように、税は納めていただかなければならないというものでございますので、的確にそうした状況、状態をつかんでいきたいということで、今やっております。そして、本年度も先ほど言いましたように、ネット公売のことも取り入れていこうということで取り組みをさせていただいておりますが、やはり納税意欲、そうしたものを持っていただくということで、常時啓発にも努めていかなければいけない。そして、町行政の取り組みにも関心を持っていただくと、これがこうした財源が必要だなというようなこともご理解を賜っていただきたいという思いでございます。

先ほどおっしゃってございました大口滞納者数、50万円以上が19年度では367人、そして20年度では390人と若干増えてきております。そうしたところ、やはり日常生活との絡みもございます。慎重に対応し、差し押さえ、また競売、そうしたところにも進んでいきたいと、このように考えております。

行革の件でございますが、今我々も以前から提示しておりますように、職員の削減なり経費の削減、いろいろなものに手をつけておりますが、先ほども申し上げましたように、余り一気にやっていきますと、これまた住民サービス低下にもつながりかねませんし、そうしたところ新たな補充も含めて、今取り組んでおりますが、当初計画とは比較していきまうとおおむねいい方向で進んでいっていると、このように思いますが、半面、先ほど来、申し上げておりますように、住民負担を

強いようなもの、そうしたものは今の時世、慎重に対応していかなければいけないと、このように考えるところでございます。やはり辛抱できるものは辛抱し、歳出も含めてこれは抑えていかなければいけない。そうした中で先ほど来出ておりますように、税の収税のほうには力を注いで、取り組みをしていきたいと考えております。

私自身はそうした中で、今おっしゃってありました庁舎の問題等々もやはり先を見通しますと、ぜひやらなければいけないと思っております。また、佐用の現状も見ましたら、庁舎がああした災害に遭うということになりますと、途端にパニックになってしまいますので、やはりこの庁舎、早く取り組みをしたいと思いますが、何分今の財源がどのあたりでゴーのサインが出せるか、一番頭を痛めておりますのが敷地と上屋との関係です。一番にもう底地の問題でちょっと頭を痛めてるというような現状でございます。

やはりこれはこの問題についても取り組みを喫緊にやっていきたいと思いますが、しかし先の議員さんにも申し上げましたんですが、給食センターの改築も先送りさせていただいておりますので、そうした点、再度慎重に精査して、取り組みをしていきたいと、このように考えます。よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 村田興亞議員。

○村田興亞議員 以上で私の総括質疑は終わります。

○議長（熊谷直行） 以上で村田興亞議員の総括質疑は終わりました。

次、服部千秋議員。

○服部千秋議員 通告に基づき総括質疑をいたします。

1、平成20年度の6つの行政施策を基軸とした各種事業について。

(1)主要施策の成果に関する説明書では表と数字の羅列であり、血の通った部分を説明願いたい。総務費、民生費、衛生費、労働費、消防費、教育費のそれぞれについて、特

に住民が困られている部分はないか、血の通った行政ができたかの点から答えられたい。

(2)総務費、民生費、衛生費、労働費、消防費、教育費のそれぞれについて、特に成果があったものはどういうものがあり、なぜそう考えたか。

(3)総務費、民生費、衛生費、労働費、消防費、教育費のそれぞれについて、特に次年度に努力しようと結論づけたものはどういうものがあり、なぜそう考えたか。

以前にこのような質問をした際には、いろいろまげて答えられていて、議場で答弁を一回聞いただけではわかりにくかった部分があります。整理して、わかりやすく答弁をお願いしたいと思います。議員は質問内容を詳しく当局に事前に通告することになっていても、当局は用意された答弁用の原稿を議場で読まれるので。

また、過去一般質問等で事前に当局と質疑・答弁の内容をリハーサルしていた議員もいますが、リハーサルをしていませんので、わかりやすくお答え願いたいと思います。

2、平成20年度中の契約、入札状況はどうであったか等について。

(1)平成20年度の入札は全部で何件あったか。その落札率は、60%台、何件何%、70%台、何件何%、80%台、何件何%、90%台、何件何%と答えられたい。一般競争入札、指名競争入札、随意契約、特命随意契約、総合評価方式ごとに分けて答えられたい。それぞれの入札、随意契約ごとの合計金額は幾らか。各課ごとに、契約種類ごとに分けて答えられたい。表にしてもらえるとありがたい。

(2)130万円以下を随意契約とすることになっているはずであるにもかかわらず、今年度に起きた給食センターの契約のように、おかしな契約は20年度にはなかったか。このようなことを行う際に、必ず前もって担当課と財政課は意思疎通を行っているか。給食センターの工事では事前に意思疎通を行っていなかったようであるが。

3、利用者数についてどう見ているか等に

ついて。

(1)利用者や入場者が十分あったと思う事業や施設はどのようなものとするか。そのように考える理由は。

(2)利用者や入場者が比較的、まずまずあったと思う事業や施設はどのようなものとするか。そのように考える理由は。

(3)利用者数や入場者数が少ないと思う事業や施設はどのようなものがあるか。その事業や施設の利用者数や入場者数の数字を今後は具体的にどれくらいまで持っていきたいと考えるか。その方策は。例えば献血者数や歴史資料館利用状況についてどうお考えか。その他利用者が少ないと思うものはどういうものとお考えか。どれくらいの数字まで持っていきたいか。その方策は。

○議長（熊谷直行） 町長。

○町長（首藤正弘） お答えをさせていただきます。

まず、第1点目の各行政施策を基軸の事業でございますが、総務費においてでございますが、平成20年度におきましては、今後10年間のまちづくりの羅針盤となります第5次太子町総合計画の策定作業に取り組みました。係長級職員15名で組織いたします総合計画策定委員会を中心に原案を作成し、総合計画の中核となります基本構想の原案がおおむね完成したところでございます。

先ほどの議員さんの質問にもお答えいたしましたように、昨年は前世帯アンケート、7,456世帯という多数の世帯からご回答をいただきました。これにより、住民の皆さんの町政に対する思い、またニーズというものを把握することができたところでございます。

総合計画の策定作業は21年度も引き続き行っておりますが、12月議会で上程すべく、作業を進めております。

また、景気後退下で住民の生活支援や地域経済の経済対策に資する目的で、国の施策で実施された定額給付金給付事業も実施をいたしたところでございます。今最後の詰めというところで、各まだお越しになっていない世

帯へ職員が訪問させていただいておるところでございます。本町では今現在全世帯の98.5%が給付を受けられている状況となっております。9月18日で締めになりますので、約200世帯未満の今整理といいますか対応をいたしております。そうした中での対策を講じてまいっております。

次に、国の地方分権、また行財政改革の中、今目まぐるしく諸制度が改正されておりますので、主な取り組み事項といたしましては、法令等の改正に沿った行政運営の推進、人事評価制度の実施、そして新行政改革大綱の着実な推進、庁内ネットワーク基盤再構築事業等でございます。その成果と見直しにつきましては、法令等の改正に沿った例規整備では条例、規則など61件の制定、改廃を行ったところでございます。今後も新政権の方針、国会情勢、国、県からの情報を的確に把握し、例規整備に適切に対応していきたいと、このように考えております。

また、人事評価制度の実施におきましては、地方公務員に対する人材育成や能力発揮、そうしたものがより強く求められる時代の致来に対応すべく、平成19年10月から管理職員に本格実施いたしまして、その結果を勤勉手当に反映いたしておるところでございます。全職員を対象に本格実施できるよう評価の公平性、客観性、信頼性等を確保するために、今後とも評価者の研修、被評価者への公開等を続けていきたいと、このように考えております。

行政改革の推進につきましては、第4次行政改革大綱実施計画に基づき、住民等への情報発信を行うとともに個別課題の確実な執行を図り、平成20年度取り組み状況を8月末に公表し、その効果額が先ほど来、申し上げておりますように2億3,037万5,000円となったところでございます。今後も情報を発信しまして、住民の理解と協力を得て景気の動向、新たな政権の方針等を十分見きわめ、今後の行政改革を進めていきたいと考えておるところでございます。

また、庁内ネットワークシステムにつきましては、平成14年度に地域イントラネット基盤施設整備事業により構築いたしましたが、機器類また保守終結、ソフトウェアのサポート終了等の維持管理が困難になりまして、パソコンサーバー等を入れかえ、20年12月より稼働し、職員認証、ネットワーク管理、セキュリティ管理、システム安定稼働ができるようになったところでございます。今後は内部情報系の容量が満杯状況にございますので、メール、スケジュール管理、施設管理等のシステムを安定かつ便利なものに置きかえていきたいと、このように考えております。

次に、税務課でございますが、税に関する分野では税目ごとの調定額を記載したものでございまして、数字以外に表現しにくいと考えております。この点につきましては、また疑問点がございましたら税務課等のほうにお問い合わせをお願いしたいと思います。

成果が特にあったものという件でございますが、滞納繰越分は2カ月前倒しで出納閉鎖をいたしました関係上、徴収率は1.2%低下いたしました。現年度分は延滞金効果等によりまして0.2%向上し、全体で0.3%の向上をしたところでございます。

また、特に年次経過、次年度に努力しようと結論づけたものにつきましては、やはり引き続き現年度分の徴収率の向上及び滞納繰越額の減少に努力するというところでございます。

次に、企画政策課でございますが、消防、防災関係でございますが、先ほど来、申し上げておりますように、19年度には洪水ハザードマップを全戸に、また防災マップを各自主防災組織にそれぞれ20年5月に配布させていただいたところでございます。

このハザードマップにつきましては、ほかに避難所や土砂災害警戒区域が明示されているとともに、災害時の心構えや非常持ち出し、そうしたものの情報も掲載いたしており、広く防災意識の高揚が図られたと考えておるところでございます。この件につきまし

ては配って終わるということだけではなくて、これからもいろんな会議等々で活用していき、その地域地域の話題とし、また改善すべきところはやっていっていただきたいということで、今後もそうした引き続いての取り組みをお願いしたいと思います。

次に、社会福祉の関係でございますが、子育て支援事業といたしまして、家庭児童相談員を1名配置しまして、子供のさまざまな相談に応じ、保護者の育児不安の解消に必要な支援を行いまして、子供の福祉の向上に努めておるところでございます。

やはり特に成果があったものというところでは、先ほど来、申し上げておりますように、こんにちは赤ちゃん事業がございます。こうした事業で保健師が訪問いたしまして、早期の疾病の発見や、また親御さんの不安や悩み等々もお聞きいたしまして、解消してゐるのではないかなという思いがいたしております。

また、もう一点は、療育施設としまして児童デイサービス施設たんぼの完成によりまして、専門医師、心理士、理学療法士による専門的な療育が可能となり、相談事業が実施、充実いたしましたところでございます。

なぜという問いの件でございますが、やはり西播磨4市3町で運営する西播磨児童サービス事業を開始いたしまして、専門医師の指導、評価等々を取り入れ、質の高い療育事業が実施できていると、このように考えております。これからもそうした点につきまして、保育所、幼稚園の現場等でも該当児童一人ひとりに適応した保育や指導についての専門医の意見が必要でございます。各園に心理療法士を派遣し、新たな巡回相談を実施いたしております。相談員、専門職員による障害者相談支援事業も開始し、月2回の相談日を開設いたしております。早い時期でのご相談をお願いし、また子供さん方の地域社会への参加が促進できるものと期待をいたしておるところでございます。

町民課関係のところでございますが、やは

り医療、年金等につきましては、町民の方々に限らず、国民の大多数が注視する課題でございます。当町におきましては町民の皆さんに親切に対応するよう、常日ごろから心がけているところでございます。制度といたしましては、どうしても曲げられない部分がほとんどでございますが、町民の皆様方に有利になるよう対応させていただいておるところでございます。

来庁された方の中には本当に生活に困られた方や医療を受けたい方が保険税が納められないというようなご相談もございます。そうした方々には保険税の軽減制度、また分納制度、猶予等々、できる限り対応をさせていただいております。

生活環境でございますが、特に困られている部分等々はないというふうに考えるところでございますが、成果等々のところでは交通防犯、衛生につきましてはごみ処理、消防費では消防施設といったものについて継続的に事業を執行していくことが成果につながっていくものと、このように考えるところでございます。

そして、特に次年度、努力の件でございます。やはり高齢者の交通事故防止に努めるため、交通ルールを学習する機会を設けることに努力していきたいと、このように考えております。

さわやか健康課でございますが、成果があったものにつきましては、介護予防事業ではいきいき教室の充実、そして妊婦健康診査の受診の促進、また麻疹の発生の予防、そして発達障害児の早期発見、早期療育といったところでございまして、療育実人員175名、延べ1,087人が今そうした受診をされております。

次に、教育委員会関係でございますが、やはり教育委員会では安全・安心の環境づくりの推進というところで、新1年生への防犯ブザーの配布、また青パトによる下校時の巡回パト、またスクールガード、警察官OBによる地域巡回の取り組み等々、関係機関との連

携によりまして、安全・安心への推進が図られたというところでございます。

また、体験学習授業の実施、これは小学校5年生を対象とした自然学校推進事業でございます。また、中学生、これは中学2年生のトライやる・ウィーク推進事業、そして学校教育における指導、支援体制の充実につきましては、スクールアシスタントの配置事業、スクールカウンセラー活用事業、別室少人数指導事業等の取り組みによりまして、学校教育の支援の充実が図られたと考えております。

また、学校の整備におきましても校舎の耐震工事、太田小学校では増築工事等への着手により環境整備も図られるものと、このように考えております。

社会教育関係につきましてはでございますが、学童保育園事業の充実につきましては、長期休業中の4年生の受け入れを開始いたしました。児童数の増加や問題行動をとる児童に対応するため補助員の増員や、斑鳩、石海学童保育園の施設整備も行い、より安全な保育の実施に努めております。また、放課後子ども教室を6月から毎月3回開催いたしました。子供たちが学年や学校区を超えた触れ合いをし、いろいろな体験をする機会を提供することができたと考えております。

図書館等につきましては、中高年の利用が年々増加しておりまして、大活字本の充実や健康問題等、また学校及び児童・生徒には参考図書、乳幼児向けの子育て中の若い家族を支援するため、出産、育児関連の図書の充実に努めてまいりました。今後とも学校園との連携も強め、児童たちの利用を一層増やせればという考えでございます。

文化会館におきましては、自主事業の内容をより検討し、入場者数の向上を目指しているところでございます。

次に、公民館事業におきましては、サークル、同好会活動に積極的にかかわりを持ち、グループ同士の交流をつくり、ステップアップを図っていきたいという考えでございます。

す。

スポーツの推進につきましては、町民体育大会、また各種の教室の開催、スポーツ団体の支援を行い、町民の体力づくり、仲間づくりに努めたところでございますが、ここで一点、やはり参加者の固定化が見られておるといところでございまして、教室等の見直しを行いまして、新しい指導者や種目の多様化を図り、より一層の参加者層の拡大に努めていきたいというところでございます。

歴史資料館につきましては、地域の皆さんに知られていない歴史の紹介に企画展を通して努めてきたところでございますが、ただやはり前年度に比べ、入館者が減ってきております。展示テーマ等々を考え合わせ、資料館活動のPRにも努めていかなければいけないと、このように考えております。

次に、入札関係についてでございますが、入札関係につきましては、入札方法が、指名競争入札が件数が28件、そして落札率30%台1、40%台1、50%台3、60%台1、70%台1、80%台4、90%台14、100%が1、不調が2でございます。制限つき一般競争入札、件数が3、60%台が1、90%台が2、不調、ゼロ。総合評価方式はゼロでございます。

合計で31件、30%台1、40%台1、50%台が3、60%台が2、70%台が1、80%台が4、90%台16、100%台1、不調が2。

そして、予定価格と、それから契約額、落札率の合計でございますが、指名競争入札では9,512万2,100円、そして契約額合計が9,316万5,450円、落札率の合計が97.9でございます。制限つき一般競争入札につきましては、5,626万円、契約額が3,793万2,300円、落札率が67.4でございます。トータルでは、予定価格合計が1億5,138万2,100円、契約額合計が1億3,109万7,750円、落札率合計が86.6%でございます。

企画政策課関係でございますが、ここでは特命随契が6件、2,187万5,840円、随意契約2件、74万6,470円でございます。

総務関係でございますが、随意契約61件、

1億3,757万1,376円、特命随意契約51件、1,775万2,578円でございます。

次に、税務関係でございますが、特命随契の件数が4件、1,894万9,596円、当初予算との比でございますが、85.6%でございます。

生活福祉部の町民課関係は委託関係でございまして、システムの委託料とデータベースのソフト保守点検、保守の委託料、そうしたものでございまして、システム委託が344万4,000円、保守委託が26万2,500円でございます。

次に、社会福祉課におきましては、備品購入といたしまして203万8,627円、これは障害者の関係でございます。保育関係で同じく備品で90万6,580円、児童館関係で100万円というところでございます。大体大きいものでピアノ、そしてエアコン、遊具等々でございます。

次に、生活環境課でございますが、ここでは消防の防火服92万9,250円、ヘルメット、また委託の関係では上太田の瓦れき搬出委託105万円、それから随契といたしまして防犯灯の設置工事12万6,000円、上太田の瓦れき処分場の管理委託471万3,000円でございます。

産業経済課でございますが、指名競争入札で80%台が2件、30%台が1件でございます。この内訳は上ノ池の調査設計の委託、それと米田地区の地籍調査委託、そして段階的基盤整備実証調査策定委託、その3件でございます。

街づくり課におきましては、随意契約が10件ございます。落札率では90%台が5件、50%、それから80%台が2件、20%、70%台が1件、10%、見積入札が2件、これは道路台帳整備、砂場のメンテでございます。

また、特命随契につきましては3件ございまして、80%台が2件、これはシルバー人材センターの道路、公園等々の整備でございます。単価契約につきましては、上太田の進入路、門扉の開閉委託等がございまして。随意契約につきましては、10件の合計で2,407万

1,376円、特命随意契約3件、470万8,950円でございます。

下水道事業につきましては、指名競争入札7件、2,778万3,000円、上水道事業で3件、847万5,000円、随意契約では下水道事業が120件、4,774万7,000円、前処理場事業が随意が9件、5,841万5,000円、上水道事業が14件、2,218万円でございます。

教育委員会関係でございますが、小学校費、中学校費、幼稚園の修繕費及び工事請負でございます。指名競争入札が2件、契約金額が973万8,750円でございます。落札率は89.7%、そして随意契約が7件で、531万2,200円、落札率が53%から93%でございます。また、特命随契といたしまして5件で、率が90から98%、金額で648万4,600円でございます。

社会教育課の関係で文化会館でございますが、随意契約で210万円、これは修繕でございます。空調用のポンプの切りかえがございます。それから、工事関係では屋上の防水工事、これも随意契約で367万5,000円でございます。

そして、歴史資料館でございますが、これは修繕でございます。屋根の修理、167万4,000円でございます。体育館につきましては、体育館の消火栓設備の取りかえ工事、1件、99万7,500円でございます。

各課での指名競争入札の報告につきましては、財政課で説明した分にも含まれておるところでございます。

続きまして、利用者関係の件でございますが、どのくらいの数字まで持っていきたいかというところでございますが、特定健康診査等の実施計画によりますと、目標値は19.5%、特定保健指導実施率は40%でございますが、本年度の実績では、受診率が21.1%、保健指導が77.7%となっており、目的の達成をすることができました。こうしたところは土曜、日曜日にも実施した効果があったのではないかなと、このように思うところでございますが、24年度の目標値でござ

います65%の達成というところではなかなか難しい面があると思います。先ほどの議員の説明でも申し上げましたんですが、できるだけ啓発等に努めまして、この事業の目的が達成できるように取り組んでいきたいと、このように考えております。

それと、社会教育関係の子育て関係でございます。この点につきましてはいろいろと行事を考えてやっていただいておりますが、子育てのグループ、6グループ、親の会が1グループ、親が196人、子供が237人の名簿登録がございまして、それぞれのグループが行事を計画されて、活動していただいているところでございますが、やはりその活動内容にも創意工夫を凝らしていただき、七夕会、菜の花コンサート、クリスマス会等々、そうした事業に親子で参加していただいているところでございます。

児童館も年間2万人の乳幼児、また小学生、中学生、大人も利用されておりますが、そうした乳幼児向けの行事等を行いまして、館内のスペース等を考え合わせますと、これ以上は無理ではないかなという思いがいたしております。

さわやか健康課でございますが、ここの施設関係はつくも荘でございます。しかしながら、この老朽化した施設ではございますが、年間約7,000人の利用をいただいております。多くの方に利用されているという思いでございます。ここにつきましては気軽に使えるという利点があるのではないかなという思いがするところでございます。

それから、献血についてでございますが、献血事業につきましては、4日間実施した中で185人が会場にいられていただいております。昨年度と比べますと若干増加したというふうに思っております。思ったよりは多くの方に来ていただいておりますというところでございます。

介護予防関係の事業で、いきいき教室でございますが、年181回開催されまして、2,233人の参加がございました。1回当たり

12人の参加者でございまして、想定しておったとおりの参加があったと、このように考えております。

利用や入場者が少ないという思い等々でございしますが、やはり平成20年度のがん検診受診者数が5,850人、40歳未満の基本健診受診者数が182人と落ち込んだところでございます。その原因は、特定健診と同時実施であることから、制度の変更による受診者の混乱があったのではないかということが言えます。今後、例年の受診者数でございまして、がん検診を約7,000人、40歳未満の基本健診を350人あたりまで持っていきたいという思いでございします。

それと、産業経済課でございしますが、やはりここでは太子あすかふるさとまつりのイベントがございします。平成8年の第1回から14回目を迎えて、大きなイベントとして定着してまいっております。毎年1万5,000人ぐらいの人出がございまして、大いに利用していただいておりますものと、このように思います。

続きまして、中央公民館でございしますが、公民館関係でございしますが、講座の充実等々、そして利用者等も予定どおりの人数となっております。また、文化会館につきましては10万5,205人と、たくさんの方に利用していただくことができました。今後も利用者の立場に立った親切な対応と、またあすかホールを使おうと言っていただけのような接遇をやっていきたいというところでございします。

歴史資料館につきましてはでございしますが、先ほども申し上げましたように、やはり地域に根差した資料館として、地域に根差した事業を行っております。特別派手な企画展、目を引く企画展を開催するのは難しいと、このように思います。そのため大幅な利用増は難しいと思われそうですが、年間入館者が4,500人から5,000人を目標として考えたいというところでございします。

体育館等々でございしますが、ここは多くの

スポーツ教室等が利用されておりますので、余りこれ以上、手を広げるところは難しいと、このように思います。

次に、図書館の利用につきましては5万1,503人、たくさんの方に利用していただいております。やはり今後もそうした中での対応をしていきたいというところでございします。

以上でございします。

○議長（熊谷直行） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 今いろいろ言われたのですが、一生懸命私もメモをとって聞いたのですが、全部書けないし、ちょっと聞き取れなかったところもございしますが、こういう中でなかなか質問をするのは難しいわけですが、今お答えになった中で、なぜそのように考えているのかということについて、課によっては答えられていたところもありましたが、その部分がないところがございしました。

私はいろいろ仕事をしてもらうときに、今年度こういうことをやったと、どこが悪かったかな、よかったかなと考えて、何でかなとか考えていただいて、また次年度をどういうふうにしたらいかなと。

今、なぜというところが十分でなかったということと、それから今度どうしようかなという、その方策がということも私質問に文書で書いているんですが、その方策はということも今聞いていますと、どこにそういう方策があったのかなというふうに感じます。全部きちっと覚えていませんので、そういうところ、少し述べられたところもあるのかもわかりませんが、どういうふうの方策を持っていきたいか。

それから、目標をどういうふうにしたいかという部分についても、今お答えいただいた中では、答えられたところもあるんですけども、例えばがんの検診でしたらどれぐらいまでとか、ですけど答えられていないところも結構あったように思います。ですから、そういったところをお答えいただきたいと思っております。

それから、質問の中の2番の入札のところで、(2)番についてはお答えがなかったように思います。こういうことがなかったということでお答えにならなかったのかもしれませんが、お答えがなかったというふうに思います。

それから、入札について指名競争、28件で30%、1件とかいろいろ言われたんですが、これも一生懸命メモをとったわけですが、ちょっと全部書き切れませんでした。それで、いろいろ後から言われるもんですから、この部分かなと、その該当かなと、私なかなか考えながら私もメモをとってたんですが、なかなかとれませんでした。こういう表は決算委員会を出していただきたいなと思うんですけど、いかがでございましょうか。

それから、特命随契についていろいろ各課でおっしゃいました。例えば総務課、特命随契51件とか税務課でも特命随契4件、これは大体想像できるんですが、総務課の特命随契というのはどういうものでありましょうか。

それから、教育委員会でたしか特命随契5件と言われたと思うのですが、どういうものでしょうか。

まず、以上の点についてお答えをしてください。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） まず、総務課の特命随契はどのようなものかということでございますが、これにつきましては特命随契、随意契約、それぞれ総務課が出させていたものには需用費の中の例規集の印刷とか、役務費というアルバイト職員の胸部検診、そして顧問弁護士の委託料、リソグラフの使用料、そういったものすべてを含めまして件数を上げさせていただいております。

特命随契的なものとしましては、先ほど言いましたような顧問弁護士の委託料、宿直代行委託料、そして庁舎の一部小さな修繕、それとパソコン等の修理とかシステムの使用料とか、そういったものを含めまして、特命随契としてやっております。

○議長（熊谷直行） 財政課長。

○財政課長（香田大然） 財政課関係で申し上げますと、先ほど町長がお答えしました何件、何%台、何件ということでございますが、これ毎月毎月入札が終わるたびに次の月の初めに議会事務局、議員の皆さんにお配りしておるものを単純にまとめただけでございますので、これ以上の資料はございませんので、ご容赦を願いたいと思います。

○議長（熊谷直行） 副町長。

○副町長（八幡儀則） まず、一番初めの方策云々のご質問がございました。本来決算でございますので、もちろん次年度にこの決算を生かすということで、次年度の予算に当たって方策等については当然生かしていくということでございますので、申し上げられない部分もあったということで、お願いしたいと思います。

それから、2番ということでおっしゃった随意契約云々のことでございますが、ご質問でも130万円以下を随意契約とすることになっているはずであるにもかかわらず云々のところでございますが、地方自治法施行令第167条の2によりまして、その他の契約でその性質、また目的が競争入札に適しないものをするときには随意契約というものは可能でございまして、そういった意味で随意契約等もしております。もちろん130万円未満という一つのくくりもございます。

それからもう一つ、教育委員会の随意契約の案件でございますが、5件と町長から申し上げましたが、龍田小学校の耐震診断評価及び評定取得業務、斑鳩小学校のプール循環ろ過装置修繕、西中学校のプール周回の修理、龍田幼稚園の総合遊具の補修、学校園消防用設備の改修ということで、5件でございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 最初にお尋ねしました、なぜそのように考えるかとか、方策としてどういうふうにやっていきたいとか、どれぐら

いの数字まで持っていきたいかということについては今ご答弁がなかったので、お答えいただきたいと思います。

それから、財政課長から配っているものをまとめたと言われたんですが、私も手許にこれ持ってるんですけど、この20年度の実績のこの配られてるのを数えますと、多分29件ぐらいだと思うんですが、今お答えになった数はそれよりも多かったと思ったのと、それからここに私たち議員に配ってもらってるもの以外にもいろいろあって、そのことについてはご説明、先ほど町長がされましたけれども、この際どのような契約があるのか、そういうことをいろいろわかったほうがいいと思うので、そういうものを表にしてもらえないでしょうかということをもっと書いていた次第であります。

まずその2点についてお願いします。

○議長（熊谷直行） 財政課長。

○財政課長（香田大然） 29件というのは恐らく不調の2件の関係のことだと思います。

それから、あとのちょっとご質問の意味がよくわからなかったんですが、ちょっと意味がよくわかりません。

以上です。

○議長（熊谷直行） 副町長。

○副町長（八幡儀則） なぜそう考えたかというのは、すべてじゃなかったですけど、町長が答弁したとおりでございまして、それから次年度の方策というところでは、先ほども申し上げましたが、いわゆる決算というのは執行結果をあらわすものでございまして、次年度以降における予算執行の指針となるものという考えでございまして、したがって、まだ次年度の予算編成のところまでは至っていない状況でございまして、方策等についてはこの決算を十分生かして次年度の予算に反映していきたいと、このように考えております。

以上でございまして。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 まず、最初の財政課長の件

ですけれど、ここにこれいただいた以外にも今いろいろお答えになったので、そういういろんなものをまとめてもらえたらありがたいなという意味で言ったということです。

それから、副町長が、まあ、決算で終わったことを書いてるんだから、それで次の計画まだ立ててないからというふうにおっしゃっているんですけど、そういうことでなくて、私毎年毎年終わったら考えるべきだと思うんですね。ですから、どういうふうを考えて、次はこういうふうにやって、町民のためにしようと思っておられますかということをお願いしたかったわけです。

それで、恐らく推測で言いますが、原稿を各課長がこれ書かれたのを集められて、今お答えになったのかもしれませんが、そのときにもっとどういうふうこれからそれぞれの課でやっていこうとしてるのかとか、そういうことを十分やはり担当の課長に考えてもらって、そしてそれを言ってもらって、そういう姿勢で仕事をしていただきたいなと、私は思います。

ですから、そういう決算は終わったことやからって、まだ次の予算できてませんからって、そういうことじゃなくて、いろいろ考えながらやってるはずなので、そういうお答えはどうもおかしいと思います。

○議長（熊谷直行） 財政課長。

○財政課長（香田大然） いただいたもの以外にいろんなものと言われるんですが、私どもの資料としてはそれがすべてでございまして。

それから、先ほどの利用者の総括質疑の中でもございましたが、いろいろ議会サイドとすり合わせて主要施策の中にいろんな利用者を明示してるにもかかわらず、町長が先ほどご答弁申し上げましたが、文章にするとあれだけ長い時間をとるといったようなことで、私どもが資料をつくる、議会とすり合わせて、入札関係でもお手許のほうにお配りしておりますが、資料を出す、それとまた違う資料を出す、一体私はどこまで資料をしたら

いいのか、なかなかよくわかりませんが、お渡ししている資料としては、私どもとしてはすべてでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 議員のお考えはそうかもしれませんが、私ども行政あるいは他市町の団体も同じだと思います。本当に時間的にすごく余裕があれば、その決算の資料が出てきたときに、それだけの指摘をして、ヒアリングをするべきだというようなご意見でございますが、服部議員がおっしゃるようにされてるところもないとは私も調べてませんが、断言はできませんが、普通は執行結果をあらわすといったら表現悪いんですが、執行、それを昨年度の事業の反省を踏まえて、次年度に生かしていくというのが、これが本来の姿でございますので、今の時点で議員がおっしゃるところまで太子町としては踏み出していないというところでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 太子町として踏み出していないとか、そういうことでなくて、日常いろいろと役場の職員が町民のために仕事をしていれば、こういうことを今度頑張ってやらなアカンとか、そういうのは一生懸命仕事をしていたら、今おっしゃった理屈のようなことを言われなくても答えられるはずだと思いますよ、私は。そういうことを日ごろ考えなくて仕事をされてるんですか。

○議長（熊谷直行） それ質問ですね。

副町長。

○副町長（八幡儀則） 常に住民の立場に立って私ども職員は住民の福祉の向上のために努力しております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 日ごろ住民の福祉のことを考えてやっていますというのは、それはそういうふうに答えられると思いますけど、しかし私がお尋ねしましたことは、仕事をしていた

ら、これからこういうことを頑張ろうということはおわかりになれるでしょうと、こういう質問したら、それぞれの課長もそれなりのことを書けるでしょと言ってるんです。そして、上司である、前に座っておられる部長とか副町長とか町長も、いや、どういうふうにならねばならないかと、もっとしっかり書かんかいとかということになるんじゃないかと私は思うんですよ、真剣に仕事していれば。ですから、申し上げています。

今の時点でもそれぞれの課長はそれぞれの思いを書けるのではないですか、書けないんですか。

○議長（熊谷直行） 同じ答弁になると思いますけども、副町長。

○副町長（八幡儀則） 今の時点ではお示しすることはできません。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 大きな2番の(2)のところの財政課はそれぞれの課と意思疎通を行っているのかというようなことを書いてるのですが、それについて答えがございませんでした。それはやっていますというふうに今答えられるでしょうけれども、しかし私聞くとこによりますと、なかなか職員の中でも財政課の部屋に行きにくいとかということも聞くわけですが、十分不祥事が起こらないように、日ごろからそれぞれの課と話をされているのでしょうか。

（上田富夫議員「財政課敷居が高いんやなあ」の声あり）

○議長（熊谷直行） 財政課長。

○財政課長（香田大然） ちょっとお答えのしようがないんですが、意思疎通という意味がどういう意味かわかりませんが、起案文書で合議として来るものもございますし、少額であれば来ないものもあるというのが実態でございます。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 よく意思疎通をとられて、いろいろ不祥事がないようにお願いをしたい

と思います。例えば、年度は変わりますが、最近あった給食センターの件でも、もっと早くセンターの所長と話をされていたら、ああいうふうにはならなかったと私は思いますよ。後でいろいろそういうことをしてもらっちゃ困るということは言われたということは聞いておりますけれども、いろいろ前もってされていることが必要であると思います。

それから、前にいろいろ部長座っておられるんですが、特にここの数字のことで私言ってますけれど、どういうふうにやっていきたいか、その方策について、それぞれの部長もそれぞれの課のいろんなことを掌握されてると思うんですが、ここで改めてこれをこういうふうにやっていきたいと、その方策をどういうふうにやっていきたいと、そういうご意見をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） まず、企画政策のほうでの総合計画ということを書かせていただきましたが、これについては先ほど町長が申しましたように、今期12月議会に出せるようにするというところでございます。

次に、総務のほうの法令等の改正に沿った行政運営の推進ということでございますが、これはもう毎年のことでございますので、数値目標というものはございません。努力をしていくということでございます。

人事評価制度の実施につきましても、現在管理職を実施しておりますので、速やかに一般職につきましても実施をしていきたいということでございます。

行政改革の大綱につきましても、これは今第4次ということでやっておりますので、計画に沿った運営を24年までやるということでございます。

庁内ネットワークの基盤再構築事業につきましては、これは大まかな整備はできておりますが、国のほうの制度改正、絶えず変化をしておりますので、それに沿ってやっていくということでございます。これにつきましても数値目標というものはございません。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 生活福祉部では、まず健康診査、特定健診、これの受診の向上ということが大きな課題であり、目標設定までしておりますので、これに向けての取り組みというのに重点というのは考えております。

また、同じく介護関係ではやはり予防事業について充実をさせるというところで、これも参加対象者といいますか利用者といいますか、その方の向上を図るということに重点を置きたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 教育委員会関係でございますが、まず何といたっても学校施設整備の充実ということで、児童の安全・安心を確保するためには耐震補強工事が重点目標ということで、現在龍田小学校、また斑鳩小学校と順次耐震化に向けた事業を実施していきたい。また、現在太田小学校で増築しておりますが、教室の不足の解消に向けた施設の改修、また教育活動ではスクールアシスタントの配置を継続的に行ってまいりたい。また、コンピューター、授業におけるICTの活用というところではコンピューター教室の整備を引き続きやっていきたい。

また、社会教育課関係では、どうしても近年学童保育園に希望される方が多くなっているということで、現在石海農協の跡地も利用させていただいておるところでございますが、太田学童につきましても、21年度について増築を行って、確保に努めていこうというところでございます。

それと、体育館の話は出ましたんですけども、体育館では教室があるんですけども、少し固定化したところがあるなということで、ニュースポーツに向けた教室も検討していかなければならないのではないかとということでございまして、それと文化会館、自主事業関係で事業費が少しだんだんと少なくなって

1,400万円程度になってると、これはどうしても興行的なプロを呼んできてということになりますとお金も要するというのでございますので、町民みずからが参画するとか、今現在行っておりますライブインあすかというようなこともやっておりますけども、そういうような面を工夫しながら、要するに住民も参加できるような事業に展開できたらいいなというように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 服部議員、まだ時間ありますけども、まだ続けられます。

（服部千秋議員「まだ最後に言わなきゃいけないこともありますし、まだ」の声あり）

（桜井公晴議員「昼からやろうや」の声あり）

いや、だから待ってください。

まだやりますね。

（桜井公晴議員「昼からやる」の声あり）

暫時休憩します。

（休憩 午後0時06分）

（再開 午後1時14分）

○議長（熊谷直行） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質疑を続行します。

（服部千秋議員「富岡部長がまだお答えになってなかった、さっき」の声あり）

いや、これ土木関係入ってないけども。

（服部千秋議員「いやいや、お考えをと思って」の声あり）

経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 通告によりますと労働費だけでございますので、労働費の主要支出の関係では、シルバー人材センターと勤労者住宅資金の件でございます。

（服部千秋議員「もっと大きい声でお願いします」の声あり）

シルバー人材センターの活動補助金につき

ましては、シルバー人材センターがもう少し利用されたらいいんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 いろいろと一応、言葉では答えられているわけですがけれども、先ほど副町長が反省はまだだと答えられているわけですがけれども、1つのことをしたら反省をなぜしないのか。今反省できていないのに、しっかりとした予算がつかれるのか。先ほどの答弁では不思議であります。今後どうあるべきかを示すべきだと思います。それをはっきり言えるのが本来の姿だと思います。

また、各課長ももっと整理して答えるべきであり、答えるべきでありというのは、その文書を渡すときのことでありますけれども、町長もそうさせるべきだと思います。そう指示すべきだと思います。

また、気持ち、人の心、町民の皆様が困っておられないのか、そういう部分を書いてほしいし、答弁でも答えてほしかったと思います。私が聞いたことに十分答えられていたと私は思っておりません。これ以上話してもなんですので、この辺で終わりたいと思います。

最後に、当局の概要説明が早口過ぎるので、苦情を申しておきます。これは通告の中に最初書いていたものですが、議長から口頭で述べてもらいたいと言われ、不本意ながら配付されている文書から外した内容であります。ただし、議長から言われる前に当局には既に議会事務局からでしょう、私の書いた文章が配付されていたので、当局は既に目を通されているかと思います。

では、当局に苦情を申しておきます。

第1日に決算認定について当局が行った概要説明が早口過ぎて理解できなかったのも、当局の姿勢について苦情を申したいと思います。

特に平成20年度兵庫県太子町一般会計歳入

歳出決算の認定から国民健康保険、介護保険、老人保健、後期高齢者医療、墓園それぞれの特別会計の説明は早過ぎて聞き取れませんでした。

議事録は今年末の12月議会までに作成されます。テープを聞いてまとめる議事録（外部の業者に発注し、議会事務局でチェック）では、説明をテープ起こしをして書かれていても、議事録ではスピードがわからず、その場の状況がすべてはわかりません。

今回早口過ぎて、その場にいる私にはわかりませんでした。途中で我慢ができず、「もう少しゆっくり話してください」と言いましたが、無視されたままで、その後も何度か「ゆっくり」という趣旨のことを言いましたが、早口のままでありました。「ゆっくり話してください」と言った私のこの部分も議会事務局は議事録作成時にカットせずにちゃんと載せていただきたいと思います。議長も「もう少しゆっくり説明してください」と当局に言ってもらいたかったと思います。

当局は各担当課が作成した文書を寄せ集めて議場で読み上げる文書を作成し、前に座っている当局側は読み上げる文書を持っておられますが、それを聞かされる私たちの側には文書はありません。

ある課長は、「ほかの課のことなんか、わしらもわかるかい。このことで常任委員会わかっているのは議員の中でも1人ぐらいちゃうか」、議員というのは委員ですが、と言っていますが、そのように役場内部でも十分わかり得ない内容を、また議員全部が理解していないのではないかと言う課長がいる中で、なぜ早口で説明し、理解しようと一生懸命聞いている議員を不愉快な思いにさせられるのでしょうか。

今回の説明は特に早口でわかりませんでした。そして、「ゆっくり」とお願いしても、早口は直りませんでした。当日は議会は3時57分終了で、もう少しゆっくり読み上げられても、職員の勤務時間5時15分より前に終わっていたと思います。

今回、休憩時に何人かの議員に聞いてみましたが、私と同じように「早くてわからない」ということでした。中には「もっと怒ったらええ、みんなわかれへん。以前に全部説明し直してくれと言ったこともある」という先輩議員もいました。

私の場合、説明されていることを一生懸命聞こうとすればするほど、理解しようとするほど当局の姿勢に憤りを感じてしまいました。数字でも早過ぎて、メモもそれぞれの初めの部分の数字しかとれず、またある箇所では何ページの何々と言われても、そのページをあけていないのに、その款項目節をあけて、その節を探せていないのに、説明を早口で、説明というか当局が各課に言って集めて用意した文書を読まれるだけでした。

休憩時に丸尾部長に「全部聞きに行かないけませんね」と言うと、「もう説明は終わったので」と言われました。それでは個々に部長に聞きに行くこともできません。そもそも町民に対して（私たちは町民の代表ですから）、わかってもらうように説明する意思はおありなのか。

副町長は議員のことを「あいつら」とか「常任委員会も議員に出前講座をやってやっているんだ。あの常任委員会は違法なものだ」と私の前で言われていますが、この場のような表向きの席や常任委員会の席では「議員を尊重し」と言われ、陰で言っているのは違うことを言っておられますが、そもそも町民（私たち議員は町民の代表）にわかりやすく説明しようとしておられるのか。早口でも説明だけしたことにして、議会が賛成多数で手を挙げてくれさえすればよいとお考えなのか。

私はそちらの側の立場であれば、議員に少しでもわかってもらおうという姿勢で説明しますから、情報量の違う（当局が多くて、議員が少ない）ことを知っていながら、第1日のような説明をする姿勢は全くおかしい。議決、認定を求めている以上、議員にわかるようにされるのが務めだと思います。

いかに早口で話して、数字を間違っただけでも、議事録作成時には議会事務局がそういう箇所を直している。私は3月議会の署名議員であったので、その責任上、テープを聞いて確認したが、議場で「ああ、その数字なのだ」と思いながら聞いて理解していた部分も、理解していた数字と違って、議事録では書き直されていた。当局は数字の間違いまで議会事務局に直してもらっていいですね、と皮肉を言いたくもなる。例えば1日4,000円と仮に当局が言ったとして、それが一月4,500円が正しい数字であるとする、議事録では一月4,500円と直されているということです。議場で私たちが聞いていることからここまで直されるのはいかがかと思う。修文とって、後で読まれる町民がおられたら、間違った数字が伝わったら困るからといって、ここまで直されるのは、議場で言われた、そのようにその場で理解している議員にとっては、勝手にそこまで直されて、理解しているのと違ったことになり、どうしてもらえるのか。

さらにまた、それ以外にも3月議会の議事録では、議会事務局職員2人ずつがそれぞれの日についてテープを聞いて確認された後に、私は署名議員であるので、テープを聞いて、こうではないですかといって直してもらった箇所がたしか450カ所以上あります。たしか450カ所以上と言っているのは、私が直してと言った部分を議会事務局もそうだと直してもらった箇所を最後まで数え終わっていないからであります。署名議員が指摘しなければならない箇所が1冊にこれほどあるのはいかがなものかと思えます。この点についても苦情を申し上げておきます。

終わります。

○議長（熊谷直行） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 今一方的にいいですか、総括質疑の中でお話といいますか、耳の痛いような何か言われたんですけど、1つは詳細説明についてでございます。これについては議員各位にわかりますように、次回か

らは心がけたいというふうに思います。

それから、2点目ですけど、私、言葉の使い方として、先ほど後半のほうで言われた、あいつらとかというようなことは決して言ったことございませんので、そのように聞こえられたのか、私もちょっと、だれに言葉を話してるんでも、例えば目上の人、目下の人別にしても、そういう言葉は私は使っていないというふうに思います。

その辺のところと、それからただおっしゃった中での、あの常任委員会は違法なものだというような趣旨は言ったと思います。これは前の議会でも申し上げましたように、地方自治法の第109条に基づく常任委員会というもの太子町の議会で本当にこれでいいのかということで、ここでは、議会では妥当性に欠いているのではないかと一度申し上げたつもりでございます。違法性は高いと私は今でも信じております。

ただ、これは太子町議会の独自性の中で、行政当局と議会当局が紳士協定の中で今の常任委員会があると思っておりますので、誤解のないようにお願いしたい、このように思います。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 詳細説明については……

（北川嘉明議員「やめとけや。反則や、そういうことは」の声あり）

次回から次のようにお願いをいたします。

今、これ以上、そういう今やじも飛んでおりますけれども、これ以上は私も言うつもりはありませんが、今一言、言っていないというふうにおっしゃいましたので、副町長室で私が2期目の議員になってすぐのときに副町長室に行ったときに、副町長室の中で言われておりますので、ただテープはとっておりませんので、その、何て言いますか、テープを、証拠の音声を示してくださいと言われても、私は示せません。

私がなぜあえてこれをここで言わせていただいたかと言いますと、私たち議員は一生懸

命聞いて理解しようとしています。本当にしてるんです。ですけど、理解できなかった。で、早口のことを……

（北川嘉明議員「それはあんただけが理解できへんのやろ」の声あり）

（桜井公晴議員「君が言うことじゃないがな」の声あり）

（長谷川原司議員「やじ飛ばすなよ」の声あり）

私はなぜあえてここまで、これは私も勇気を持ってここで言わせていただいたことなんです。お互いが本当に私にも理解しようとし、そして当局も理解をしてもらってというふうな姿勢でお互いにやりたいということ、私は本当にもうこれあえて言わせていただいております。これをここで言うといういろいろ怒られる方もおられるかもしれませんがけれども、私はそういう姿勢で私も取り組みたいし、当局も私たちに少しでもわかってもらおうとって、これ別に変な言い方で言っているんじゃないくて、わかってもらおうという姿勢でしていただきたいなということを本当に思っているので、申し上げました。

（桜井公晴議員「そないしょう」の声あり）

以上です。

○議長（熊谷直行） 以上で服部千秋議員の総括質疑は終わりました。

次、桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 通告の順に総括質疑を行います。

最初に、施政方針及び主要施策への取り組みについて伺います。

施政方針等では、自主財源の確保に努め、スリムで効率的な行政運営の推進を図ることを最優先課題として行政評価の手法を用いて事業の重点化と適正化を進める、また厳しい事務事業選択に取り組み、歳出の抑制と効率化に努めると、こういうふうに示してきたわけであります。これらへの具体的な対応、総括、いわゆる整理をしておかなければならないものがあると思いますので、総括をして、

今後の取り組み方針を明らかにしてもらいたい。

また、年度当初にも住民生活の厳しさには触れていないと、住民の暮らしの実態をどう見ているのかと批判をしてきたわけでありますが、住民生活は相次ぐ制度改悪や増税あるいは使用料等の負担増で住民の暮らしは極限に達していると言っても過言ではない。今日もそうであります。

地方自治体の仕事は、住民の暮らしを支え、安全・安心のまちづくりを進め、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的に、また総合的に実施することです。

格差の拡大はより一層進み、貧困率の拡大もそうあります。福祉、介護、医療、教育等の暮らしと人権、人間としての尊厳に係ることです。これらを支援することが地方自治の本旨であり、緊急の課題だろうと、こういうふうに思います。決算年度を通じて取り組み経過と今後どう対応するか、説明を求めます。

それから、各施策の内容等についてですが、施政方針で示しました主な施策、6項目を主にしてあるわけでありますけれども、それらに対する取り組み経過と、これも総括をして、今後の取り組みについて説明を求めたいと思います。

特に健康でいきいきと暮らせるまちについては、いろいろ健常者等は何とか生きておりますけれども、障害者にとっては暮らしにくい。暮らしにくいどころじゃないわけです。そういうことを含めて、方針では住みなれた地域の中で毎日を健康で生きがいを持って暮らしていけるよう、保健・福祉・医療の連携を図り、人に優しいまちづくりをというふうに言ってるわけです。その中で障害者福祉については障害者自立支援事業や地域療育等支援事業など障害福祉サービスの充実に引き続き努めると、こういうふうに言っております。

そこで、障害者自立支援法は、障害者の自

立どころか一層苦しめていると、こういうような状況があり、今日も裁判闘争も行っているほどであります。それらについて本町での取り組みと今後について説明を求めます。

それから、豊かな緑に抱かれた活気あふれるまちで、農業環境の改善に努め、全部は言いませんけれども、将来を見据えた農業振興を進めると、こういうふうに言っております。私は何回もここでも言い、一般質問でも言いしているわけでありましたが、都市近郊という条件を生かして、地産地消で安全・安心な食物の生産消費の対策こそ緊急に立てて、本町の農政の中心に据えるべきだと、こう思うんですが、これらの施策の経過と今後について説明を求めます。

それから、同じように活力ある商工業の振興で、総合的な商工業の充実のための支援助と、こういうふうにならなければならない、これらのやっぱり具体的な取り組みと今後もしっかり示していかなければならないと、こううたう以上はしっかりと執行して、そして執行の上に立った方策が必要であります。

それから、美しい景観に機能性を備えたまちでは、マスタープランの改定に向けての取り組みをうたっているんですが、自然と共生していることが実感できるまちづくりで、利便性の高い交通網の整備、それから機能的で住みよいまちづくりを計画的に進めると、このことについても同じように取り組み経過と今後を示していただきたい。

それから、自治と連携による力強いまちづくりの中では、いわゆる町政への住民参画、協働ということをやっているわけですが、その中でも行政情報を町民や議会、企業と共有して、そして共通する価値観を持つことが必要だと、こういうふうにして、情報公開の説明責任を十分に果たしながら相互理解とパートナーシップを深め、協働のまちづくりを進めると、このことについて、当然どういう取り組みがあって、今後どう展開をするかということが大事であります。これらのことが地で行かれないといけませんの

で、伺っておきます。

それから、支え合い共生する住民主体のまちで、相対的な広報広聴機能の充実を図って、地域の声を生かしながら活力あるまちづくりに取り組むと、これも同じように具体的に取り組みと今後どうするか。私は当然発展させなきゃならないものとして、今言っております。

それから、3番目の質問で、健康、安全・安心の施策等について。この件につきましては、通告で示していることそれぞれについて説明を求めるわけでありましたが、健康を維持し、安心して暮らし、老いられる行政にすることが地方自治の本旨であります。先にも言いました。行政の責務であると考えます。

そして今、新型のインフルエンザの猛威が毎日の新聞でも、またテレビ等のメディアでも報じられる中で、その猛威が来ますと、医療体制等の感染対策が必要でありますけれども、それらのことが本当に万全なのかと、こういうことが住民の中でも心配をされております。中には寝とったほうがええという人もおりますけれども、しかし自分の持っている体の条件によります。そういう点では取り組みがしっかりしていないと、後でえらいことになる可能性もあるわけですから、その体制について、これはインフルエンザだけではありませんけれども、流行性のものが出ますと、すべてにわたってこの立場がなかったらいけないと、こういうことで伺います。

それから、国保、介護との関係があるわけですが、健康の維持、早期発見、早期治療、それから介護予防等の感染対策あるいは人間ドックに対する助成を維持し、特定健診の内容を充実させる。町民検診あるいは特定健診を受けやすくするために、やはり私は今回でもこれまで説明がありますように、健診日を増やしたけれども、実際には対象、受けてもらった人が少ないということがきょう、きのうと語られているわけがあります。

そういう中で、何回も言いますが、

自分が信頼がおける、そういう医療機関、たつのよりもむしろ姫路だと思います。そういうことを含めて、安心のできるところで健診等が受けられるように道を開くことだと、そういうことが大事であります。そういう点から取り組み等について説明を求めます。

それから、住民の生命、財産を守ることが、私はまちづくりの原点だろうと、昔から治山治水ということが言われておりますように、原点だと思います。雨水対策にはこれまでいろいろ説明されている机上だけではなくて、住民がそこに参加をして、ともに考え、ともに計画をつくる、そういうことでなければならぬと、こういう点で計画から実施に至るまで住民参加で住民とともにやるべきだと思います。そういう点でこの取り組みの経過と対応、雨水の計画の策定ということ言ってますけれども、あくまで想定するものではなくて、実際に起こったことの中で整理が必要だろうと。

町長が先ほど答えましたけど、51年災は私も消防団であり、議員であり、一緒にやったことも事実であります。そういうことを含めて、豪雨ということではいつどういう形で起こるかわからない、そういうことの取り組みが必要なので、改めて伺います。

それから、方針で、近年の各地域での幾度とない自然災害から学んだ教訓を生かして地域防災対策や危機管理体制の推進を図っていきますと、災害から住民の生命や暮らし、財産を守り、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進すると、こういうふうに触れているわけです。私は何をどう学び、どう生かすかが問題だと思うんですけど、その点について説明を求めます。

それから、4番目の住民参加の条件の整備、確立についてであります。これの方針では、迅速かつ的確に対応しながら課題を共有し、政策形成に生かしていきたいと考えておりますと、こういうふうに触れております。であります、住民参加のための自治基本条例、これは毎度毎度言うわけでありませんけ

れども、前にも指摘をし、この準備をし、整理をして制定することが必要だと私は思います。そういう点での取り組み経過の説明を求めます。

それから次に、5番目の質問です。給食問題についてであります、給食センターの建設、これは建設ありきからセンターの改修に転換を今しておると、こういう状況であります、やはりこの給食は安全・安心、安価で供給されるような条件整備が必要だと思います。その点で給食のあり方、給食体制について伺いますが、私は地産地消のところでも言っておりますように、身近で収穫した食材を使用して、米飯給食を各学校で炊飯器による給食を実施している例を示して、そして米飯ではセンターで対応できないので、今現実にも委託をしておると、こういうような現況にあるわけですが、1校でも導入することを提言しております。

そういう点から、これらの対応がより一層今後の輸入物に頼るような給食体制から安心して食することができる食材を使用する、そういう方向に転換しないといけない、また主食の米を消費できるような形をとるべきだと思います。そういう点でこれらの研究はして、対応を求めておりました。これは特に教育委員会としての取り組みが重要であります、食育あるいは学校給食法、食育基本法、そういうものに基づいても学校総体でそれぞれ検討し、取り組みをしていかなければならない。もちろん関係住民が参加をする必要があるわけです。それらを含めて、ともに考えて方向を出していく、それこそが行政の責任だと。施設の補修も必要かと思いますが、まずは給食が安心・安全でなければならぬと、そういう面からはっきりした総括の上に立って姿勢を示していただきたいと、このように思います。

それから、6番目の行政組織についてであります。この組織のあり方については再三言いたいことではありますが、スリムで効率的な行政運営の推進と、こういうふうにならな

きております。町もうたっているわけであり  
ます。

それで、やはり部課が多くなればなるほど  
垣根ができて、仕事はしにくい。そういうよ  
うなことは火を見るより明らかであり、世間  
でもあることであります。そういうものを統  
廃合をして、業務に柔軟に流動的に対応でき  
る組織、これをやっぱり確立をしておかない  
と、これからの行政はできない。流動的だ  
すべてを受けて、すべての地方自治にゆだね  
られている仕事をこなしていくような体制に組  
織をつくっていかないといけないと、こうい  
うふうに思うんでありますが、その点につ  
いて経過と対応の説明を求めます。

それから、7番目の行政評価制度について  
であります。これは庁内では、あるいは専  
門家の一部を参加させてのことはできまし  
ても、一つ一つの行政施策について、少な  
くとも住民が参加をして事務事業の評価を  
し、そして今後のあり方を検討協議して継  
続発展させるもの、あるいは評価が得られ  
ないものについては、終息までいなくても  
、それらの方策をとっていかないといいな  
い、こういうふうに考えます。

だから、評価と再評価が必要であります  
ので、これも内部でやとったって、国でも  
そうなんですが、地方も内部でやってはい  
けません。住民が参加して初めてそれがど  
ういうことであるかが検証されると、この  
ように考えますので、その点の取り組み、  
また取り組み経過、さらには今後の方向に  
ついて説明を求めたいと思います。

それから、8番目の歳入についてであり  
ますが、やはり人が税金を納める、あるい  
は使用料を納める義務でありますけれども  
、生活実態の中ではなかなかそれにこたえ  
切れない状況がある、今日さらにそれが拡  
大をされているということであります。そ  
ういう中で収入未済と不納欠損にならない  
対策も当然必要であります。必要な対応  
方針がなければならぬわけでありますが、  
経過と今後、これは公共料金として指摘  
しております住宅建設

資金等の未収についても同様であります。  
説明を求めます。

それから、9番目の委託料、工事請負費、  
備品購入費等についてであります。通告  
でも記しておりますように、委託料につ  
いては、委託の効果、効率、そういうもの  
を基本的に考えないといけないと思いま  
す。その経費面ももちろんあるわけです  
から、効果、効率と言っております。外  
部委託に頼らずに、内部で対応可能なも  
のについては積極的に内部対応する、こ  
れは当たり前のことだと思っております  
。これらのことの努力経過、そして今後  
どう対応するかということが必要であり  
ます。そのことがひいては経費の節減に  
もつながってまいりますので、説明を求  
めます。

それと、同じ中で委託、工事請負に係る  
入札、契約等についてはいつも言い、毎  
議会でこれこそ私は言うておるわけあり  
ますが、入札、契約等については積算、  
予定価格の設定、これに真摯に取り組む  
ということだと思います。そして、実勢  
価格もよく調査をするということが予定  
価格の設定につながってまいります。

契約のあり方については日々検証をし  
て、方向を出すべきものだと思います。地  
方自治法、町の財務規則に基づいて、や  
はり一般競争入札を徹底しておれば、こ  
んなことここの言わなくても済むわけ  
です。それでも工夫は要りますよ。何も  
要らんとするわけじゃありません。一般  
競争入札を徹底させて、経費の節減に努  
めることが肝要だと思います。という  
点で経過と今後について説明を求めま  
す。

それから、同じように庁用備品や消耗品  
、これも大きなものであります。その調  
達については基本的には町内調達で、こ  
れも価格面、品質面で確保できれば、町  
内調達を基本に、透明性と公平性ある  
いは競争性を確保して、この点でも経費  
の節減に努めることが大事だと。本決  
算の中ではどう取り組んで、今後どう  
しようとするか、説明を求めます。

それから、10番目の負担金補助及び交付金についてであります。負担金あるいは補助金、交付金についてはいろいろ整理はされたりしている部分がありますが、それらの目的あるいは効果、こういうものを精査をして、不要なもの及び成果が期待できないもの、それはやっぱり整理が必要でありますし、もちろん存続させるためのものもあります。しかし、存続が目的のものについては、その補助金の、あるいは交付金の目的があるわけですから、目的との関係で整理が必要だと思いますが、経過と対応について説明を求めます。

それから、町内には各種の団体があるわけですが、これらへの補助、これについても目的と効果を精査をするというのが大事であります。これも基準を定めて、組織の創設されるものもあるわけですね。サークルとかという説明をしておりましたけれども、創設あるいは維持、運営等を目的とするものについてはやはり行政が期間を定めて自立を促す。公民館なんかではサークル化するという強引にやったこともありますけれども、自立を促すということが大事であると思うんです。事務・事業の支援を目的とするものについては成果をこれも精査、検証をして、継続的なものと期限つきのものとに分けて対応するというのが大事だと思うんです。その経過と対応についても説明を求めます。

それから、補助金には規定を設けて支出しているもの、あるいは設置目的に基づいてがあるわけですが、設置目的に基づいて事務・事業の進捗の状況と成果を精査、検証をして、整理・拡充の措置を講じる必要のあるものについては拡充を、あるいは整理が必要なものについては整理をという方向を示さないと、ただ予算で何%カットというものではないと、このように思いますので、そういう点から経過と対応について説明を求めます。

それから、11番目の質問で、繰出金についてであります。これも私が言わないとほとんど言わへんから、私はいつも決算では言うし、予算でも言います。

一般会計の繰出金は15億526万9,000円と巨額であります。これが各会計の繰入金となっておりますのが実態であります。国保や下水道のように住民の生活にかかわるものと、本来業者が責任を負うべき皮革汚水进行处理するための前処理場への繰り出しには性格も違出し、行政責任も違うわけですから、分けて対応する必要があると、このように考えます。そうではないかと思うんですが、当局の基本的な取り組みが求められるわけでありまして。その点から説明を求めます。

それほど説明の必要がないかもわかりませんが、国保会計では繰入金が3億6,625万4,000円で、昨年よりも若干減っております。会計の合計に対する繰り入れの率は12%です。介護保険は繰入額が1億8,382万5,000円ということで、これもかなり減っているわけですが、会計に占める割合は13.1%、それから後期高齢者、これはもう廃止しかないと思っておりますが、一応この会計がございまして、繰入額が4,590万4,000円で、会計に占める割合は20.1%と、こういうふうになっております。

下水道会計では8億312万4,000円の一般会計からの繰り入れで、この会計の中に占める割合が41.3%、前処理場、これは1億480万9,000円でありまして、会計がトータルは1億4,573万1,000円ということでありまして、会計に占める割合は71.9%と、たまたま本年度は町債があるわけですね。それがありますから、それが18.7%を占めておりまして、ほとんどの経費の負担を血税で賄うと、こういうようなことは絶対に許されないと。だから、先に言いましたように、国保と下水道とかの住民が絡むものと皮革排水のように、二、三社にわずかな水量の処理のためにこれだけの拠出をすることはどぶに税金を捨てるようなものだと、こういうふうになるわけですね。分けて対応をすべきだと、ここでも求めたいと思うんですが、その姿勢について説明を求めます。

ここであわせて説明をしておきますが、使

用料、皮革の、これは1,173万1,000円で、わずかに全体の8%なんです。もう一般会計からの繰り入れで全部運営しとると、こういうようなことでは私はだめだと思います。そういう点から姿勢を問いたいと思います。

それから、12番目の入札・契約等のあり方についてであります。これも再三指摘をし、本決算でもただしたいわけですが、入札・契約等のあり方の改善について再度伺いますが、制限を付さないいわゆる一般競争入札では、最低制限価格も一定の成果を得たことが経過としてあります。しかし、地域等厳しい制限を付した一般競争入札では、逆に100%に近い落札率となっており。先ほどもいろいろ各課ごとの説明がございましたけれども、本当に100に近いような数字が出ることは、やはり予定価格が何らかの形で知られておるという結果ではないかと思えます。これはあくまでも法及び財務規則に基づいて、抜本的な改善をします。

一遍前にも、ここでも東国分寺のことも言いましたけれども、いろいろ自治体では研究しているわけですから、本町も研究をして無駄を省いていく基本的な姿勢で、談合を防止していくような取り組みが必要だと思います。その点について説明を求めたいと思います。

それから、随契というのが先ほどもいろいろ説明をされておりましたけれども、随意契約はあくまで一般競争が本則でありますから、たまたまそういうものもできないことはないという例外なことなんです。基本的には、そういうものを乱用してはいけません。競争性と公平性にやはり逆行するわけですから、給食センターの改修工事契約についても再度問うという指摘をしておりますように、これは単純に所長が勝手にやったことのように言っておりますけれども、決裁権限からしてこういう決裁権は所長にないですね。決裁権もあわせて説明をしてください。

それから、委員会等でも報告がありましたけれども、相見積もりに係る伺いを立ててき

たと報告があるわけです。そういう点から、これからも明らかなように、所長が勝手にやったことでは私はないと思うんです。そのことについてはっきり説明をすることと、責任の問題もあるわけであります。

だから、これが随意契約に係る相見積もりでありますから、見積もりどおりの金額で契約をして、高い契約額になっておるわけです。責任と今後についてもあわせてここで説明をしていただきたい。しつこく言うほど契約制度はこういう問題を持っているわけです。

それから、あすかホールの喫茶室の使用許可でも先の議員が指摘をされておりましたけれども、これも一緒です。これについては議会のほうも議決をしてまで再考を促したという経過があります。その後の議会の議決もあるわけであります。そういう点からはこれらの契約を安易にやっていくような行政執行では絶対にだめだと、このように考えますが、いかがかと。

それから、この件では同じように議決を行っているのが揖龍の保健衛生施設事務組合の関係で、本来本町が収集計画を立てたりしていかなければならないごみ収集業務のことでありますが、この件についても公正な入札によって価格を設定していくということは前にも申し上げましたし、本席でも他の議員が指摘しているとおりだと思うんです。これらの取り組みこそが、行政が信頼を回復していく最も確かな道だろうと、このように思います。事件のときに頭を下げるだけではなく、姿勢が問われると、こういうことであります。その点説明をあわせて求めます。

通告でも言うておりますように、契約等については、公平・公正、品質の確保、町の経済の活性化を図って、町政の推進に公共の調達等が果たす役割と機能を総合的に抜本的に検討、改善すべきだと、このことは毎日というほど言いましたように改善をしておかなければならない課題であり、取り組みだと思うんですが、その説明を求めます。

それから、13番目の広域行政について伺います。

先ほどにも契約のところでは申しましたが、広域行政のサービスの維持向上というのは大事でありますし、その反面、負担の軽減と事務・事業の効率化を図る必要があると思います。これに対する対応についても説明を求めます。

特に、揖龍のごみ処理に係る負担の軽減は、町の財政運営上も重要であります。先に汚職事件を引き起こした経緯が、関係業者との癒着であり、業者等との契約についても見直し、改善することによって負担の軽減が可能ではないかとこのように思いますが、その点についてもあわせて説明を求め、広域行政が声の届かない行政ではなく、身近な行政にすることもあわせて必要でありますので、その町の姿勢を問いたいと思います。

それから、14番目に、総選挙の結果と今後についてであります。先の総選挙では、政府与党による積年の悪政に対する国民の不満が政権の交代を選択する結果となりました。住民の暮らしは、「働けど働けど、我が暮らし楽にならざり」というあれがありますけれども、これに加えて最近では失業率、公表されております失業率が5.7%で、追い打ちをかけているわけであります。

悪政への追従ではなくて、住民生活を支えることが地方自治でありますし、選挙結果に対する評価と今後の対応というふうに問うておりますが、動向を見るまでもなく、悪政等については是正を迫る声を上げる必要があると思いますので、その点についてこの際説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 町長。

○町長（首藤正弘） お答えします。

自主財源の確保等々の関係で、行政評価も含めたご質問でございますが、ご承知のとおり、もう行政評価の手法としましては、事業の企画立案、また事業実施、行政評価の3サイクルを実施し、事務事業を行政みずからがチェックすることによりまして効果、手法を

見直し、効率的、効果的な町行政を実現するためのこれは手段でございます。

現在事業の企画立案時、実施計画、予算編成等には、事業実施行政評価を活用しまして、次年度の実施計画、予算編成の査定を行っているところでございます。現在試行しております行政評価システムの本格実施に向け職員の意識改革に努めるとともに、効率的、効果的な町行政を実現するための準備を進めているところでございます。

それと、歳出の抑制と効率についてでございますが、予算査定から執行段階に至るまで精査し、疑義のあるものはその都度所管課と協議し、余分な面がございましたら極力無駄を省くよう、常日ごろから管理職を通じて職員に徹底するように指示を出しておるところでございます。

これは、本当に理屈ではなしに職員全体が体で覚え、それが普通の職場となるよう環境づくりに努めてきた次第でございます。やはり、この問題は常日ごろからそうした気構えを持って取り組んでいかなければいけない問題でございますので、十分そうしたところを徹底していきたいと、このように考えております。

次に、福祉の取り組みと経過ということでございますが、福祉施策は住民の生活に大きくかわるものでございまして、本当に重要な部分であると、このように考えております。そうした中で限られた予算をいかに有効に執行し、住民に理解され、また納得していただける施策を行い、生活に困窮されておられます方々を支援していくことが今の地方自治に求められておるところでございまして、そうした認識を持ち、予算計上しました事業に真摯に取り組んでいかなければならないと、こういう思いでございまして、そうした中、事業の成果を見きわめ、必要な事業を取捨選択し、事業効果のあるものを効率よく実施し、住民の目線に立ってこれからの行政事務に取り組んでいかなければならないと、このように考えております。

そしてまた、格差の拡大等の件でございますが、福祉、介護、医療、教育、そして人権、そうしたところでございますが、福祉医療、また国民健康保険、後期高齢者医療など医療に関しては、低所得者に対応する施策として所得制限の緩和、負担割合の軽減、保険税の軽減等、さまざまな施策を講じているところでございます。

昨今の不況によります町民の皆さんの生活を勘案すれば、現状の施策では十分とは言えませんが、福祉医療につきましては県との共同実施、国民健康保険、後期高齢者医療は制度として運営されているものでございまして、本町単独で十分な施策を講じられるものではないと、このように考えております。

今後、さらに国、県に対しまして、補助率のアップ等を要望していかなければいけないと、このように考えております。

また、介護サービスは必要なときに適切なサービスを選択していただき、高齢者の心身の状態を改善し、より高い要介護状態へ移行していくことを予防し、また介護の必要な高齢者の家族の負担軽減につながると考えております。

介護サービスを受けるに当たり必要な個人負担金につきましては、原則1割負担となっておりますが、この件につきましても低所得者に対しましては自己負担額が高額になりますので、一定額を超えた場合は超えた額を給付し、また負担が軽くなる仕組みを設けておりまして、そうしたところを配慮しておるところでございます。

また、施設入所者に対しましても、居住費と食費の負担額が軽くなるように制度も設けておりますので、そうした制度もご利用いただきたいと、このように思います。

それと、一人ひとりの健康づくりについてでございますが、後期高齢者医療制度が開始されまして、特別会計を創設し、適切な執行に努めております。後期高齢者医療の運営につきましては、兵庫県下全市町で構成された広域連合が保険料等の決定、医療費等の支払

いを実施いたしまして、本町では被保険者からの届け出、申請の受付、保険料の徴収が主要な業務となっております。

後期高齢者医療につきましては、初年度ということもあり、町民の皆さんへの制度の周知に力を注いできたところございまして、当初はご理解をいただけない部分もございましたが、最近ではようやく定着し、おおむねご理解いただけたものと感じております。

本町の平成20年度後期高齢者医療特別会計につきましても、おおむね順調な決算状況となりましたが、今後とも医療費の動向、国の動向を注視して適切に運営していきたいと、このように考えるところでございます。

次に、特定健診、健康診査、そして特定保健指導の実施でございますが、この件につきましても先の総括質問でもお答えさせていただきまして、平成20年度からは保険者が実施することになりました特定健康診査、特定保健指導の実績といたしましては、健康診査については21.1%、保健指導につきましては77.7%、そして平成19年度に策定しました太子町国民健康保険特定健康診査等実施計画の平成20年度の目標値19.5%で、40%をクリアいたしております。

しかしながら、平成24年度の特定健康診査65%の目標には、やはりほど遠いというところで、今後とも被保険者の方々に健診を受診していただけるように、広報、啓発に努力しなければいけないと、このように思っております。

次に、施政方針では、社会福祉課所管事業として3事業を述べております。3事業の内容は、西播磨児童デイサービス事業、子育て支援事業、そしてこにちは赤ちゃん事業の3事業でございます。この件につきましても、もう先ほどのご質問でも答弁させていただいております。

児童デイサービス、この件については西播磨4市3町で共同して、医師、心理士、理学療法士等による専門的な療養を行い、西播磨地域の発達障害児の療育事業の基盤となるも

のでございます。

療育事業は、社会福祉法人あいむに委託し、児童デイサービスたんぽぽで実施しておりますのでございます。

20年度の延べ利用者数は2,295人で、太子町の利用者数は422人でございます。療育が必要な発達障害児は増加傾向にありまして、専門職による質の高い療育事業が重要であります。発達障害児及びその疑いがある児童は、自立と社会参加を促進していく上でも、早期の段階から専門職による質の高い療育が大切であると、このように考えております。

次に、子育て支援事業でございますが、子育ての悩み、育児不安を解消し、親の子育て力の向上を図る上で大切な事業でございます。核家族化が進み、育児に悩み不安を抱える親が増加しております。家庭児童相談員を1名配置し、子供の育児相談に応じて必要な支援を行っております。保護者の育児不安を解消する上で重要な事業であり、また将来の児童虐待防止にもつながるものと、そういう事業であると、このように思っております。

こんにちは赤ちゃん事業につきましては、もう先ほど来答弁しておりますとおりでございます。こうして生後4カ月の乳児がいらっしゃいますご家庭を訪問して、子育ての悩み、また子育ての支援の情報を提供しておりますのでございます。やはり適切な助言、そして少しでも不安が解消できるものと、このように思っております。

次に、介護予防が必要な高齢者の食生活としての日常生活を改善する目的で、新たに口腔機能教室、栄養改善教室を開催し、支援しておりますのでございますが、口腔機能教室は11回開催し、延べ145人の参加、栄養改善教室は12回開催し、延べ135人の参加がございました。参加者ほぼ全員から、参加してよかったとの感想がございまして、高齢者の健康づくりの支援としても、意味のあるものと思っております。国が示しております介護予防の必須項目事業でもございますので、今後も継続して実施していきたいと、このよう

に思います。

妊婦の健康診査等々の関係でございまして、やはり安心して出産を迎えていただくためにそうした負担を一部させていただいておりますが、妊婦が健診費用の心配をせずに産んでいただけると、出産をしていただくというところで、前期1回5,000円、後期1回1万5,000円の助成を行ったところでございますが、21年度以降は受診に望ましいとされる14回の妊婦健康診査に対して1回の健診費用として5,000円、計7万円の助成を行い、積極的な健康、積極的な受診の促進に努めたいと、このように思っております。

この豊かな人間性の関係でございまして、もうご高承のとおり、石海学童保育は石海農協、それから斑鳩学童保育につきましては小学校庭にプレハブ教室を設定すると、保育環境の整備に努めてきたところでございます。

また、長期休業中の中で小学校の4年生も受け入れもさせていただいており、やはりより安全・安心の保育を目指して指導体制を整えてまいりたいと、このように思っております。

放課後子ども教室につきましても、参加者も増えておりまして、指導者、ボランティア登録者により充実した内容の事業が展開されております。今後も参加者、ボランティア登録数の増加を図っていき、事業を促進していきたいと、このように思います。

そうした中で、いろいろな人権教育についても、集落学習等々を充実させるために助言者研修、リーダー研修等々を実施し、それぞれ進めておるところでございます。そうした中で、子供さん方、保護者の皆さんの標語等の募集も行いまして、そうした人権について考える機会を持っていただけるように取り組みをさせていただいております。

また、各公民館におきましても、学習の機会の提供に努めておるところでございますが、老人大学講座や短期講座、地区公民館での各種教室や、その成果を発表する学習発表会を開催いたしております。

また、文化協会と連携し、公募美術展や観月会を開催し、広く地域の方々に参加願うことで文化意識の高揚につなげていきたいと考えているところでございます。

文化会館、図書館、歴史資料館等につきましても、自主事業の実施やさまざまな世代の要望を踏まえた蔵書の充実を図るとともに広報で新刊図書の紹介を行うなど、より多くの方々に利用していただけるよう努めております。

歴史資料館でございますが、地域の歴史の紹介に重点を置いて企画展を3回行うとともに、歴史講座や現地見学会など地域に根差した展開をいたしておりますが、資料館の来館者が少なくなっているというところは、やはりもう少し目先を変えた計画をするべきではないかなという思いがいたしております。

スポーツの関係でございます。

これは、やはりそれぞれの各種団体等々と連携を図りながら、競技スポーツの類が多くを占めてございますので、これから団塊の世代の増加、そしてスポーツに無縁であった方々が気軽に参加できるニュースポーツの普及等にも取り組んでいき、今固定化しておりますスポーツ人口の増員を図っていかねばいけないと、このように考えるところでございます。

安全で快適に暮らせるまちづくりについてでございますが、これまでの災害の教訓、また災害発生直後におきましては、各自主防災組織の活動、住民の皆さん一人ひとりの判断など、共助、自助が重要とされております。

このような観点から、自主防災の意識を高揚し、またリーダーとなる人材育成をするために住民参加型の防災訓練、また講演会を開催いたしたところでございますが、町としましては先の台風9号災害などの身近な災害を教訓といたしまして、避難勧告等の発令に係る基準や災害要援護者施設との連携、そうした体制等の再点検を行い、これまで想定していなかった集中豪雨による風水害に対応していきたいと考えます。

消防等々の充実強化でございますが、先の議員さんの質問にも申し上げました消火栓、また小型動力ポンプ積載車、消火器具等の充実強化が図れてきていると、このように思っております。

また、交通安全の取り組みといたしまして、高齢者を対象とした自転車運転免許証制度の実施、保育園、幼稚園、小学校の園児、児童を対象とした交通安全教室の開催、そして安全期間中の交通安全キャンペーン等によりまして意識の高揚が図れたと、このように思います。

また、防犯対策の取り組みといたしましては、地域安全運動期間中の防犯キャンペーン、また青色回転灯を活用した民間を通じての防犯パトロール、理事会のまちづくり防犯グループによる小学生下校時のパトロール、自治会内の防犯パトロール等の実施による防犯意識の高揚が図られてきたところでございます。

続きまして、快適に暮らせる生活環境の件でございますが、この件につきましても水道業務の一部委託につきましては内容を十分検討しているところでございます。水需要の減によります西播磨水道企業団の受水を減じているところでございます。

また、下水道事業につきましても、管路調査や管洗浄委託等に、管等の異常の発見にも努めておりまして、今後も定期的に調査をしていきたいと思っております。

また、雨水整備等につきましても、基本計画の見直しにより事業再評価や都市計画決定の変更の事務を進め、各委員会でのご意見をお聞きしながら雨水整備を実施していきたいと、このように思います。この雨水整備につきましては、やはり議員もご指摘のとおり、地元の皆さん方のご意見等もお聞きしなければいけないと、このように考える中で、やはり皆さんが今現在これでいいと思っておられるかもわかりませんが、昨今のゲリラ豪雨等も勘案した中でこの計画をきっちりとしたものをつくり上げていきたいと、このように思

います。

次に、豊かな緑に包まれた、この取り組みといたしましては、やはり農地保全や休耕田の有効活用、農業環境の改善に継続して努めていかなければなりません、平成20年度におきましても農業委員会や集落営農組織、認定農業者の皆さんと連携を図りまして、将来を見据えた農業振興を進められたと、このように思っております。

農業経営基盤の整備といたしましては、畦畔撤去など最小限度の区画拡大、水路、農道整備など、必要最小限の整備計画を策定する段階的基盤整備等実証調査を2年度事業として下阿曽地区で進めておるところでございます。

また、21年度におきましては、食と地域を結ぶ地域活性化支援事業といたしまして、継続して原地区内圃場におきまして、親子米づくり体験事業等を実施しておるところでございます。

次に、商工業の振興に係る取り組みでございますが、この商工業の振興につきましては、地域商工業の発展に貢献する商工会と連携を図りながら、地域の小規模事業者を対象とした経営改善普及事業を引き続き支援する一方、地域活性化対策においても商工会と協議を行い、総合的な地域商工業の充実に行政の役割が一応は果たせたと、このように思っておりますが、やはりこの問題、昨今の景気動向等々をかんがみますと、なかなか一気に改善できるものではないと思います。地道に、また商工会とも連携を図りながら取り組みを進めていきたいと、このように思います。

5項目めの美しい景観等についてでございますが、平成20年度におきましては2,000名の方を抽出いたしまして、住民アンケートや高校生アンケートを実施するとともに、現行マスタープランの検証等を行ってきました。本年度末の改定に向け、さらに推進してまいります。

都市計画道路揖保線につきましては、用地

補償交渉も順調に推移いたしまして、99.97%の買収率となってまいりました。中でも、沖代墓地の移転につきましては、地元対策委員会や関係各位の尽力によりまして、移転が完了したところでございまして、ご協力に感謝を申し上げますところでございます。

また、総合公園の整備につきましては、20年度も引き続き山林部の用地交渉を進め、23筆、約1.9ヘクタールの買収が進み、全体といたしましては90.19%の買収率となっておりますところでございます。

次に、自治と連携による力強いまちづくりについてでございますが、本町では行財政改革を推進し、スリムで機動的な組織を整備し、行政運営に住民との協働の理念を導入することが必要であると考えております。庁内におきましては、全庁的な視点に立ち課題の処理に当たるため、庁議、部長会等で政策課題を検討いたしております。

また、住民の意見を政策に反映するため、まちづくりの集いや出前講座を開催、またホームページにおいては目的の情報に素早く到達できるようリニューアルを実施し、情報も充実したところでございます。

やはり、まちづくりにかかわる情報は、参画、協働を有効に推進するための重要な素案であり、また行政情報を手に入れやすい環境を整備するとともに、だれもが行政情報を入手できることが必要と考えておるところでございます。そのためには行政情報の公開が基本的なことと考えております。今後も、パブリックコメント制度やホームページの活用を一層図るとともに、「広報たいし」の内容を高める等、総合的な広報広聴機能の充実を図っていき、住民参加の機会の一層の拡充を図っていき、このように考えております。

施政方針でのこの施策等の取り組みの中での総括、今後の取り組みについてでございますが、先の議員さんでも申し上げました。行政改革の推進では、第4次行政改革大綱実施計画に基づき、住民等への情報発信を行うと

ともに、個別課題の確実な執行を図り、平成20年度取り組み状況を8月末に公表し、その効果額が2億3,037万5,000円となったところでございます。今後も情報を発信し、また住民の理解と協力を得て、景気の動向、新たな政権の方針等を十分見きわめ、今後の行政改革を進めていきたいと、このように思います。

また、人事評価制度の実施においては、地方公務員に対する人材育成や能力発揮が、より強く求められる時代の到来に対応すべく、平成19年10月から管理職員に本格実施し、その結果を勤勉手当に反映させております。全職員を対象に本格実施できるよう、評価の公平性、客観性、信頼性等を確保するため、今後とも評価者の研修、被評価者への公開を続けていきたいと、このように考えております。

次に、健康、安全・安心の施策につきまして、新型インフルエンザ対策等についても触れていただきましたんですが、8月25日に診療体制が変わったこと、予防についてのチラシを各戸配布いたしました。また、町内の医療機関にも協力していただき、重ねて予防の周知をしているところでございます。

そして、たつの市・揖保郡医師会や保健所、消防署と会議を持ちまして、お互いに情報交換し、今後の対応について体制づくりをしていきたいと思っております。今後も、感染拡大防止の正しい情報の周知と重症化予防、集団感染の抑制に努めてまいりたいと思っております。

この件につきましても、近隣でも死亡者が発生いたしております。しかしながら、この対応は、それぞれが独自でやっていかなければいけないということも言われておりますが、我々は感染防止に最大限の努力をしていく必要があろうと、このように思っております。

また、健康の維持、早期発見、早期治療につきましても、今まで申し上げておりますように20年度より医療制度の改革に伴う特定健

診、特定保健指導を実施し、生活習慣への改善、糖尿病等の有病者、予備軍の減少を目的に取り組んでいるところでございます。

そうした中、特定健診にあわせて後期高齢者や39歳以下の住民に対しても健診の機会を提供し、がん検診や肝炎ウイルス検診等も同時に実施することで、町民一人ひとりが健康に関心を持ち、自身の生活を見直し、改善して生活習慣病を予防できるよう、そうした健診を実施しております。

健診後は、生活習慣改善になるよう健康相談を広く住民に行い、健康運動教室や個別健康教育、健康増進プログラムを作成、提供し、一人ひとりの健康状態や体力に合った具体的な運動やバランスのとれた食事等、健康づくりを支援しているところでございます。

平成19年度まで実施していました人間ドックへの助成については、20年度からは特定健診とがん検診をセットにし、姫路市医師会及びたつの市・揖保郡医師会の協力医療機関、町内10医療機関で個別健診として実施しているところでございます。今後も町民一人ひとりが健康に関心を持ち、自身の生活を見直し、改善し、生活習慣病を予防できるよう、広くPRし、受診率の向上に努めていきたいと思っております。

次に、雨水対策についてでございますが、この件はもう議員おっしゃるとおりでございます。机上ではなく住民とともに考え、また計画から実施に至るまで住民参加で行うべき、これはもう同様でございます。我々は、基本的なところはやっていきますが、細部にわたっては、やはり皆さん方のお力をおかりしてやっていかなければならないと、このように思っております。

基本計画の見直し等によりまして、事業再評価や都市計画決定の変更等の事務も進め、そうした各委員会でのご意見、また町民の皆さんのご意見も聞きながら、雨水整備を図っていききたいと、このように思うところでございます。

そうした中で、地区の浸水状況が判断でき

る防災マップ等々によりまして、今まで申し上げておりますように現状の把握、雨水計画の見直しを精査しますので、素案から原案に至る経過で、ある程度今年度事業再評価、都計決定等の法的事務において、そうしたことも明らかにし意見を伺っていききたいと、このように思います。やはり、我々は今時の災害等々も真剣に考え合わせて取り組みをしていかなければいけないと、このように思います。

そうした中で、方針等に住民参加の条件の整備等につきまして、自治基本条例等を制定することが肝要ということでございますが、住民参加の基盤となります制度は整っていると考えますが、住民の皆様のまちづくりへの関心、そして主体であることの認識や参画姿勢等が醸成されることが、条例制定の適切な時期と考えております。その条件の一つであります情報の共有を図るため、平成20年度におきましてホームページのリニューアルを行い、行政情報をわかりやすくタイムリーに発信できるような作業を進めたところでございます。

今日の行政運営におきましては、住民への透明性の向上を図ることが必要であると考え、情報公開条例やパブリックコメント制度、各種審議会、委員の公募制度の導入等々、積極的な活用を行うとともに、行政改革大綱に基づく成果、また審議会の内容につきましても、速やかにホームページや広報、また住民参画機会等を通じて、町民の皆様にわかりやすく、そうした形での公表に努めております。

今後とも、行政運営を公開していくことによりまして、町行政の執行状況を真にご理解いただき、共有いただくことによりまして、町民の皆様のまちづくりへの関心がさらに進み、そこからの町民の皆様の自発的な協力体制が生まれてくるものと、このように期待するところであります。

住民の皆様のまちづくりへの関心、そして主体であることの認識、さらにその発言と行

動における責任による参画と協働の姿勢が醸成されていること、その上で住民の皆様と行政における種々の情報の共有の進展等、条件がある程度整った時点が条例制定の適切な時期であろうと考えております。

まず、現時点では、まちづくりに対する住民の参加意欲の高まりを推し進めていくことが第一義であると、このように考えております。

次に、給食センターの整備でございますが、上田議員の質問等々にもお答えさせていただきましたが、老朽化が進行し、やはり衛生管理等々の面からいろいろと危惧しておりましたんですが、現状における問題点を整理し、センターの整備内容、運営方式、概算工事等々を検討いたしまして、平成19年度にその構想を策定いたしました。そして、基本計画、実施計画と進め、改築事業を計画しておりましたんですが、しかし現在では学校建築物の耐震化の取り組みが最優先しており、現状の財政状況からも早急に改築を進める事業計画が難しいことから、当分の間現施設への修繕等の対応に切りかえて、施設の保全を維持し、食の安全、安定した給食の提供を継続していきたいと、このように考えております。

そうした中で、米飯の関係にも触れていただいております。この米飯の関係につきましてもその効果、また費用対効果、そうしたものを十分に精査して取り組まなければいけないと思います。そうしたところは教育委員会に指示をいたしまして、検討を重ねさせていただきたいと思います。小さいところからということもおっしゃっておりましたんですが、そうして分離でやっていくのがベターであるか、それとも集中方式でやるのがベターであるか、そうしたところを十分考えていきたいと思います。

なお、地産等々の件でございます。

地産の米による米飯、副食、そうしたものをセンターで一括方式で今はやっておりますが、そうした面でもそういう対応をしたとき

にどのような方法をとっていくか、安定したものになるかどうか、そこらも十分考え合わせて取り組みをさせていただきたいと、このように思います。

次に、行政組織等のあり方についてでございますが、この行政組織のあり方につきましては……。

○議長（熊谷直行） 町長、ちょっと休憩します。

（町長首藤正弘「はい」の声あり）

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時56分）

（再開 午後3時11分）

○議長（熊谷直行） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、続けてお願いします。

○町長（首藤正弘） 引き続いて、行政組織のあり方についてでございますが、流動的に対応できる組織への転換等でございますが、高度多様化する住民ニーズに即応し、また目まぐるしく変革する諸制度に対応していくためには、定型的な組織による確実な事務処理を図るとともに、機動的な組織運営が必要であり、全庁的な政策課題が突出する状況下においては部課という枠を超えた横断的な仕組みに構築する必要があります。

そのため、庁議、部長会等で政策課題を検討し、また必要に応じプロジェクトチームを立ち上げて、全庁的な視点に立って課題の処理に当たっているところでございます。

また、定型的な組織においても、既定の概念にとらわれず、より効率的かつ適正に処理できる組織を目指し、指揮命令を的確かつ迅速に内外に伝達できるよう、防災業務の企画政策課への移管、セキュリティ対策など職員管理の面を重視した情報系の総務課移管など、現庁舎の制約もありますが、組織の見直しを進めております。今後とも、時代に沿った組織づくりに努めてまいりたいと、このように考えます。

住民参加で各種の事業や事務の計画を含む主な事務・事業等の評価と再評価が必要、準

備と対応はという点でございますが、行政評価は実施している個々の事務事業を行政みずからがチェックすることにより、手法、効果を不断に見直し、効率的、効果的な町政を実現するための有効な手段であります。

本町においては、平成20年度においては、実施計画に計上した事業を対象に、事務事業評価に取り組みました。本年度においては外部施設等の事務事業も対象範囲とし、範囲の拡大を行い、本格実施に向け準備を進めてまいります。

住民が参加し、再評価してはどうかとお尋ねでございますが、現在はまだ試行段階であります。まずは、行政内部で評価を行います。住民の皆さんのご意見については、まちづくりの集い、パブリックコメントや町民提案箱等、現在の広聴体制の中で伺いし、施策に反映させていただきます。

次に、納税義務者等の実態把握、そして収入未済と不納欠損の対処でございますが、町税については現年度分の徴収率は0.2%向上した反面、滞納繰越分は出納閉鎖時期を2カ月前倒ししたため1.2%低下しましたが、全体では0.3%向上し、収入未済額は886万円減少しております。

先の村田議員のご質問にお答えしたとおり、現年度分は引き続き延滞金のPR効果による期限内納付の促進と新たな滞納の抑制に努めたいと思っております。

滞納繰越分は、引き続き高額滞納者への徴収強化、悪質な滞納者には滞納処分、インターネット公売の実施等により、税収の確保に努めてまいりたいと考えております。

町税の不納欠損額は、実人数93名で、1,299万4,019円となっております。企業の倒産、相続放棄、海外への出国等、やむを得ないケースも生じますが、財産調査により滞納処分をする、また滞納処分を停止する判断を的確に行い、時効による不納欠損を減少させるよう努めてまいりたいと思っております。

また一点、滞納の関係で2名の方の債務が滞っております。従来から面談し、納付につ

いて説得を行ってまいりましたが、現時点では理解が得られていない状況でございます。現在2名の債務者の収入状況や戸籍調査及び法定相続人、保証人の所在確認調査を終え、顧問弁護士と相談の上、回収について検討を進めておるところでございます。

次に、委託料、工事請負、備品購入等についてでございますが、業務の委託につきましては、精密機器を必要とする精度の高さを求められる測量業務や専門的な知識を駆使しなければならないコンサルティング業務等、必要不可欠な業務につきまして導入いたしておりますが、職員で対応できるものにつきましては自前で対応しております。今後も、その方針でいくつもりでございます。

また、入札等々のあり方についてでございますが、時代の流れとともに変わっていくものと思っております。今が最善であるかどうかはなかなか難しい問題でございます。経費の削減はもちろんのことでございます。試行錯誤しながら、よりよい方向に近づけていきたいと、このように思っております。指摘のように、積算、予定価格の設定等々もおっしゃっております。それから、すべてを一般競争入札というようなこともおっしゃっておりますが、そうしたところは十分精査しながらやっていきたいと、このように思います。

それから、町内調達等々の関係でございますが、当然のことでございますが、町内で調達可能な細々とした消耗品等につきましては、町内で調達いたしております。しかしながら、文房具においては、現在町内で営業されている文具専門店がないこと、配達できる量販店がないこと、また価格が高価であることから、他市町より購入しているところがございます。

ある程度の量が必要なコピー用紙や備品につきましては、財務規則に従い、見積もりを徴した上で最も安いところから購入しておるところでございます。いずれにしましても町内で調達可能なものにつきましては町内を優先していく考えには変わりはありません。

ん。

続きまして、負担金補助及び交付金についてでございます。

この負担金補助及び交付金につきましては、行革の一環として一度整理をした経緯がございます。その際縮減できるもの等を考慮した結果、今の状態になっております。もちろん、現在も担当課においては予算作成時において適正かどうかを判断しながら行っております。

次に、一般会計繰入金、各会計繰入金の実態とあり方について、この件につきましては、いつも質問をちょうだいいたしております。国民健康保険の現状は、低所得者層の加入割合が高く、保険税収入の伸びが期待できない中にあっても、医療費は医療技術の高度化などにより増加傾向にあり、国民健康保険の事業運営は極めて厳しい状況にあります。事業に要する費用の一部を被保険者の皆さんに保険税として負担を求めて事業運営を行っております。

一般会計からの繰入金につきましては、制度的に繰り入れるものと財政支援を目的に任意的に繰り入れるものがございます。国保事業は、慢性的に歳入不足が予想されますが、町の財政が一段と厳しさを増す中で、不足分全額を一般会計からの繰り入れで賄うことは難しい状況であると考えます。一般会計からの財政支援は、国保事業の実態と町の財政状況を見きわめ、財政当局と協議したいと、このように考えます。

なお、20年度決算においては、制度改革による不安定な財政運営となった経過から、財政支援を目的とした一般会計からの任意繰入金は2億1,000万円となっております。

また、老人保健特別会計でございますが、この老人保健制度が20年3月末で廃止されたことによりまして、20年度につきましては過誤請求等の精算のみとなっております。

平成20年度は、国県支払基金の過年度収入が多かったため、財源調整の結果、逆に一般会計への繰り出しをしております。

なお、同様の精算が平成22年度まで続いていくものと見ております。

後期高齢者医療特別会計についてでございますが、一般会計からの繰入金は、事務費繰入金と保険基盤安定繰入金であります。

事務費繰入金は、後期高齢者医療の事業運営に要する経常的な経費で、人件費、物件費でございます。また、保険基盤安定繰入金は、法律の定めるところにより、保険料の減額賦課に基づき、低所得者の被保険者並びに被用者保険の扶養者であった者に係る保険料につき、減額した額を繰り入れるものでございます。

また、20年度の介護保険特別会計への一般会計繰出金 1 億8,382万5,049円の内訳は、介護給付費、介護予防事業、介護的支援事業の法定負担分 1 億1,916万5,626円、職員給与分繰出金 4,107万1,254円、事務費繰出金 2,358万8,169円となっております。

繰出金についてでございますが、一般会計からの繰出金は、議員おっしゃいましたように15億526万9,000円、各会計繰入金の実態とあり方を問うということでございますが、この件につきましては、平成20年度は一般会計へ974万7,000円の繰出金実績を上げられたところでございます。しかしながら、使用率が61%余りであるため、今後とも永代使用料契約の推進に取り組んでいきたいと、このように思っております。

下水道事業特別会計につきましては、污水处理費につきましては、使用者からの使用料で回収することが原則ですが、資本費に対する公債費の償還金には、依然繰入金に依存しなければならない状況であります。経費の節減、接続率の向上に努めていきたいと、このように考えます。

いつも言われております前処理場事業特別会計につきましても、県下同一料金による使用料単価の改定はありますが、流入水量も伸び悩んでいることから、使用料収入の増加見込みのない状況で、今後も一層の経費の節減に努めていきたいと考えております。

それぞれの国保、それから介護、後期高齢者、下水等々の特会への繰り出しとの対比ともパーセンテージでも示していただきましたんですが、この件についてはやはり旧態依然でいかなければ仕方ないと、このように考えるところでございます。

入札契約のあり方についてでございますが、9 番目の質問でもお答えしましたように、入札のあり方につきましては時代の流れとともに変わっていくものと、このように思っております。今が最善であるかどうかはなかなか難しい問題でございます。地元経済の発展に、少しでもお役に立ちたいと考えております。また、試行錯誤しながら、よりよい方向に近づけていきたいと、このように思います。

次に、給食センターについてでございますが、今回の随意契約は電気配線設備工事については、以前から施設の電気に係る軽易な修理工事をお願いしてきたことと、センターの電気設備改修方法の計画提案を作成した経緯もありました。もう一件の床改修工事についても、現センターの運営形態のウエット方式での、より安全で衛生的な改善方法の提案を受けたことから、入札依頼について全く不見識で、正規な事務手続での執行ではございませんでした。管理、監督、指導の不徹底から生じたことでございます。この件については、改めておわびを申し上げたいと思えます。

ここでは、あすかホールの喫茶の契約の件、またごみ収集委託の件等にも触れていただいておりますが、そうしたところにつきましても、あすかホールの喫茶につきましてもは上田議員さんの質問にお答えさせていただいたとおりでございます。

ごみの収集委託につきましても、少しでも安価に、また皆さんに喜んでいただけるように取り組みをしていきたいと、このように思います。

広域の関係の負担の軽減等々でございますが、後期高齢者医療制度の運営につきまして

は、以前も申し上げました、広域連合を県下全市町で構成し、市町と役割分担をして実施しております。広域連合では、構成市町の財政が厳しい折、20年度の決算剰余金を活用し、一般会計から医療費負担金、特別会計からの分賦金をそれぞれ縮減する予定でございます。引き続き、効率的な運営を求めています。

同じくサービスの向上の点で、揖龍保健衛生施設事務組合の構成市町として負担金を負担しており、その負担金の軽減の取り組みとして資源ごみの回収に対して奨励金を支出し、回収の向上に努めており、また、生ごみの処理等については、平成21年度は消費者モニターの協力により、段ボールコンポストによる肥料化及びその他の施策等の研究啓発を行い、エコロと共同して削減に取り組んでいるところでございます。

ごみの分別を推進し、廃棄物の発生を抑制するとともに、再利用における取り組みも促進いたします。本町においては、現在12品目に分別して処理しており、分別についてはごみ収集カレンダー等で示させていただいております。

そして、普通ごみの中には、まだ資源ごみの混入が約3割程度あることや、生ごみの水切りを行うことで2割の減量が可能になることなどについて、ごみ出しの改善啓発を図ることで、家庭における普通ごみの削減を目指したいと考えております。

また、ここでは揖龍衛生の資源ごみの売り払いについて、また回収、ここの維持管理業者との職員の汚職問題等がございました。そうしたところ、現在揖龍衛生でもいろいろと検討し、そうしたことが二度と起こらないように取り組みをしておるところでございます。全面的に組織の機構を改革し、見直し、そして現在進めておる状況でございます。

また、サービスの維持向上を図り、負担の軽減、事務事業の効率化という同じところでございますが、市町村合併の進展等によって基礎自治体の行政体制整備が大幅に進んでい

ますが、個々の基礎自治体は規模、地理的条件等の事情が異なるため、事務事業によっては広域的な連携の仕組みを積極的に活用し、複数の地方自治体が協力して実施することで、より効率的で、かつ質的にも向上した事務処理が可能となります。

現在、国民健康保険、介護保険など、新たに共同処理が検討されており、近隣市町の動向を見据えながら、共同処理が可能なものについては推進していきたいと、このように考えております。

次に、揖龍地区農業共済事務組合についてでございますが、農業災害補償法に基づきまして実施が義務づけられた農業共済事業を共同処理するため、昭和62年に設立し、現在はたつの市及び太子町で組織し、各共済事業の引き受け拡大と損害防止活動に積極的に取り組んで進めております。そうしたところで、この件につきましても、やはりいかに効率的に組合行政が運営できるか、十分に検討してまいりたいと、このように思います。

最後に、総選挙の結果と今後についてでございますが、この件も今までの議員さんの質問にも触れさせていただきました。選挙結果につきましては、国民の皆様が選択された結果でございます。私から特に申し上げることはございません。特別国会を経て民主党を中心とした政権が発足する見込みですが、民主党のマニフェストでは、後期高齢者医療制度の廃止、子ども手当の創設など、国施策の変更が予想されます。しかし、現段階では、法令の改正案等も示されておらず、どのように影響が生じるのか、明言することはできません。

今後の国会での審議状況、22年度の予算過程を注視し、またその前の補正予算の見直し等も言われております。そうしたところ、機動的に対応できるよう、情報を収集してまいりたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 ちょっと最初のところで

も、やはり後にも影響を与えることになるわけですが、それぞれ触れられて介護保険、それから特に貧困、格差の拡大の中でいかにやっぱり行政がそこらに目を向けて、しっかりと行政措置をするか、政治がそこに入っていないといけない。私は最後にも言っておりますように、悪政によって国民の生活が疲弊をするということに対しては、地方自治体はそれを守っていけるようにどれだけ努力できるかと。限られた権限ではありますけれども、どれだけ努力できるかということとを創意工夫して取り組むということが大事だということと、それから最後のところでは、今町長が答えたように、方針が決まってないからということで、今の法律にのっとってと言いますが、既にほぼ現行の老人保健に戻すということも方向としては今まで言うてきたことですからね。それがどうなるかはわかりませんよ。何もそのようになるとは言いませんけども、そういうことで今老人保健は廃止になりよるけども、こういう制度の中にもとへ戻すというようなことも言われていると。それはわかりませんよ。そういうことを言っているということ、それらがむしろ促進されると、地方はあちこち回らないいけないということになるんですけども、まず廃止しないといけないと。もとへ戻すということは、国保やらいろいろ戻すわけですから、何も老人、後期高齢者でほっとけということじゃない、もとのところへ戻すということ。

それから、これはもう絶対に触れてもらったら困ることを最後に答えよったわけですが、国保とか広域処理、これは広域処理するほど今の揖龍のことも皆一緒ですわ。もう声は絶対届かん。それで、決めたことをどんどん進める。行政はやりよいかもしれん。しかし、住民にとってはたまったもんじゃないということですからね。それは肝に銘じておいていただきたいと。推進するなどということもあってのほかだということだけ言うときたいと思います。

それから、特に広域行政では、経費の節減

のことがもっと述べられないといけないと、こう思うんですよ。それは、何で経費がかかるか、揖龍の共済もきのうありましたし、ごみ処理もそうです。だから、太子町から移管した事務を勝手に向こうが執行しようわけです。収集計画は本来自治体の業務です。そういうものを、こちらで決めていくことのほうが大事だと。それで、ごみの収集だけを単純に委託するほうが、こちらの管理も行き届くと。それで、ごみ処理のエコロが、本来の持っているもので向こうはやってもらったらいいと。こういうことだと思うんです。そういう方向へ戻さないと、住民の声もサービスも向上しないと、こういうことなんで、その点をはっきりさせないと、この癒着関係に民意も構造にメスを入れられないと私は思うんです。そういうことが必要だと思いますので、その点をはっきりさせていただきたいと思います。

それから、障害者自立支援のことではありますが、これ町長、どれだけ理解しとってかな。あのね、自立支援法の持つ問題点というのは、定率1割負担を定めているのが法の29条ですよ。彼らは、どないして生きていくかと思いませんか。応益負担ということを押しつけると、押しつけるだけだめなんですよ。その点が、今裁判にもなってるんです。憲法25条上のこともありますし、東京できのう一つの方向、弁論も行われて、いかにこれが残忍なぐらい、生きる権利を奪うものと、こういうことで言われてますと。このことにも、やっぱり支援法の改正ではそういうことが必要やということだと思うんです。その認識を新たにしてもらわないといけない。ほんまに家族が求めているのは、人権侵害の応益負担をなくすことやと。違いますかね。それも声を上げないといけないんです。法律に書いてうさかいいうて運用したらあかんのです。こういうところにこそ、自治体の支援が必要だと思うんですけど、そういう取り組みについて再度伺います。

それから、健診のことでは、私は再三何も

どれがどうこうと言うつもりはないんですけども、いろんな住民、町長もちょっと答えよったですけども、あらゆる場所であらゆる条件を生かして健診の機会に健診が受けられるようにすると。そして、町が出せるものというのは一定基準でしか出せないですから、契約をしておればそれは取り組めるわけです。医療機関等との契約に基づいてそれぞれの健診を受ける。ドックの内容も、メニューさえはっきりしておれば、そのメニューについては負担はすると。こういうことに切りかえることによって、より一層健診が受けられ、健診結果をぜひ保健福祉会館に持ち寄ってほしいとか、こういうことによって全体的に健診が受けられている状況が把握できるし、対策も講じられる。今やったらね、雲をつかむような、対象者は何ぼで、目標数字、これ特定健診が350にしたい言うたんかね、きょう。それ、初めて数字を言うたんでしょう、こうしたいと。それは、ペナルティーみたいなもんがあるからや、そんなもん。それぞれ健診は、みずからが受けていくという気にならないとなかなか受けられへんわけです。だから、身近なところで受けられる条件を満たすということで、その道を開かない限りあかんと思うんですよ。費用を増やしても会場を増やしてもそういうものではないということで、その取り組みについてははっきりさせていたきたいと。

それから、たまたま町長が言ったこと、佐用町との絡みで安全・安心の、林田川、大津茂川が決壊しない限り、決壊でもない限り床上までは上がってこうへんやると、ちょっとそういうふうに私は耳に入ったんやけど、違っとりますかな。だけどね、それが今起こりよんですよ、あちこちで。だから、それに対して私は農地を遊水地に使ったりとかという提言もいたしました。それらを含めて、いつどう起こるかわからない、下流域との協議をするまでもなしに、それまでに起こったらどうするというのと、安全に避難できる、避難の必要な場合と、それから待機しとる場合

が、佐用の経験というのはそういうことですからね、待機しとるほうがよかったという場合と2つあるわけですから。しかし、大きく出てくる場合はどうするかという問題が出てくるんです。だから、大津茂川と林田川に挟まれて、51年はまさに両方でしたからね。だから、そういう点でいえば、あの程度以上のことが起こる可能性というのは、上のほうがだんだん家が建って詰まっとるわけですから、一気に出てくるんですよ。そういうことを含めて、余りこう決壊しない限りということはいただけないと。決壊を予測してということでないといけないと思うんです。決壊というのは溢水ね、溢水を含めて、今は、この間、揖保川でも相当水位上がりましたわな。皆さん心配して、表へ何回か出たということです。

ただもう一つ、国保のことと前処理場、これについてはもっと違ったものとして考えていかないけない。あと、また会計のところで言いますけども、そういうものと、それから所長の、給食のね。所長の答えなかったんですよ、権限外のこっちゃと。その責任もはっきりせえという言うたんやけど、答えがなかった。今さっき答えがなかったでしょう。それ、説明してください。

○議長（熊谷直行） 町長。

○町長（首藤正弘） 格差の拡大に関しまして、悪政によるということが言われております。やはり、我々はこれは申し上げておりますように、今の法なり施策によっていのいていかなければなりませんので、その点はよろしくお願いします。

それから、広域行政の経費の削減等々の件でございますが、やはり私は逆に広域行政をどういいますか、をやらなくて単独でやろうとすれば、これは大変なことになる部分も、すべてがそうではございませんが、そういうこともございます。そこらは慎重に対応しなければいけないと、このように思います。

経費の削減についても、申しあげましたように、できるだけそうしたコスト削減につな

げていきたいと、このように思います。

それから、障害者自立支援につきましても、1割負担、そして応益負担をなくするというようなことも言われておりますが、やはりこの件につきましても、今の現行ではなかなか難しいと。そして、よほど英断を下さないとそうしたところは難しいんじゃないかと、このように思います。

次に、健診の機会、医療関係との連携、これはもう否めない事実でございます、身近なところで受診していただき、そうした機会、健診に行きやすい状態にするのが、これは我々の責務であろうと思います。

反面、いろいろと行政だけではやっていけません。医療等との関係で、そちらのほうのご協力、ご支援も賜っていかないと解決にはつながらないと、このように思います。そうしたところは今後も努力していきたいと、このように思います。

それと、水害についてでございますが、私が申し上げましたのは、やはり水量が大幅に一気に押し寄せるといのは、大津茂川、林田川であろうと、このように考えるところでございます。今のゲリラ豪雨、本当にどこで何が起きるか、これはもうわかりません。そうした中で、私どもも佐用町に対しての支援もでき得る限りさせていただいたところでございますので、安易には考えられませんが、反面この水害については、行政だけではなくして町民の皆さんとともども考え合わせて対応、対策を講じなければいけないと、このように思っております。

続きまして、給食センターの所長の権限の問題でございます。この件につきましては、もうおっしゃるとおり、所長には所長にそこまですべての権限をあてがっているものでもございません。これは、冒頭から申し上げておりますように、あってはならないことであるということを申し上げております。この2日から給食が提供できるようになりました。今、会期中でございます、後の対応等々について考えていきたいと思っております

でございます。その点は、再度あってはならないことであるというところ、またそうした権限の問題も、これは逸脱した一件であろうと、このように考えております。この対応については、後しっかりとやらせていただきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（熊谷直行） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 権限の範囲を。まあええか。また規則で確認するけど、ちゃんと答えといてもらわんと、皆さんとの絡みがあるからと思ひよったんけど。もう決裁権限はないんやで。終わります。

○議長（熊谷直行） 以上で桜井公晴議員の総括質疑は終わりました。

これで総括質疑を終わります。

続きまして、各会計ごとの質疑を行います。

日程第1、認定第1号平成20年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案については、8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

佐野芳彦議員。

○佐野芳彦議員 歳入のほうなんです、歳入の3ページで国庫支出金、その中国庫補助金が、予算現額が7億7,309万円、それに対して収入済額が2億2,850万4,000円、その差額が5億4,458万6,000円と、こう出てるんですが、これは予定していた主な補助事業は何かということと、それからまた執行できなかった理由について説明をお願いします。

それから、平成20年度の主要施策の成果に関する説明書、これの14ページで、総合公園事業費があるわけですけども、これも国庫補助事業分なんです、この公園用地の取得の中で9,507万1,203円ですかね、20年度は。山林が19筆、畑が3筆、ため池1筆ということなんです、これは残り何筆あるのかという

ことと、最終この取得は、最終年度はそれぞれ何年になるかということの説明をお願いします。決算委員会がありますので、この程度にします。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） まず、1つ目の質問での国庫補助金の関係で、予算現額と収入額の比較ということで、5億4,400万円の減ということでございますが、これは当初20年度分に対しましては、定額給付金の関係がありまして、その分が5億、ちょっと金額忘れましたが……。5億円何ぼの事業費をもちまして、その給付額が当初5億1,000万円が2,000万円ぐらいと予定しておりましたが、年度末ということもございましたので、そのうち4億8,000万円近くを繰り越しの措置をさせていただいておりますので、入しましては入ってないということでございます。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

総合公園整備事業の用地買収の件でございますけども、残りの面積につきましては……

（佐野芳彦議員「何筆」の声あり）

ちょっと筆数は手許に資料がないので申しわけないんですけども、面積につきましては約2.1ヘクタール残っておりまして、順次買収していく予定ですけども、とりあえず来年、再来年かかって柳池の西側にいわゆる公園を、何でしたかね、花と緑の公園でしたか、何かそういう公園整備を先に実施していきたい。その中で用地買収もしながらという形で、とりあえず今の目標としましたら、その公園といいますか、そういう広場といいますか、公園を整備していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

（佐野芳彦議員「決算委員会で報告してください」の声あり）

筆数につきましてはちょっと手許に資料がないので、これにつきましては決算委員会の

ほうで報告させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（熊谷直行） 佐野議員。

○佐野芳彦議員 今、2.1というのは、これは山林、畑、ため池全部合わせて2.1ということ。それとも、その柳池の公園にするための購入予定ということ。どちらですかね。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

基本的には平地といいますか、平地につきましては買収がたしか完了していたというふうに思います。ですから、俗に言います山と池、柳池ですか、その辺がまだ残っているということでございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

長谷川原司議員。

○長谷川原司議員 46ページの歳入の、20年度ではこの財政調整基金を、この8,000万円を繰り入れておられるんですけども、単純に見れば繰越金も発生したならば、このお金も繰り入れせずに済んでもいいんじゃないかなあという考え方もあるんですけども、その決断された経過というのを説明をお願いします。

それと68ページの、北京五輪出場のお祝い金として5万円上げとってんですけども、これの説明をお願いします。

それと、130ページ、米生産調整推進費の生産組織育成助成金、これの説明をお願いします。というのは、その生産組織を育てていく立場であるのに、どうもこの生産組織は解散になってきているように感じますので、その明細の説明をお願いします。

それと、農地費の委託料で、福井大池除草作業委託料、これ、下7カ村と管理の契約をどこまでしてという話があって、それはできてこれをされておるんですかね。福井大池のどこの除草か、お願いします。

それと、202ページ、給食センター費で、共済費で、臨時調理員労働災害保険料というのを上げられておるんですけれども、これ調理は委託で済んでいるのに、これはその会社の従業員に対しての保険料なんでしょうか、その説明をお願いします。

○議長（熊谷直行） 財政課長。

○財政課長（香田大然） 財政調整基金繰入金は、年を越して2月、3月、そういったところを見越して8,000万円を繰り入れております。前年度繰越金につきましては、出納閉鎖、4月、5月見込んで、結果としてくるものでございますから、先に繰越金がわかれば、それは財政調整基金繰り入れなくても済んだという見方も一瞬できそうなんです、実際の事務の流れは先ほど申しましたように、そういうふうになっておりますので、財政調整基金は結果的に8,000万円、繰越金は結果的にこの2億1,601万1,044円になったということでございます。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 68ページの北京五輪出場祝い金ですが、これにつきましては竹澤健介選手のお祝い金ということでさせていただきます。

太子町におきましては、このお祝い金に対する支出の根拠というものがございません。したがって、その当時、姫路市の激励基準というのを姫路市は持っておりますので、それを参考にさせていただきまして、オリンピックとかアジア大会、世界大会に対しましては姫路市は5万円を支給しているということを確認いたしまして、太子町もそれにあわせて支出をさせていただいたところでございます。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 130ページの生産組織育成助成金、これにつきましては、阿曾と原と下構、岩見構下のいわゆる営農組織に支払いしております。

阿曾につきましてはブロックローテーション方式と言いまして、順次耕作を転作といい

ますが、そういうものを団地化してやっております。

それと、あとの原と岩見構下につきましては、集団営農方式という形で営農をといいますが、作業をやられております。そういうことで、この3つの団体につきまして助成金をお支払いしております。

もう一点、福井大池の除草作業委託料につきましては、これは下7カ村との協議は済みまして、結局福井大池につきましては中の遊歩道とか、一部北のほうの、西のほうにつきましては堤防も一部高くつくっております。そういったことから、下7カ村につきましては協議の中で、新しい、いわゆる用水吐けから南をすると。それ以外については、地元4自治会をお願いして委託をいたしております。

それと、波打ち際の際の危ないところにつきましては、専門業者さんをお願いしているといったことでございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 給食センターの関係の共済費の臨時調理員労働災害保険料、これにつきましては今ちょっと資料を持っておりますので、特別委員会の中で説明をさせていただきますというふうにお願いします。

以上です。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 これは、決算委員会とはちょっと直接的にはあれなんです、監査委員にいわゆる監査の結果として審査意見の中で、一般会計、特別会計、それぞれ触れられて、10、11ページにまとめということがありますが、だんだんその状況も、この監査意見も、私は係数的なものについてはこれでええと思うんです。しかしながら、行政全体の改善をしたり、それからこなして議会にずっと出てもらってたらわかるんですけども、契約なんかで余りにも、私はしつこく言うて

まずけども、高い落札率になったり、契約の制度の私は乱用やと思とんです。悪用なり乱用やと思うのは随契も含めてね。相見積もりなんてものは、もうやってはいけない、あんまり。特に、必要な場合は随契をする。しかし、随契は財務規則、あるいは法律によってももう限定されてるわけですから、その一般競争入札を基本的にはやらないといけないけども、それはとてもやりよるとまずいと。結果的にはやっぱり不効率なこともあるとかという特別のこと、そういう場合にあり得ることなんですけども、相見積もりというのは特定の業者が周りに持ち回って、見積もりを徴する、で裏づけると、この程度のものですからね。そんなものが乱用されたら、おまけにそれが100に近い数字で契約されると。これほどいいかげんな、また談合的なものはないわけですからね。こういうことにきちっと意見が述べられて、業務改善を求めると、こういうことも、今回全体見てもそういうところを触れられてるとこないんやね。

から、その基本に沿って行政執行のあり方を  
チェックし、議会にも報告をいただくという  
ようなことが必要かと、私は思うんですわ。

- 議長（熊谷直行） 森川代表監査委員。
- 監査委員（森川 勝） お答えいたします。

以上です。

上田富夫議員。

それ、そうだったいきさつ、あるでしょう。それで、土手も全部太子町が刈って、後、下7カ村については水路だけやというふうになった。なぜそうだったといういきさつ、あるはずやけど、それ説明してもらわんだら皆わからへんがな。僕は、ある程度自分では納得しとんやけども、どんなですか。なぜそうだったかという説明だけでもお願い

します。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

福井大池の管理といいますが、清掃の範囲といいますが、どこがするかという話のいきさつでございますけども、私も余り詳しいことは知らないわけで、とりあえず下7カ村と従来からやはり水利権者である中で、全然管理しないというのもおかしいということで、先ほども言いましたように用水吐けから南の堤防については、下7カ村が管理するといったことと、それから残りについては、遊歩道等ができておりますので、やはり通常の管理が必要となってきます。

そういったことから、いろいろ周辺自治会4カ村と一応いろいろ協議していたのは事実でございます。それで、最終的に周辺4自治会と合意になって、いわゆる補助金ですか、委託料としてですか、そういう形でお支払いして、通常の草刈り等をやっていただいているということでございます。

ですから、これ以上のお話となりますと、私もまだわかりませんので、その辺につきましては決算特別委員会のほうで説明させていただくしかないというふうには考えております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 今みたいな説明やったらね、僕は絶対後引かんで。何十遍でなしに、私は、結局太子町に最後に押しつけられるんかという話を何遍もしてきたわけですね。そうしたら、いや絶対それはないと言うてやね。もう7年も8年も前からその論議があるでしょう。ようけ魚が死んだ以前からの話ですわな。あの魚が死んだときのあの処理費、どないするんやという話までやったんやから。これどっちが持つんやと。あのバキュームカーで魚くみ上げたのはという、そこまでやっとなんやから。だから、そのときに太子町は、それは一切負担せんのやと。あのバキューム

ームについても、下7カ村が金出したんやと。いや、当時その説明やったよ。もし違うとったらえらいことですよ、あんた。せやから、僕はそう信じとうわけや。

けどね、副町長、よう聞いといてよ。あれ、違うたやろ、途中で条件が。せやから、僕は、いわゆる町のあの池の底地の問題よ。あれ、太子町の管理になったんと違うんか。僕はそう聞いたから、それならやむを得んなと思うたんやけども、その辺はどんなんじゃね。あの池は、今までは下7カ村が底地も、もう水利権も皆持っとなんやという話やったんやけども、今度は水利権だけやというふうになったというふうに聞いて、大蔵省からこっち移管されたというふうに聞いとんやけど、それならいろんな管理もこちらでせないかんのかなというふうに、私はそう理解してこの予算黙って聞いとったんやけども、そうでないんかどうかというのをこの辺で皆はつきりしといてもらわなったら、皆議員聞いとんやから。

○議長（熊谷直行） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ちょっとご質問、きれいにわかってないかもしれませんが、ただ所有権のことだけ確認しておりますので、申し上げます。

いわゆる福井大池は、今まで国有地ということでございました。水利権は7カ村にございます。今、里道、青線、赤線も含めて太子町のほうに移ったときに、福井大池についても所有権としては太子町に來ているということは間違いありません。ただ、水利権については、まだ下7カ村にございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

中井政喜議員。

○中井政喜議員 歳出の関係をお尋ねをいたします。

166ページの中学校費の関係で、節18の備品購入費で管理用備品の購入費で128万4,339円ということで、当初この中で不用額

が発生してるんですけれども、53万8,661円。これは、どういう経緯、経過になったのかということの、この備品の購入状態をもう少し詳しく聞きたいのと、なぜ発生したのかということをお尋ねをしたいと思います。

それと、その下の負担金補助及び交付金、これは校長会等負担金ということで59万3,800円。これについても、2万2,200円の不用額が発生してるんですけれども、この内容等を説明をいただきたい。

あわせて、校長会は、上のトップのことでございますので、どういう内容でこういう校長会がなされているのかなあということ、ちょっと私も校長さんのお仕事等は理解してませんので、この機会に教えていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

2点目は、172ページの幼稚園費の関係です。節14の使用料及び賃借料で、斑鳩幼稚園の借地料ということで11万9,772円上がってるんですけれども、これはどこの部分で何平米で上がってきてるのかなあということで、これも少し説明をいただきたいと思います。

続きまして、186ページで、図書館費の中で節18の備品購入費で、電話機の購入ということで21万円上がっているんですけども、当時図書館には備品はなかったのかなあ、電話なかったのかなあと、ちょっとこれもあわせてお尋ねをしたいと思います。

続きまして、188ページですけれども、会館管理費の中で節11需用費ですけれども、この中で電気料1,024万3,043円ということ、会館内機器等修理ということで181万4,064円、この電気代はかなり必要、空調等の関係でかなりの電気料は食うだろうと思うんですけれども、かなり高いなという気がするんですけれども、ちょっとその辺の説明と、それから会館内の機器の修理、これはどういうものを修理されたのかということの説明をいただきたいと思います。

続きまして、200ページですけれども、こ

れは総合公園の管理費の中で、需用費の中で、光熱費の中で電気料ということで101万6,973円、総合公園の中で電気、こんなに食うもの何があるのかなあということで、これもあわせてご説明をいただければありがたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 教育費関係のご質問でございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

備品、まず166ページの備品購入費の中で、管理用備品購入ということで、これは中学校費でございます。西中のクラス増に伴うイスを購入しておりまして、それに伴いますところの予定よりは少なく、当初予算で考えておりましたよりは少なく入ったということで、不用額として残っております。

それと、負担金及び交付金の関係で、校長会等負担金ということで、これは校長会また教頭会がございまして、県また西播磨関係の校長会の負担金の費用でございます。

それと、172ページの斑鳩幼稚園の借地料ということでございますが、これはご存じだろうと思うんですけれども、幼稚園の一部東側は斑鳩寺の敷地を借りているところがございます。その分の面積がちょっと、今ここに書いてないんですけども、その部分、斑鳩寺から借地をしているというところがございます。

それと、186ページの、これは図書館の電話機の購入ということでございます。これは、以前からちょっと電話機が故障しておりまして、留守番機能が要するに働かなかったということでございまして、この20年度でもって購入を3台いたしておる費用でございます。

それと、188ページの、これは文化会館の電気代でございますが、1,000万円から出ておりますが、これが高いということでございますが、これはたしか20年度は少し下がったというふうに、ダイヤモンド方式でございます

ので、事業に伴いまして一度に使うと、時にはぐっとこうメーター上がったときの金額がずっと1年間継続するということになりますんで、そこら辺は調整をしながら使用しているわけございまして、これは例年1,000万円近くはいつているということでございます。

それと、需用費の関係で、会館内の機器等修理ということで180万円、これにつきましては、冷暖房の機器のところですけども、モーターベアリング、軸受け取りかえ、それとさびの塗装、それと会館内の、大ホールですけども、ワイヤレスマイクの受信アンテナが少し悪いということで、その部分の修繕を行ったところでございます。

200ページですか。総合公園関係の200ページの光熱水費の電気代で100万円、これにつきましても例年このぐらいの金額で推移しているだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 中井議員。

○中井政喜議員 再度、もう一点だけお尋ねをいたします。

斑鳩幼稚園の借地の場所は、斑鳩寺のところということで説明を受けたんですけども、これは駐車場ではなしに斑鳩幼稚園の園の敷地の敷地の中ということで理解してよろしいのでしょうか。そこだけ確認をしたいんですが。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 斑鳩幼稚園の園の中の東の部分だということでございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

中井議員。

○中井政喜議員 今、幼稚園と保育園の関係で駐車場を借りておりますね、北側に。斑鳩寺の敷地になるかどうかわかりませんが、車用の借地がある。あれは全然それとは関係ないんですね。いや、たまたまそこに絡むのかなあと思ってたんですけど、そうでな

いということでは理解していいですね。それだけです。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 斑鳩寺の北側の駐車場については買収しているというふうに聞いております。ですから、幼稚園の中の東の部分は、一部斑鳩寺の部分を借りているというふうに聞いております。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり7人の委員で構成する平成20年度一般会計決算委員会を設置し、これに付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は7人の委員で構成する平成20年度一般会計決算委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました平成20年度一般会計決算委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、井川芳昭議員、中島貞次議員、橋本恭子議員、花畑奈知子議員、北川嘉明議員、上田富夫議員、桜井公晴議員、以上7人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました7人の議員を平成20年度一般会計決算委員会の委員に選任することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午後4時26分）

（再開 午後4時26分）

○議長（熊谷直行） 休憩前に引き続き会議

を開きます。

この際、ご報告申し上げます。

休憩中に平成20年度一般会計決算委員会が開催され、委員会条例第8条第2項の規定に基づき委員の互選により委員長に北川嘉明議員、副委員長に中島貞次議員が選出されましたので、ご報告申し上げます。

以上で報告は終わります。

日程第2、認定第2号平成20年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案については、8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 これは委員会に付託して審査を受けるわけでありまして、私は質疑でも言ってきておりますように、この会計、結局相次いで税を引き上げて、その結果としてのものと、一般会計の繰り入れもありますけれども、収支で約1億195万5,000円を繰り越すと、こういうような形になっております。そういう点では、会計への支援というのは一時的支援ではなくて、基本的には会計が脆弱な基盤の上に立っておるということで、支援で繰り出しを決めた以上は、それを残していくべきやと。そうでなかったら、引き上げて残った部分は税金を引き下げると、こういうふうにすべきであると思いますので、そういう点は当局もしっかり、これは国保運営協議会でも言ってることなんですけれども、そうあるべきだと。その都度必要な対応をするということと、いわゆる会計支援というのは、一時的に出したり入れたりするものではないと。単年度の問題ではないと思います。そういう点では、町はどない考えてますか、もう一度確認しておきたいと思います。一時支援じゃないはずですよ、支援とは。昔のことも考えてくださいよ。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） この今の件につきましては、財政支援のあり方といったことかと思えます。

国保会計の事業運営をするに当たりまして、一般会計からの繰り入れについては、原則任意繰り入れというのは、制度から見ますとまずないものでございます。ただ、現実的にはやはり保険料がその医療費に見合う保険料といったところにつきましては、かなりの率といいますか、額になるということもございまして、その面で医療給付費の、それに対する財政支援的な部分ということで、これまでも行ってきたしております。

先日も私申し上げたんですが、基本的な姿勢として、やはり任意繰り入れについては極力しないということに置いておりました。どうしても万やむを得ない、本当に医療費に対応ができないといったような状況になりましたら、一般会計のほうの財政支援をお願いをせざるを得ないというところでございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 あのね、そういうことやからあかへんねん。あのね、どこでもしとんや。太子だけがしとんというてちやいますで。基金を持っとるとこは持っとうのに、それまでにずうっと、先に税金取ってきたからやがな。積み増してきたんやがな。だから、残っとうだけのこっちゃ。ここは、ずうっと長い間支援をすると、こういうこともやってきた通年的なものや。この財政全体の支援なんやからね。一点出して、また戻しますと、そういうものではないんですよ。単年度の支援というたら、だから成り立たんからというて金を上げんというこっちゃない。国保全体の運営が、資料でも、私もこの総括でもここまでは触れなかったんですけども、世帯における加入率は36%でしょう。それから、人口でも24%。これ何回も言いますけど、そういうところに、また皆保険下で、どうしてもほかの保険からはみ出す者がここに加入する

と、こういうことに支援をしてだれも罰当たらへんと。だから、経常的に支援をするというの当たり前のこっちゃと、ほかでもやることなんや。ここは独立してって君の言うことはほんまに住民を見ないということやで。そんな姿勢でやってもらうことはまかりならんと思うんで、経常的に大変なものに支援すると。毎年出して入れるんだったら、足りませんわ、また税上げますわと。

ほやけど、私はこういう仕組みになっとなですよ。総支出に対して国庫で、それから支払基金それぞれが給付費でほぼそういう賄いをするわけですね。だから、一般会計がどれだけ支援をできるかによって税を決めるということになるんや。そこら辺を間違ってももうたら困るで。だんだんおかしなりよる。わかりますか。

初めから、あんたのような言い方しとったら話にならんから言よんや。やっぱり一般会計で国保を支援できるのは2億円か3億円なんか、それで国庫のほうやら支払基金のほうからの関係を保険給付費の割合を差し引いて、そして残った分については税でお願いしたいという、そういう仕組みをつくらうじゃないかというて提言してきたんや。普通の話や、どこでも。

その普通の話否定するからおかしいんや。独立や、独立、違いますよ。みんな支援しとんやどこでもが。支援してないところはほとんどないですよ、全国で、これこそ。どれだけ支援するかなんや。わかりましたか。その姿勢がないようだったあかんですよ。

だから、結局広域にして、声が届かんようにしてしまおうと、むちゃくちゃや。それぞれのところで工夫をして運営をする。長野県の小さな村でも、村でもというのはおかしいですけども、ここでも紹介しましたように、げた履きヘルパーでいろいろやってる栄村にしても、ここでは減らしていく努力をされとんや、互いに支え合って、医療費に負担がかかるものを抑えていくと。

かつては有名だった岩手県の沢内村という

て今あらへんけども、沢内なんかは町長が先頭に立って高血圧なんかで倒れていく塩分の多い食物を変えようやないかというて、いろいろ取り組んで下げてきとってんや。それも行政の姿勢の中で医療費がかさむことを下げてきてると、努力してると、そういう官は皆行政、応援しとんがな。応援せな運営できへん。その施策を遂行するために支援しとんや。

ほいで、ここでは個々に加入する人たちの状況を見て、ほいでまた加入の実態も見て、財政的支援を行うということはしてはいけないということもどこにもないんですよ。するのが普通だ、どれだけできるかなんや。その基準をどこに置くかということや。その辺はつきりしてくださいよ。それ言うとなですよ。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 保険税を算出するに当たっての手順の関係で、先に一般会計からの財政支援が幾らといったことでの保険税算出といったことはしておりませんで、まずは医療費の必要額を見まして、それから公費負担分を差引いて、あとは保険料ということでございますが、それがやはり前年、前々年、その経緯を踏まえまして、大幅な保険税の増額という事態になりますと、これまた現実的に難しい面がございますので、そういう状況であれば一般会計のほうに財政支援をお願いしておるのが現状かなというふうに思っております。

それから、今桜井議員さんのほうから、先に一般会計からこれだけという措置が当然必要だというご意見でございますけれども、私はそうではなしに、やはりもう万やむを得ないという状況下でもってお願いするというところでございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 ほんなもんわかつとんや。そういうふうに押しつけた全部独立会計でそのまま行きなはれてということなんや。一般会

計から一切繰り入れるなということなんや、あんたの言うたことは。

やっぱり国保はこの一般会計などと違うというの、いわゆる入るをはかって出るを制するは一般会計なんかや。国保なんかは出るに基づいて入るをどうするかということ。

私が何も何回も言わんでもええこっちゃ。そうなんや、一般会計とは違うんや。だから、わかってるんだ。けども、要る費用、医療費含めて要るわけですから、その要るものに対して療養給付費がありますと、公的あれでは。それから、国庫がありますと。一般会計もありますと、ないんじゃないんだと言うとんや。

だから、全体に要る費用のうちで、少なくとも前には老人保健拠出金ぐらいは負担してはどうやというて、基準を決めてやってはどうやと、こういう論議もしてるんですよ。それぐらい負担しとったやないか、ずっと。それが間違うとったんか、違うんやで。やっぱりこれだけのものに一般会計が、だから全国的にこの一般会計の繰入金というのがあるんや。そんなもんあかんのやったらこんなもん繰入金というのはあらへんのや。

所によっては、先ほど言うたように財調で積んだところもありますと、今取り崩しよりまずとありますやん。

太子の場合はまた違った形で、必要なら一般会計は出しますよと言うてきた経緯があると、長い歴史の中で。そういう経過をちゃんと踏まえて運営すべきや言うとんや。一般会計から負担したらあかんという仕組みと違いまっせ、これは。制度的なものを含めてですよ。前からある話、よそにある話や。どこも違反せえへん。

だから、支援できる範囲を決めて支援をするというのをきちっと踏まえとれば、一般の税で負担するものは、これとこれは負担してほしいということの説得力も出てくる言うとうわけや。違いますか。

よそが間違うとる、ここも間違うとるということは撤回してもらわな困る。一般会計の

金は一つの会計運営上どこも組み立てられてるんやから、全国組み立てられてないところってありますか、それ外いて。だから、その他一般会計繰入金があるんやがな。はっきり言うときますよ。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 禁止事項ではございません。確かに禁止事項ではございませんが、基本的な基軸の置き方を私申し上げておるわけでございまして。

だから、やり方が間違っているとかということではなしに、基本線はこうですのでできるだけ基本線にのっとっての算出ということでは申し上げているわけでございます。

ですから、頭から一般会計からの繰り入れというのはもう絶対だめだという私の考えではございません。万やむを得ない場合については、やはり財政支援を求めなければなりませんので、今桜井議員さん言われたように、間違ってるとか間違っていないとかという概念は私持っておりません。

以上です。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

長谷川原司議員。

○長谷川原司議員 2人のやりとりを聞いておるんですけども、部長のおっしゃる必要なときのその一般会計からの繰入金ですよ。必要になれば入れると言っておられるんですけども、仮にどういう場合が必要なきになると考えられておられます。

といいますのは、その予算時にまず医療費の総額を出した場合に、そんなに一般会計からのお金をそう入れずに済むとすれば、ほとんど必要なくなると思うんですけども。

もう一度繰り返します。

部長のおっしゃる一般会計からの必要なきというのは、どういう場合を想定されておられます。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） さっきも触れましたように、医療費総額をはじきまして、

それから公費分を差っ引いて、あと必要な部分というのは保険料、保険税になるわけでございます。

そこで、一般会計からの財政支援というのが、当然保険税をはじいたときに、前年あるいは前々年、また近隣と比較して突出するような状況で、一気に上げるというような状況においては、やはりこれは財政支援をお願いをせざるを得ないというようなケースがございます。

また、年度途中におきまして、見込んでおりました医療費が相当額発生をして、急激な上昇が発生をして、従来であればそういった状況については繰上充用等の制度でもって当たるのが本筋かと思えますけれども、本町の場合にもやはりそういったときには医療費を充てるに当たって、一般会計からお願いするという状況が生じるというケースでございます。

○議長（熊谷直行） 長谷川議員。

○長谷川原司議員 必要なときはその医療費が急激に上がった場合にそういうこと考えてもいいとおっしゃるんですけれども、医療費がそう年々幾らかというて、3%やったら3%、もうわかっておるわけですね。これが10%に急に上がるとかというそういう場合なんか考えられないと思うんですけれども。というときには、やっぱり最初の予算のときにどういう形ですかという、保険料どうするかという形がやはり大事ではないかなと思うんですけれども。

○議長（熊谷直行） 副町長。

○副町長（八幡儀則） その他一般会計繰入金については、長谷川議員も監査委員されてたんで十分ご存じだと思いますけど、これは毎年とりあえずもちろん繰り入れておりますわね。これは、今も桜井議員のご意見もございましたが、基本的にはいわゆる国庫補助とそれから保険税で賄うものでございますが、ただそれだけではやはり無理ですわね。これは桜井議員がおっしゃるように現実もそんなですわね。

一般、会社を退職された方が入っていくということで、医療費がかさむ人が行くと。その中でまた負担できる負担能力といいますか、そういうものがない状態、そういうところですから、私どもとしては毎年いわゆる任意繰り入れとして福祉部門に私入ると思うんですが、一般会計繰入金として入れております。

その額を決めたらどうかというような意見とかいろんなことありますが、これは太子町全体を見回した中での財政の中でやはり考えていかなければならない面もあります。

それから、先ほど部長から申し上げましたように、やはり他市町との、例えば太子町全体で本当に金がなくても、他市町より突出するようであれば、これは何か別のことで考えなければいけないと思いますし、いろんなケースが考えられますので、太子町としては毎年任意繰り入れとして多額の金は国保会計には繰り出しているというふうに考えておりますので。ただ、桜井議員がおっしゃるような、例えば金額を決めてというような状況ではないと、全体を見回したときに。

それから、昔の本当に財政的に余裕があるときであれば、ある程度決めておって確実に入れていくということもできるかもしれませんが、今太子町の財政はそういう状況ではないと。だけど、福祉部門といいますか、福祉関係の一般繰り入れという考え方からすると、できるだけそういったことには支援していかねばならないと考えます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありますか。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 26ページに高額療養費の歳出が載ってるんですが、一般被保険者高額療養費が昨年度より1,200件増えたというふうにお聞きしました。1件当たり平均6万2,305円と、それからもう一つの退職被保険者高額療養費も340件ありますが、1件当たり平均9万6,000円かかっております。この

辺の一般被保険者がおよそ倍に増えたその理由とか、その辺についてちょっと説明をお願いします。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） これは1件当たりの単価につきましては非常に伸びておりまして、これが単純前年比較ができないといいますが、退職のほうから一般のほうへ制度が変わったということがございまして、その対象者の数が大きく変わっております。退職のほうがぐっと減りまして、全部65歳以上が一般のほうの区分に入ったという関係もございまして、前年度と比較というのがなかなかしづらい面がございしますが、この決算額からいいますと一人頭というんですか、1件当たりの額については非常に前年から比べますと高くなっております。

その理由というのが、そういった退職と一般の区分が変更になった分で、かなり複雑な状況でございまして、単純にこうだというのはなかなか言えないんですが、それぞれの医療費自体の上がりもございしますが、区分の変更によつての数字の増減が大きいのではないかなというふうに分析をしております。

○議長（熊谷直行） 中島議員。

○中島貞次議員 私素人判断で考えたのは、1つは高額療養費の周知徹底というか、高額療養費制度がありますよというそういう制度によって増えたのかなと。もう一つは、高齢者が多いという、当然入ってきますんで、その辺の特定の疾患が特に増えたのかなというふうにこの数字から判断したんですが、そうではないということですね。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 医療全般に言えるんですけども、特に入院の関係が上がっております。全般上がってるんですけども、入院の費用が上がっております。

ですから、やはり医療費自体がかなりの高額化といえますが、伸びておるというふうに思っております。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 国保税はそれぞれの自治体によって違うと思うんですけども、太子町が私はどのあたりにあるのかというのはよくわからんですけど、一遍日本国じゅうでピンからキリまであるんですけども、太子町の辺におりますの、ピンでっか、キリでっか、真ん中でっか、ちょっとそれ知らせてみてください。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 全国のどのあたりというのはもうちょっと一応数字の上ではかっておりませんので、どの程度というようなことについてはちょっとご答弁しかねます。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 今副町長はよそと比べて突出したらあかんとかどないとか言いよったやん。ということは、よそということはこの周辺だけの話かいな。日本全国との話と違うんかいな。

周辺やったら口裏合わしよんのや皆な。おまえんとこ何ぼするのや、こうや、ほいたらうちは何ぼやって、ほいでああたつのこれかい、ならうちもこれやというて。今までやりよったこっちゃがな。保険は知らんで。ほやけど、ほかのことはそないしよったやないかい、おまえ。

だから、そういうふうに勘ぐりたくなるさかいにな、ちょっと目を全国的に視野を広げて、大体全国でどないなとんやとぐらいなことは今らのこっちゃ、ほんなもんデータ何ぼでも出とうはずやから、インターネットで。多分私あると思うんでやな、それぐらいのことは調べて、ほんなら決算に出してください。よろしいな、決算委員に。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） わかれば委員会のほうでご報告申し上げたいというふうに思います。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています認定第2号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思いません。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

間もなく定刻の5時が来ますが、会議規則第9条第2項の規定によって、会議時間を延長します。

日程第3、認定第3号平成20年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案については、8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 この介護保険はデータの集め方、資料で毎年整理されているわけですが、実際的にこの保険料の調定というのは行われて収納額が全体では、賦課人員としては6,753人が40歳以上の賦課をすると、こういう形でありますのと、収納率が94.7%という、これも実際大変なものなんですよ。

保険あって介護なしと、こういうふうにならないようにということと、それからだれもが安心して介護が受けられるというのが基本です。それは金があるうがなかろうがですわ。それが徹底されなければならない、そういうふうになんかつくられていくべきだということで、導入時にもそちらにおられた人で、ここにおった人はわかつとると思うけ

ど、大村町長時代でしたが、走りながら改善したらええじゃないですかという町長は言うたんや、そのときに。進めながら。

しかし、悪くなりよる。悪くなったらあかんのや。さかい、そういうことを含めて、どれだけこれも町が努力するかですよ。制度ですから、国はこの制度で行こう、その中で一般施策を含めてどれだけこれまた応援できるかなんや。これは行政なんや。

また、いわゆる介護の認定にならないように一般施策で対応できることは何かを考えてほんまにやっていかないと、寝たきりやったりいろいろここでもありますように、要介護度5が認定者数で102人この年度でいるわけですから、こういうふうになんか重度の介護が要るようなことのないようにしていくために、在宅それから予防介護ということで、制度では予防介護はあるけど一般施策としてもそういう予防していくためのことがやられないと、こういうことは増えていく可能性もあるんです。

だから、それらのことについてどう取り組むかが問題だと思うんです。これのお世話にならないように生きていくっていうのが一番ええんや。一番いい施策を安心して受けられて、そして後にもしの場合には安心してできるようにしていくことが地方自治体の仕事なんやからね。それに基づいて介護保険も運営されなきゃならんと。一般施策でもこの保険で運営じゃなくて、一般施策でもどれだけできるんかということをはっきりせないけないね。それについてどう考えるかであります。その点どうですか。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 今桜井議員さんの言われる内容につきましては、私もよく理解できます。全くそのとおりかというふうに思います。

介護保険特会につきましては、やはり予防事業もございますので、実施をしておるわけでございますけれども、それ以外にも一般会計の分野でやはり予備軍防止といいますが、

そういったことで健康管理面の重視といったことで施策を行っておるところでございます。

先の総括質疑のときでも申し上げましたように、やはり健康また介護予防については重点を置いて臨みたいというようなことも申し上げたんですが、特に介護の予防に関しての施策といいますのもいろいろなことがございますが、この介護保険の会計のほうでこういった事業展開をするに当たっては、当然経費でございますので、また逆に言いましたら、介護保険料との関連が出てまいります。

そういったことで、そういう全体の会計の中でできる限り先々効果の出てる介護予防については施策の推進をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 まず、歳入のほうで、介護従事者処遇改善臨時特例交付金が昨年度あったわけですが、これが基金積立金として1,438万1,712円上がっているわけですが、これの今後の当然介護従事者処遇ですから、今後の使い道といいますか、予定といいますか、それについてちょっとお尋ねします。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） これは予算のときにお話ししたかと思うんですけども、当然ご承知のとおり介護従事者で介護報酬のほうに上乘せというんですかね、報酬にはね返る部分でございますから、それは国庫がこういうふうな形で見ますということでそれぞれの保険者のほうに交付をしてくれております。

裏返せば、報酬が上がる分保険料にはね返らないようにということで国が処置してくれておりますので、この第4期の3年間にわたっての保険料に反映しない処置ということで基金でもってこの3年間に保険料充当といいますか、そういった性格のもんでございま

す。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第3号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午後4時59分）

（再開 午後5時14分）

○議長（熊谷直行） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、認定第4号平成20年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案については、8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 この制度を廃止をすると、こういうふうになってきてるんですけども、本当に何が悪かったんですかね。それ当局説明できますか。老人保健が悪かった、やめる。やめて後期高齢者をつくる。

こういうような、とにかくいずれにしてもかつては老人医療というのは65歳以上になりますと医療費を支援すると、こういうことで発足をしたものであります。それが老人保健をやめるということになることについても、追隨するということはそういうことやから、これ何で悪かったんですか。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。  
○生活福祉部長（丸尾 満） 何で悪かったかというご質問ですけども、今言われたのは従来の老人保健が後期高齢者医療制度に移った、その移ったのが悪かったんではないかというご質問かと思うんですが、それについては私からはご答弁申し上げることはございません。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。  
○桜井公晴議員 言いよんのは、制度をやめて後期高齢者に移行させる。だんだん年齢を引き上げて、対象がここに老人保健にかかることの費用がかかり過ぎるようになったからこれをやめよう。

ほいで、75歳以上、次の後期高齢者というのは75歳に線を引いて、そちらのほうでは保険料は1割払いなさいよと、年行ったら医療にかかって当たり前のことなんですけども、健常に医者等のお世話にならずに終えられて死ぬことができたなら、その状況ができたならそれは幸せなことやけども、みんなくたぶれてきたらあちこちにがたがくる。そしたら医療にかかる、当たり前のことなんや。その当たり前のことを否定するようなのが後期高齢者でしょ。

ほいで、老人保健というのは今までに、よくここでもあいさに言うた人があったけども、サロン化してかからんでもええのに医者へ行きよと、ただやさかいやと。そんなことはないですからねというのはここでも言い合いましたことがありますけども、やはり老人保健というのはそういうためにあったんや。国も県も町も金を出さんならん。それから、それぞれの保険からも金を出さんならんと。支払基金にプールをして老人保健にかかる費用を互いに出しましょうじゃないかと。

だんだん組合健保などが負担が大きいやないかというようなことも、負担しとらへんやないかというて負担をさせようというて制度がえを途中でしたと。そこでは負担が困る言い出しておりましたけども、実際はやっぱり老人が少なくともがたがきて医者にかからざ

るを得なくなったときにはやはり支えましようというのが老人保健やったんや。何がどこに悪いんじゃないな。

後期高齢者に移行するというて、僕はそれ聞いてへんで。老人保健制度は国庫あるいは県、町が入れなかったらやはり運営ができな。こういうことの中で各保険がまだもちろん持とうわけですから、その費用も。何も国なり県なり町なりだけが持っとんじゃなくて、それぞれが持って運営しとったと。そこから入れるのを抑えるためにやめようていうやない。そんなむちゃくちゃなことあるかいな。そういうこと言いよんのや。

だから、制度のどこが悪かったんやいうたら説明できないのが普通やし、しかし後期高齢者はええんや、ええんやということがのうてもそちらへ移行するんやと。そんなんが悪政というんじゃがな、違うんか。その辺ははっきりしてくださいよ。ほんまに悪政ですよ。

○議長（熊谷直行） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 悪政という表現でございしますが、小泉改革のときに民意はそういうことだったのでそういう、表現はおかしいですが、桜井議員の言葉をかりたら悪政といえますか、そういう法律になった。それにのっとって太子町も施策としては国の法律がありますので、それに従ってしているということでございます。

それから、よくこの間もおっしゃいましたけど、悪法もまた法なりというようなことも議員がおっしゃいましたけど、まさにそれで、現在現行法がある中で民意は今度は逆の方向が出ておりますので、また国の情勢の中で状況は変わっていくものと思います。

制度のことが説明できないとおかしいではないかということでございますが、そうじゃなくて、これはきのうもたしか申し上げたと思いますが、医療保険、医療とか福祉というものはこれは国全体で国家がある程度考えていくもので、福祉部門については違いますよ、余裕があればやはり太子町としてそういう支援していくということは大切なことだと思

ますし、そういうふうには余裕があればどんどんしていけると思います。

ただ、医療制度そのものは太子町独自で考えてできるものではないというふうに思いますので、桜井議員いろんな意味で民意が変わりましたので、おっしゃりたいことはわかりますが、私どもは国あるいは県の情勢を見きわめながら、施策としては医療制度についても取り組んでいきたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 あのね八幡君、僕が言いよんのは、何も前のときを言うとなや。何も民意が変わったから言うてるわけじゃないんや。

やっぱり、老人保健というのは結局は、あんたが言うたように、小泉改革と称して毎年2,200億円の社会保障費を削ると。ほいで国の財政出動を抑えるというためにあらゆる制度にメスを入れて、特に目をつけてきたのが老人医療費というのはやっぱり半分は負担せなあかんわけやから、義務として。義務負担を軽減しよう。

だけど、制度としてはこれはもう発祥は神戸やから、老人の医療費を無料にするってそこから始まって、やっぱり国が制度として取り入れたという経過があるんやけど、そういう制度的にはだれが負担するかというのは、年行ったら病気にもなる、そしたら税金で対応するという仕組みやったわけや。それにどんどんどんどん切り込んでくるから、国保もそうですよ。本来は45%国が持っとったんや。それを減らしてもうたから地方がしんどい目におうてくる。

だから、私は悪法も法なりと言うたのは、法やからそら従わざるを得んけどもという、しかし同じこういうものやなあというふうに見ていないと、この制度がだから地方にとって悪かったんかと。国が金出しとみないから、やっていきようことがこんな制度があったらええのになというのがあるはずやから。

私それ言よんやで。

何も今さら政権が変わったから言ってるわけじゃねえんや。これはもうはっきりしてるわけやから、減らして政権のときからやってたことやから、そのときにも言うたでしょ、このことについては。老人保健というのはやめようとしとうけどどこが悪いんやと。僕はそれ言いよんですよ。

やっぱり、公的に支えるということをやめてしまったらあかんということなんや、こういうことは。だけど、公的に支える制度やんか、老人保健というのは。一定の年の人を。

ほいで、ただ75歳で線引いて後期高齢者をつくって、より一層負担を、医者にかかればかかるほど負担が増える仕組みをつくったんやで、今度は。後期高齢者は。あんた議員やから我々よりも余計詳しいんやし、そういうものに本当に批判的に対応することが大事じゃないかと。

しかし、法やから従うということと、そういう姿勢にあるということは違いますよと言うとるわけや。私が言いよんのはそういうことなんやで。

そうじゃがな、そやなかったら言うもんかいな、私も。私も老人やからな。

（「いえいえ、お若いです」の声あり）

ほいでそのうちに後ろから後ろから無料が向こう行くんじゃ。うっかりしとられへんわけじゃ。

だから、やっぱりそらお互いに元気でおりたいし、こういうお世話にならんようにしたいと。しかし、なるときには気いようならせてもらわなあかんやないかと。これが制度や。守らなあかんと。そやから、悪かったんかというたらほんまに悪かったなら悪かった、町として悪かったと思うとると。ほやけどどこが悪かったんじゃと、やめるといふんやから。何じゃと言いよんや。そら答えてもらわなあかんわいな。

○議長（熊谷直行） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 桜井議員がおっしゃ

るのもわからんこともないんですよ。ただ、末端のところでそういう医療制度そのものについてどうだった、そんなこと言ってもうせん方ないといひますか、だから桜井議員の意味がちょっとわからんところあるんです。

そら姿勢としてそういうのを持っとくのと持っていないのとは違うという意味はわかりますけど、私どもはその医療制度、法にのっとって住民福祉の向上のために制度の運営といひますか、円滑な運営に努めていくというのが職務であるというふうに考えているところでございます。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 言わんでもええことなんやけども、今の話聞いとして、私は昭和9年生まれですから、12歳のときに終戦になって、国にだまされた。はっきり言うてだまされた。先生にだまされた。終戦まではもうとにかく英語を使うたらあかん、片仮名も使うたらあかん、鬼畜米英が8月の終戦迎えて2学期に学校行ったら、もう手のひら返したようにアメリカさんですからね。

それぐらい国家というたらええかげんなもんやと思うた、私はそのとき、今でも思うてますよ。国家というたらそんなもんやと。国民というか、住民というようなことは考えてないと、そのときつくづく思うた。それが今でもトラウマみたいに残っとんですけれども。

それから言うて、今度65歳老人医療費無料やったですわな。私が65歳になったら何のことはない何割というて取られるんですわ。どないなっとんかいな思うたら70から今度、老人医療になって今度後期高齢者や。これ死ぬまでこんなことやられるんかなというね。

ほんまにひどいですわ。私言うて悪いけども、75になるんに75年かかってまんのや。一遍に私は75になったんと違うんですわ。ほうたらね、後期高齢、いや高齢化社会、何言うとのんや、そんなもん昔からわかつとうこっ

ちゃ、この年になったらこないなるといふこと。それをあたかも急に高齢化社会が来て、降ってわいたように言うから、ほんなら例えば太子の老人が残って若い人が全部東京のほう行ってもうて、ほいで太子が高齢化社会になったといふんならそら話わかるよ。そんなことあらへんやん。

だから、言うことすること皆おかしいんですわ。だから、そら制度としてそうなるから、そら我々は日本の国に住んどんやから、国の法律に従わなあかんぐらいなことは私でもわかりますけども。

しかし、そういう行政がずっと続いてきたということは頭ん中に置いてほしい。ほいで、なら何をすべきかというたら、やっぱりそういう何も自分のこと言うわけやないんやけども、こういう高齢者に対してせめて町村、町が末端ですから、少しは老人のことも頭の隅の片隅にでも置いて施策をしてほしいと。

今は強いやつのことばかり思うとるわけや。だから、金の使い方でもそうでしょ。規定にのっとった、なるほど保険とかそういうことについては一定の何をしよるけども、しかしよう考えてみてください、自由に使える金というのは老人に対しては非常に冷たい感じですよな。

そういうことを少なくとも頭の隅のどっかに置きながら、この保険だけじゃないですけども、後期高齢も含めてぜひ進めていただきたいと思うんですけども。私の思いは届きますかな。

○議長（熊谷直行） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 十分届いております。

そして、確かに高齢者社会というのは急になったもんじゃないと思いますし、私も団塊の世代ですので、あともう少しすれば何か邪魔者のように言われるかもしれませんが、そうじゃなくて、ただ日本の高齢者に対しての施策というのは、私がそれこそ上田議員にもいろいろ本のご指導をいただいたことありま

すが、私もいろんなことで調べた中では、高齢者に対しての日本国として、税金を使っているというのは非常に高いと。

逆に、子育て支援についてはヨーロッパの何か7分の1とか10分の1とかというようなことも聞いてますので、変な話ですが、今回子ども手当とか云々のこともいろんなこと言ってますけど、やはり必要なパイはある程度限られておりますので、それをどういうふうに分けていくかというところで、政権が変わったところでの政策というのも出てくるような気がいたします。

心情的には十分私は理解しているつもりですが、理解しているようでもこういう答弁をしていたら冷たいではないかというように言われそうでございますが、私もあと何年かしたらそういう世代に入っていきますので、できるだけ地方公共団体が、余裕があればやはり福祉関係に手当てをできれば一番いいとは、希望的には思います。

現状をのぞいたときに、太子町全体のバランスの中でいろんな施策というものはやはり考えていかなければならないと思います。

今、上田議員がおっしゃったことも十分踏まえた中で、施策については進めていきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第4号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第5、認定第5号平成20年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案については、8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 くどくど言うけども、この制度は、今も言うたように、老人保健からこちらへ移すことによって国、地方の負担を減らすと、これが目的なんです。だれがどない言ようが目的なんですよ。今言うたように、2,200億円を減らすと、国は。ずっと減らすと。こういうようなことのためにこんなことをやると。もう非人間的なことをこれやるといようなことですし。

しかし、発足からこれは日が浅いから、早うやめたほうがええんでね。少なくとも、たまたまこれが政権も変わっていく、政権もそういうこと言ってるということを、やっぱり声を大にして言うべきやと。

議員は、そこでも言える立場におってんやから、はっきりそこでも言うべきやと思うんです。これこういう意見がありますという。私もそう思いますというようなことぐらひは言わないと、代弁したことにならへんよ。私はそない思うんや、八幡君。それはそのために議員になっとんやから、我々選んだんやからあんたを。代弁してもらわな困る。そういうことでしょ。

むちゃくちゃなことはあるんですよ。きのう私がたまたまNHKにおった池上さんというアナウンサーが、このアメリカの思いやり予算やいろいろなことをやりよりましたわ。見たった人はわかる思うんやけどやね、普天間のグアムへの一部移転、海兵隊の、それに6,000億円やな、こんな金はほっと出す。思いやり予算がありますと。住宅から何からちゃんとしたげて、ほいでこれ移転費だけやらね。ほいで決めとってんや、これ。そんな

金はどんどん出すけどこっちは削る、矛盾し  
とうやんか。ほんまでっせ、これうそとちゃ  
うんやで。

ほいで、やっぱりそういう放送でも、ああ  
いろいろこういうこともやりよるな思うて見  
とりました。ほいで、まだレーダーでわから  
ん戦闘機 F - 22か。これも、こういうこと  
で言わないとほらもう皆わからへんわなあとい  
うて電話がかかりよるのに一生懸命そっち私  
も見とって、これは当然放送すべきや思うた  
ら一生懸命放送しよった。これ130億円  
やね。それ買おうなんて日本政府が言いよっ  
たわけ。ほやけど、アメリカはそれ金かかる  
さかいちょっとそうはいかんと言うとると。

しかし、きょう総括でも言いました、ちょ  
っと言い漏らしてますんやけども、日本の中  
小企業の予算というたら何ぼでしたかな。富  
岡君わかつんかいね。2,000億円切れとん  
やで、1年間。1,900億円何ぼやで。中小企  
業関係予算やで。そんな、ほんまに中小企業  
が支えとんのに、中小企業がそんなことや。

やっぱそういうどっかに比重をいうもの  
の、余りにもこの年寄りいじめをやったりす  
るようなことは、そんな施策は国も県も町も  
やったらいけん。だから、いじめをやらない  
ためにも物言うてくれるんかどうかなだけちょ  
っと確認したいと思います。この制度は悪い  
と思うとんです、私は。絶対悪いし、早うや  
めなあかん。

○議長（熊谷直行） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほどの制度につ  
いて、私はどうしても、議員ということで今お  
っしゃいましたけど、はっきり申し上げて  
40年ほど公務員やってますので、いわゆるコ  
ンプラのほうが働いておりまして、現行法令  
があるその中で円滑な運営ということに努  
めていくということは、これは当然の何か考  
え方だと思います。

意見を述べたらどうだというようなこと  
でございますが、この間議会で会ったときに、  
実は養父市の藤原議員が、そういう今桜井議  
員がおっしゃるようなことがたしか出たと思

います。ただ、お一人でございました。私も  
そういうご意見については何も賛同したわけ  
でもなく、そのままお聞きして、認定と補正  
予算について賛成してきたところでございま  
す。

したがいまして、桜井議員がおっしゃるよ  
うなことについては向こうで申し上げており  
ません。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 その気持ちが通じなんだら  
あかんから言いよんじゃがな。藤原君が言う  
たことはいろいろ私も聞いてます。

ほいで、かなり主張しておるんで、そうい  
う代弁者がいなかったらあれもあかへんが  
な。オール賛成で、はいはいはいやない。何  
しに行っとるんやわからへんがな、代表とし  
て。ここでこんな声が上がるとことは、私  
のせいにしてもええから言うてくれ言いよん  
じゃ、私は。こういう意見言いよんのもおる  
んやから。そうでしょ。それが議員や。

円滑な運営をする上でもこれは問題やとい  
う議員がおりますと太子でも。藤原さん言  
いよんのそのとおりやと思いますよと、言わ  
んでもええけども、ほやけどまあそういうよ  
うな声がかかなり出とんやなというのが、ここ  
でも言いよんやしあちこちの自治体で言いよ  
んやで。

だから、こぞってそれが反映されたら変わ  
るんですよ、政治も。変わらざるを得ないん  
や。そこを私は言いよんですわ。

行政マンで副町長がそっちでそないなこと  
言うたら私はもう立場があらへんということ  
かもしれんけど、ほいたら代表やめなはれ。  
言わんのやったら。辞退しなはれ、辞職しな  
はれ、私はそう言いたい。そんなもんや。み  
んなの意見を反映して、改善すべきは改善す  
るんやがな。そういうことやん。そやなかつ  
たら何の意味もないやない、そのままあるだ  
けで。おらんでもええわけや。市長と議長と  
おって、はい言うたら終わりや。ここでも一  
緒ですわ。はい賛成やったら皆一緒になって

まうんや。

いろんな意見がある中で、それをどれだけ耳を傾けるか、国の政治も一緒ですわ。そういうこと私は言いよんやで。何もむちゃくちゃ言いよるつもりはないんやで、代表は代表らしくやりなはれよと言いよんやで。わかりました。

○議長（熊谷直行） ほいで、質問は。

（桜井公晴議員「もうよろしいわ」の声あり）

（「よう通じた、通じた」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 後期高齢者医療の保険料のことで、収入未済額166万7,306円とあります。そして、もう一つは延滞金が1万5,100円、これ6人というふうにお聞きしました。

まず、最初のそれぞれの収入未済額及び延滞金についての特別徴収、普通徴収のそれぞれの人数内訳、これをちょっと教えていただきたいです。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 収入未済につきましては全部普徴でございまして、人数にしましては44人でございます。

もう一件何でしたですか。

（中島貞次議員「延滞金のこと」の声あり）

延滞金1万5,100円の数でございすか。

（中島貞次議員「人数は6人ですね」の声あり）

6人でございす。

（中島貞次議員「それが全部続いて…」の声あり）

そうです。

○議長（熊谷直行） 中島議員。

○中島貞次議員 この高齢者の保険料については、特別徴収と普通徴収と選択できるという制度に変わったわけですが、その間においてなおやっぱり普通徴収のほうはどう

しても収入未済とか延滞が多くなるというのは当然の成り行きだろうと。

当初の計画としては特別徴収することによってそういう収入未済とか延滞をなくするというふうな当初の流れやったと思うんですけども、今後のこの普通徴収の方たちに対する督促というか、それはどういうふうにする方向ですか。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） これはもうそれぞれ納期がございすので、納期が過ぎました方について督促を行うということは、この後期高齢者医療に限らずどの税にしましても一緒ですし、ほかの公共料金も一緒ということでございすので、手続的には納期が過ぎれば督促をするということでございす。

○議長（熊谷直行） 中島議員。

○中島貞次議員 その場合に、例えば普通徴収の方に対して特別徴収をお願いできませんかというふうな案内はどうですか。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 選択がされた結果でございすので、当然それ以外の、話の上ではできるかもわかりませんが、それやはり振りかえのほうを普通徴収の方についてはお勧めをするということになるかと思ひます。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています認定第5号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第6、認定第6号平成20年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案については、8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっています認定第6号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思いません。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第7、認定第7号平成20年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案については、8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 これは先ほどこっちと言いました監査の指摘もそうですし、事実もそうなんですが、水洗化率を高めるということで、状況としては85.7%という状況をさらに接続率を高めるということを指摘されてるんですけど、その中には啓発やPR活動と、こういうことを指摘をしておりますが、それらに対してどう答えるかが決算にも影響を与えるし、会計運営にも影響を与える。

あわせて、負担金の年度末収入未済が2,626万8,200円あると、こういうような状況とか、使用料で現年度、過年度あるわけがありますが、過年度でも587万1,000円と、こう

いうふうになると。これらについては、どう今後対処するかということが極めて大事なことだと思うんですけども、そのことに対する取り組みを説明し、ほいで会計の運営についてにどれだけ財政的には貢献するかが問題だと思うんですが、その点の取り組み等説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

水洗化率を高める、向上するということにつきましては、今年度緊急雇用、それで現在2名の方の雇用が入っておりまして、現在調査、各戸いわゆる未接続の家につきましてお願いする。また、その接続できない理由等の問い合わせ、聞き合わせを現在実施いたしております。

それと、使用料等につきましては、これは水道とセットになっておりますので、これにつきましてはいろいろ水道の関連で同じように、滞納されてる方につきましては、来ていただいて分割納付とか、そういうことで対応し、また1名の方が常時滞納の方につきまして徴収に回ってるといったような状況でございます。

負担金につきましては、これも何かあれば納付のほうのお願いをしとりまして、やはりどうしても残っている分は今後も努力を続けていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 やはり、そない言うても金がない言われたらどないするんじゃ。ないのもようけあるで。いわゆる接続の問題では。だから、前にも言いましたように、住宅を何とかしたいと思っても、それに手がつかんからまだそこまでいかんのやと。当たり前の話やわね。

だから、そういうことに対してどう対処するかが接続率を高める一つの施策やから、やはりここまでなってくるとそれらが何でなんだろうというのを十分調査した上で、行政

が、自治体によっては貸出金も本当に改修にかかわる、単純に接続ということやなくて、住宅の改修にかかわるようなことを含めて貸し付けをしたりして。

もちろんそれも高金利やったらだれも借りない。それから、保証人の問題なんかがついてくると借りない。そこまではできないというのが一般的ですから、そういうようなことやなくて、やっぱり接続率を高める施策を打ち出さないと、なかなか前へ行くようなことでもないし、するからね。

それらのことが基本的施策ではっきりしないと、この85からあと5%上げるというのは大変なことじゃないかなと私は思う。簡単ですか。今85.7かな。そうやね。だから、これを90に上げようと思うたらほんま大変なこっちゃと思うんやわ。そら残った人ほど深刻なんやと思うからやね。

私んともなかなかブルーシートかけて家を何とかせんなん思うてもなかなかいかんのですわ、貧乏人やから。やから、そんなもんですよ。本当にそういう施策もなかったら前へ行かんのじゃないかと思うんで頼みよんですよ。金がないのに困りますんやで。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） ですから、若干調査が遅れたんですけども、この8月からそういう理由等もお聞きし、そういう分析等もしながら、やはり接続等につきましてお願いしていくといったことで進めていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 下水で、下水会計が差し引き残っとるわけなんですけども、ずっと前から言うトンですけども、太子町の広坂の130番地の下水が一向に前に進まんということは、私は予算がないから進まんのやと思うんですけども、違うんやね。何か意図的につながらないということなんですか。お尋ね

いたします。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

広坂130番地がちょっとどこに当たるか急にはわかりませんので、何ともお答えできません。

以上です。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 どこやということがわからんぐらいなとぼけとうわけなんや。

だから、あんたがおる間に白黒つけるけども、ただ言うべきことは言うとかないかんの言うとかけども、もう太子町で数少ないと思うんやわ、つないでないところは。それがどこやというぐらいが、あんた課長から部長まで何年やっとなのや、下水のよ。それでどこやわからんと。余りとぼけるんもええかげんにしいよ。何年ほかしとんのや。6年、7年やないか。一遍でもどないでしょうかというて相談したことあるんか、そうしたら。

どういうこっちゃ。おまえ税金これ滞納しとったらどない言うてくんのや。税金納めとうやろ、うちは。税金納めとんのにやな、何でおまえ村八分みたいなことすんどい。同じ公共事業だろうがいや。公共下水道というたらそういうことだろうが。何で気に入らんさかいてせんのど。人によって変なことすんなよ。

ほいで、どこや知らん。調べてこい、どこやわからなんたら。ふざけたこと言うなよ。人をばかにするのもええかげんにせえ。ここは議会やで。何と心得とんのや。私に関係してなかったらもっと言うよ。私に関係しとるから遠慮して遠慮して、自分のことやからというて、僕これもし僕と関係のないほかの人の住民やったらこんなことで済まさんで。

何が同和教育や。何が差別や。ふざけたこと言うなや。差別もええとこやないかい。何とか言うてみ。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 今のお話で、

上田議員の関係の土地ということがわかりました。

多分その場所については既存宅地のことではないかというふうには思うんですけども、その間いろいろ当時ありまして、一応布設するという話で、管の位置等も業者も立ち会って、ポイントも印をした経緯はございます。

そういったことから、1カ所水路といいですか、その件につきまして、その利用される方との協議が調わず、それがもとに結局法線の都合が変わってくるといったことから、里道外の敷地の同意が得られなかったといった経緯から、現在に至っております。

そのときも、この前委員会でも一部話が出ておりましたけども、山に登る山道、山道というんですけども、山道がございました。その途中までの里道につきましては当然里道に一部入るところもありましたけども、のり面が大部分でございましたので、下水につきましては布設しにくいということで同意を求めておりました。

それから、里道の先につきましても、山道ということで、下水道管を入れるかなという話もございました。そこで、結局同意が得られなかった関係上、現在に至っているといったようなことでございまして、同意が得られるのであれば下水道管の布設については問題ないんじゃないかということでございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 今の話そのとおりなんや。ただし、5年前なんや。5年間ほっとうわけや。5年前は確かにそういういきさつあったんや。5年からこっちあんた一言でも何か言うたか。あれどないしたらええんやというて。5年間ほったらかいとうやないけ。6年になるかな。

それを言いよんのや、僕は。その当時は確かにそういういきさつあった。そらむちゃくちゃやがな。人の屋敷ん中下水通させというほうが無理だろうがい。だから、それはだめ

やと。里道があるんやから、2.8メートル道路があるんやから、のり面がちょっときつかるうがどないしようがそこ通せというのが当たり前の話なんや。人の屋敷ん中下水管通して、ああそうですかなんか言える道理がないやないか。

それはええんや。そらその話はそれでええんやけども、しかしそれから5年間ナシのつづてとはどういうこっちゃ言うとなんや。本来なら1年に一遍ぐらいあれどないなまってまっしゃろという話があって当たり前だろうが いや。僕はそれまでに何回もいろんなところでどないなっとなんや、どないやっとなんやということはいき続けたよ。言わなんだら時効になる言われとるから、裁判するんに。

うちの会社の作業場のアスファルトあんたら割っとなんやから。カッターで切っとなんやから、当然損害賠償請求されるわけや。だから、それも時効になるからというんで、ある程度それは言っときなさいというて言われとるから、僕は1年に一遍ぐらいは言うていきようわけや。

でもな、余りにも誠実さがなさ過ぎるやないかい。こっちから言わなんだらあかんのか、何とかお願いしたいというて頭下げていかなあかんのか、違うだろうがいや。ほんなら、あっこの水道から全部上げてくれ。うちの道路通っとうやないか、水道よ。ほやけど、もうそらええと言うたんや、もう通っとうから。今さら上げとは言わんと。そこまであんたら言うんやったらあれ全部上げてくれ、ほんなら。

だけど、認めとなんや、だけどそれは水道やと。だけど、下水はあかんと。これからやるんやから、水道は昔にやったからええと、もう20年も30年も前にやったことやからもうそらええと言うとうわけや。ほやけど、下水はこれからやるからもう勘弁してちょうだいと言うとなんや。わからんかな。

今度あの会社がもし、仮に倒産とか、もうここでやめるとかというて財産処分するときやで、この下水入ってまんねんと言うた

ら瑕疵がつくやろ。そんなことわかつとるだろうが。人の財産に瑕疵がつくようなことすなっちゅうんや。そらあかんというて言うとのんやから。

そやから、それも5年も6年も前の話やが。そのあんた5年間何してったんや、ほんなら。何言うてったんや。私は1年に一遍ぐらいは言いよるよ。どないしよんや、どないしよんやというて。ほやけど、その間何にも言うてこうへんやないか。

もうええかげんに言うとかなんたらあんたもうやめてまうやんか、もう年やさかいな。定年でやめたら、はいさいならや。そうはいかんど言うのや僕は。そんな簡単にやられへんど。ほんまに。

そんなことで責任を逃れたら、そらあんた部長がそんなことで責任逃れれるんやったら、そら職員やる気ないわ。ほかの職員が。あああんなんでええんかいと。あれで何にもなしで、ぐちゃぐちゃ言うて5年、6年たって、ほいで定年になってやめたら退職金もろうてはいさいならかと、そんな話ないでと私は思うんです。

答弁要らんけども、言うだけのことは言う。これ会議録残しといってください。

以上。

○議長（熊谷直行） 上田議員、答弁もりますから。

（上田富夫議員「それぐらい腹立っとなんや、私は」の声あり）

いや、もしあれやったら言うてください。別に言いたくなかったらあれやけど。

経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 今のお話ですけども、その間は上下水道になったときに、西村所長のときにもお話が何回あったのは記憶いたしております。予算処置がしてあるかとかいう話も西村所長からは聞いております。

それともう一点、ちょっと私の記憶では、一たん個人の民地の中を通すことも1回は同意されておられました。それと、里道から南

へ向く、山のほうへ向くところの個人地も山道、山道だから入れるとかという話もございました。

そういったことから、入れる、布設するということで進んでいたわけですけども、先ほど言いましたように、1カ所の水路、水口の関係でその方の、利用されてる方の理解が得られなかったということでもとに戻ってしまったというふうに記憶いたしております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています認定第7号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第8、認定第8号平成20年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案については、8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 これはこの決算で、先ほども総括の中で繰入金、繰出金の関係で言いましたように、この会計への金の投入ということと、それからこの決算を踏まえて、この会計と施設の管理運営の今後について、どういう方針で臨むかが問題ですな。だから、それははっきりさせていただきたいと思うん

ですが、これまでも関係企業の企業責任、いわゆる排水についてはみずからの責任において基準に基づいて放水すると、これ当たり前のことですから、そういう前々処理を義務づけるとか、私は言ってきました。

そういうことを含めて明確にしていけないと、今既にこの間議会だよりで総括的に書いた63億円、それがもっと多いわけですけども、60億円を超えるここへ金を入れてきて、結局何になったかということになるわけですわ。

だから、少なくとも早くこれを整理をして、企業責任を明確にして、それらの財源を福祉や医療に回すと、これも当たり前のことなんで、この会計が方向を向かないといけないうことなので、その方向について取り組みの方向も含めて説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（冨岡慎一） お答えいたします。

前処理場事業につきましては、かなりといいますか、町の繰り入れにつきましてはかなり減になるよう努めてきておるところでございます。

そういった中、当然使用料収入が少ないといった状況も事実でございます。そういったことから、業界の県下同一料金の問題もあり、過去の経緯もございます。そういった中から維持管理については今後十分研究し、また県の下水道課また浄化センター等協議しながら、何とかいい方法はないかということで進めていきたいというふうには考えております。

それと、前々処理の話でございますけども、基本的にはやはり本来の処理場に入れられない状況でございます。今の前処理場自体も今の状況で処理しなければ、いわゆる流域に接続、流域に放流できないといったことから、従来の私らが聞いております前々処理といいますのは、やはりしさ等大きなごみの撤去でございます。それにつきましては、各自処理されて、その都度処理場へ持ってこられ

てるということを聞いておりますので、それはそれでいいんではないかというふうには考えております。

しかしながら、そういうこともあるかもしれないということで、今現在前処理場にはスクリーン等して処理時に影響が出ないようにという処置もしておるところでございます。

ですから、基本的には今後県の下水道課また浄化センター等協議しながら、どんな方法があるのかと、根本的な方法としてはやはり処理しないで流すのが一番いいといいますが、費用が安くつくんではないかというふうなことで、以前はそういう形で研究しておったわけですけども、やはりもう一度再度県の担当者もかわってきておりますので、また協議していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 そら県の担当者がかわって、かわったたびにもとへ戻ったりするんや、県も。ええかげんなとこじゃわ、ほんまに。無責任や。

たつのに対策室を設けとったことがあるんや、あんた知っとうか。何で設けとったか。人まで配置して。参事を配置して。あの人は割合配置されとうはかい一生懸命やりよったんや。あんなもん引き揚げてもうたらもうあれで終わりやがな。県がええかげんかというのはそこやがな。

ほいでやね、要は企業の責任で処理をさせると、今前処理場でやってるような機能を持たせて処理させて、あとは放流基準に従ってやりなはれというのが務めじゃろ。私はそれを言いよんや。

もしくは、前にも言いましたように、これをようつくらんのやったら貸してあげてはどないですかと。ほいで運転しなはれというふうなこともあるでと言うたんや。

ほいで、県が後何をするかや。ああやこうやという統一料金にして差額つくって結局負担を押しつけとんのは県じゃないですか。

そうでしょ。そらそれぞれ規模が違うんやから、たつのは同じようにいかん、姫路とは同じようにいかん。

そういう中で、統一料金を請求されて統一料金でやっとなるから問題が起こるんや。太子のようなところは、水が少なければ少ないほど負担が増えるわけやから、その分はどない見てくれるんかということもはっきりしないといけな。県はほんまに後ろへいんで無責任やで。担当者がかわってそのときは勉強してこないしますというたって、かわったらああそんなこともありましかいなちゅうような調子やないかい。そんなことは僕あかんと思うんじゃわな。

だから、はっきりと課題というのは企業の責任を明確にすることと、前々処理では機能せんと言うなら、前処理場と同じような機能を持ったものを建設しなはれと。ほいで、みずからこういう公共水域に放流できるように処理をして放流するなり、下水道が受けれる水にするなりして対応するように指導監督したほうがええんとちやいますかと。これが大事なんや。その姿勢に立つかどうかにかかっていると思うんで、この面もしっかりと方向を決めて、それで取り組まないと、県と相談しとったってろくなことあらへんで。

運転費も最初は出しとったけど切り上げてしまいようわけやから。ろくなことないわ、無責任過ぎや。ほら県もピンチやから金出そうとせん。困っとんのはたつのと太子と、姫路はどんぶりやさかい案外と大きいさかいに、割合希釈される率が高いから、そない言うもののあるけど、たつのと太子は困っとる。特に、太子はわずかな水の処理のために1億円ほうり込むんや。

実際に1億円を繰り入れが少なくなるように努力してますというものの、使用料で入るのは1,100万円やで。そんな状況の中でのことやから、企業責任を明確にするっていうことをはっきりさせないといけないうんや。不明確にしとくからこんなことが起こるんや。その辺ははっきりもう一度説明してください。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 排水の処理につきましては、企業責任の話も出ておりますけども、やはり私も当時どういう経緯で前処理場ができたのか、当時多分いわゆる公害問題の中で水質処理、林田川の放流の水質の処理の関係で補助がのってああいう施設がつくられたんではないかというふうに思います。

そういった中から、やはりああいう施設を利用する、本来その当時にそういう話があった、各人の処理ができとれば問題なかったかとは思うんですけども、そういう施設を国費でもって各固まったところに処理場をつくったと。それを利用しながら当時は林田川へ放流していたんではないかというふうに、それで林田川の水質の悪化をそれである程度希釈といいますか、よくしていたんではないかというふうに思います。

そういった経緯もある中で、急に個人で施設を云々の話はちょっと問題があるんじゃないかというふうには考えます。

また、施設の運営を3社の方にさせていただくというのも、話としては当然以前川西でしたか、そういう話があって、そういう運営をとられたという話も聞いたように思います。しかしながら、どうしてもやはり運営ができないといったことから、当時たしか川西市さんも運営に対しての補助を出してたんではないかというふうに思います。そういったことで、結局はやはりある程度の支援は必要ではないかというふうに考えております。

ですから、後はいかに管理運営が安くつくかということになってきますんで、再度の答弁になりますけども、やはり県下水道課のほうと十分協議しながら、太子の場合は水量が少ないですから、そういったことから種々検討していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 そやけど、展望あるんか、あんた言うようなことで、約束ができる

ようなことか、県と。それやったら言うたつてあかへんがな。だから、責任を明確にすることを今まで避けてきとうからや。それと建設の経過は、太子町もだまされたんやで。

そら今、長井君どこ行ったかいな、どこにおるんかいな。長井君がちょうどあのときにおったんや。ほいでその当時が、高松っていうのがありましたやろ、知らんか、もう大分、設計やって後で太子町の請け負いもしよるけど、あれが、課長かな、当時は建設省に勤めててこっち来て、住田やら皆あれやったけどね。けども、このときに、同和対策事業特別措置法の10条に基づいてやれば太子町の持ち出しはないんやと。ここの会議録にも大分載っとうわ、やりとりしとうから、もっと昔の。それがずうっと進み出したら、あれは違うんや、公共下水道やと。ほれで同和対策事業特別措置法の10条に基づく10条債を借りて、あとの償還もまあまあ、まあほぼ要らんですわと。ほれでその当時の、中村さんもそれにええぐあいに乗せられて、ほれで林田川の排水では困ると、だから何とかならんかということでやって、ほで県には三露とかという部長かなんかありましたわ。まあそんなんやらね。けども三輪さんがそこでやっぱり、宮本やから、いろいろこれで排水で困るんやと。そりゃそうですわ。ほで、そういう方々もかなり亡くなっとなやね。

その当時には、54年に運転をするときにも、龍野がしぶっとんのが、太子を先行させたら面倒見てあげますって言うて太子がまた約束を破って動かしたんや、先に。龍野は頑張ったんや、はっきりせなんだらあかん言うて。太子が破ってわやにした。だからそういう経緯があるんや。

それで、同和対策事業やからよろしいでっせって言うてわざわざあっこに新たな同和地区までつくって、何が差別じゃない、同和教育や言うとなやと、そういうことなんや、あっこにつくったんやもん。つくらないと同和対策できまへんということで、わざわざ地区でもないところに地区をつくって、むちゃく

ちゃや、太子町のやったこと。その結果が、公共下水道でっせと言われて、ほたら10条債の適用もありませんとなったんや。経過よう振り返ってみな。

そやかい特殊な事情でも何でもあらへんねん、乗せられとんや。ほで県も乗せたんや、その後。ちゃんと補助してあげましよう言うて、600円か何かの形の中で、運転費については責任に応じましようと言うといて、だんだん削ってしもうて、今何ぼかいな、何ぼかだけ入っとる、200万円か。200万円入っとなかいな、ちょっとね。そんな調子やないの。県の言うこというたらむちゃくちゃや、そのときのご都合で。そのときの知事は坂井時忠だ。第1ボタンをかけ違わせたのはだれやと。かけ違うたから、太子町の施設やからというて責任を負わされよるわけや。私皆わかとうから言よんやで。

そやかいにこの際企業責任を、今改めて責任を明らかにしなさいと、それで設置を義務づけることをやりなはれと。今さらということじゃない、今また必要なんや。太子町がもう背に腹はかえられんような状況が来とんやからや。ほれで、それらのことについて県が責任を持つ言うとななら、言うてください。だれがどう責任を持つ言うとなかと、そこまで言うて。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 以前に、いわゆる今の水量がかなり落ちた時点で、議員さんから希釈してという話が出ておりました、そのときに一応試算をしまして、県のほうに協議に行った経緯はございます。そのときには、沈殿さす工法の施設であるから、拡散するというのは本来の趣旨でもない。それと、本来そういう施設であるんでちょっと問題ではないかという話を聞かされました。そういったことで、当時の担当者ももうおりませんので。

それと、若干今だ起債、いわゆる前処理場に投資した起債が幾分残っております。その辺の関係も若干あるんですけども、再度、

やはり今の水量がこんだけ落ちてくれば、今の流入水の水質を調べて、どの程度の倍率で薄めたらいいのかという検討も、いずれはしなければならぬのではないかと。そのときに希釈する水の、井戸水で間に合うのかとか、あらゆる検討した中で、またその中で、今大きな比重占めておりますのは委託費です。管理委託費が大きな比重を占めておりますので、その辺をどこら辺まで落とせるのかの問題もございます。その辺いろいろ調べた中で、効果があるということであれば、当然県のほうにもお願いしなくては行けないと。

そういった中で、他の姫路市さん、たつの市さんの問題も確かにあります。太子町が少ないからというだけの理由でそういうやり方がいいのかどうかの問題もありますし、あと放流する、こちらから処理の後の放流する水質の問題等もあります。クリアしなければならない問題もかなりあるんですけども、一番費用が安くつくのは、今の現状では希釈をするのがいいのではないかと。そのときに、今沈殿槽を攪拌するという装置がうまくいくのかという問題もあったり、いろんな問題もあります。その辺十分研究しながら、いずれ県のほうと協議していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 8ページの委託料のところでありますが、電気設備保安管理委託料が不用額になっておるわけなんですけども、これはなぜこうなったのかということと、この契約はどのような契約にというか、いわゆる受電設備の容量で値段を決めとんのか、どういう契約でなっとんのかというのが1点。

それから、次の電気設備精密点検委託料2万円、これ何ですかいな、2万円っちゅうのは。

それからもう一点、皮革の汚水流入管の洗浄作業委託料ですけれども、これ何ミリの管

の何メーターなのか。それで、今からやったら3年前ぐらいと単価がどう違っとんのか。これ技術革新でかなり安く、姫路なんか単価聞いてますけども、かなり安くやれるようになったという喜んでんですけども、太子町はどんなんですか、単価はどれぐらいに変わりましたですか。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

電気設備保安管理委託料につきましては、これは総務ですか、一括してやる各施設の保安管理を委託をいたしております。それと、24万4,000円といいますのは、委託料全額での不用額ということでございます。

それと、電気設備精密点検委託料、これにつきましては、電気事業法第42条第1項の保安規定で精密検査を3年に1回等を定めたために、3年に1回精密点検をしているということでございます。

それと、皮革汚水流入管渠洗浄作業委託料、これにつきましては、パイプではなくボックスといいますか、コンクリートの四角い形状でございます。要は新幹線の北側から前処理場まで流してきて、やはりにおいが若干ありますので、それに鉄ぶたをしているといったことの、いわゆる管洗浄ということでございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 いや、電気設備の委託料は、これわかりましたけども、いろいろとはどういうことかいな。設備のいろいろ保安委託料というのはようわからんけども、電気設備の保安管理でしょ。これ、ここの設備を全部一括して、その部分については運転業務として委託しとると思うんですけども、それと別に電気なら電気、例えばキュービクルとか、そういうことの設備の委託とは違うんですか。どういうことの委託なんですか。ちょっと説明をいただくとわかりにくいと思うんです。

管、わかりました。四角いんなら、これふたがとれる分ですか、そしたら。その点確認しときます、ふたがとれるんですね。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

電気設備保安管理委託料につきましては、これは太子町の各施設のキュービクル等そういう点検を、たしか電気のそういう資格を持つとられる方と契約いたしております。ですから、どの役場の施設もそうですし、それから水道もそうですし、文化会館も同じように委託いたしております。

それと、先ほどの管洗浄、いわゆる排水管でございますけども、これにつきましては、たしか5メートル前後の間隔ですけども、鋳鉄だったと思います。鋳鉄のふた、俗に言います管理する窓口のある、開放というんですか、あけられるところがあります四角いコンクリート管でございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 いや、こういう説明できへんかな。

例えば、深さ何ぼ、幅何ぼ、何メートルのもんやと。そんな説明が普通違うんかな、僕はそう思うんやけども。何だかんだ言うて言うけども、そんな難しいことも何もない。聞いたら、いや幅が何ぼで深さが何ぼで、何メートル置きにふたのあるようなそういう管ですと。それが何メートル、例えば50メートルか100メートルかわからんけども、それだけのもんなんですという、それで一番よくわかると思うんですけど。

そういう説明と、それから保安管理というのはわかりました。だから、聞いとんですわ。電気の契約料によって皆違うはずなんですわ。というのは、ここ電気の使用料が500万円でしょ。これ太子の施設の中では一番すごい使用料なんですよ。ほかで500万円も使うとるとこないでしょ、学校にしたってあすかホールにしたって。あすかホールが一

番よう使うか思いよったんやけども、ここが一番すごいんや。もっとすごいとこあんのか。

ほんなら、この程度の使用料でこの程度なんやね。いや、ほか全部、僕は一遍これ全部施設当たってみるけども。だから、どういう契約をしとんですか言うとなねん。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えします。

契約については資料がありませんので、説明はし切れません。

それと、管渠でございますけども、寸法については細かくは覚えておりませんけども、たしか幅は五、六十センチだったんじゃないかと。それと深さは、やはり、もうちょっと深かったかもしれませんけど、60センチ前後あったんじゃないかということで、今すぐにははっきりした数字は申し上げられないところでございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第8号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり、経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、認定第8号は経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第9、認定第9号平成20年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

本案については、8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員　ここで気になりますのは、やはり年間の総配水量の減ですね。これは即料金との絡みが出てくるわけですから、収益的収支のうちの事業収益、営業収益にかかわることでもあります。

その一方で、受水費を制限することが全体の経営を安定させるという点では出てくるわけであります。そういう点から、年間総配水量としては42万4,732トンが今年度では前年度比で少なくなっておるわけですから、これらのことについて対策がなかったらいけないということでもあります。

中でも戸数とか人口とか増えてるわけですね。そういう反面で総配水量が減る。それはもう大口の東芝への給水が減るということが出てきとんわけ、それはわかつうわけですけども。これらの対策が要るんや、いずれにしても。また住民に負担をかぶせるだけじゃないと。町長もちょっと言っておられましたが、やっぱり負担をかけることは考えないといけないと、当たり前のこっちゃね。その責任を住民なりに転嫁をするようなことのないようにこの会計運営せなあかんと、こういうことなんですけども、対応について説明を求めます。

○議長（熊谷直行）　経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一）　お答えいたします。

去年の1月からですか、料金値上げをさせていただいたわけなんですけども、それでもって通年12カ月の使用料アップが20年度決算で明らかになってきたわけでございます。

そういった中、やはり総配水量の減はどうしてもやむを得ないといえますが、そういう事実が起こってきております。ですから、配水量が落ちるということは当然受水を減らすということで、平成20年度から西播磨の水道企業団からの受水を減らしてきております。

また、今年度も西播磨水道企業団からの受

水はゼロということで、自己水、自己水といえますか自分とこの水道がやはり一番安いと、そういうことになりますので、受水はそういうことで経費の節減等を進めていっていると。

それとまた、県水につきましては、いろいろほかの団体がおりたり、また水量を増やしたりとかいろいろ動きがありますので、また、場合によっては太子町にとっても有利に働くこともあるんじゃないかというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行）　桜井議員。

○桜井公晴議員　要は、減れば何が必要かというたら、受けて高い水を買わんようにする、今言うたとおりなんや、当たり前なんや。背に腹はかえられん立場を、町が県に言うのは、これ当たり前やから。よう払いませんと、こんな高いのはとれませんと、何を言うてんの太子町つぶれますがなということを言わなんだらあかんわ、そりゃそうでしょ。

これ企業っていうのは営業活動の中では浮き沈みあって、そこばかり頼るところはわやになってまいよんや。だからそういう点でいえば、東芝との絡みがこういふことで来て、いつときとは違った状況があるわけですから。さかいにまずはもう、ほいで一方では工水は売ってんや、県は、勝手に、別やから、同じ局で。だから、工水は安いんやから、そりゃいろいろ水に工夫が要りますけども、工水使うたほうが得とこうなるんやけど、それらを含めて、受水費を減らす。

それから、少なくとも今年度は無香、無臭それぞれが若干減ったんですけども、やっぱり管をきれいに入れかえた以上は、こういうものも減らす努力が必要でしょ。一番大きいのはやっぱり受水費減らすこっちゃ。西播磨なんてものはそれでええけど、県のことはもうはっきり、こちらの生き死にかかったら、やめてくれと言うのは当たり前ちゃうん。まだ太子は死なへんからか。そういうこと、生き死にかかったらやめます言うこと

が大事なんですよ。そういう取り組みはしないと、ここの経営に影響すると。それをどうするかが問題や。

やっぱりええ格好しよったら、ああ知事にええ格好をしたり、そんなことしよったら全然できへんねや、もうこちらはこちら。県は勝手にいろいろ押しつけてくるんやから迷惑を承知で福祉医療費でも切るんやから。もう勝手なんや、向こうのほう勝手なんや。だからこっちはこっちではっきり言うべきことは言うて、太子の窮状を救ってもらわな困る言うて、これを減らすと、水はあるんやから。だから、その辺をどない言うかやで。どないですか。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

私そういう、その会議には行ったことないんですけども、以前ＳＥＤでしたか、あのときに県水、県の企業庁のほうから物すごく強いプレッシャーをかけてきたことがございます。そのときには偶然、いわゆる３条予算では大きな赤字がありました。そういったことから、どうしても受水量の量の増加については断り通したという経緯もございます。

今回も、今、自己水量も現在のところ、ピークに比べては当然少なくなってきたのは事実でございます。そういったことから、県も県水の関係者、協議会かなんかあったと思うんですけども、その関係でいろいろと今動きが、負担金の見直しとか使用料の見直しとか、いろんな動きがあるようでございます。そういった中で、当然負担を少しでも減らす方向での話はしていったるのではないかというふうには思います。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 県水と西播磨というたら、私は西播磨のほうはかなり安いと思うとったんやけども、県水のほうが高いやろ。安いと

こやめて高いところ買うというて、これ世の中の経済の常識としてはおかしいことしょんねやな。

西播磨の職員の人にちょっと聞いたんやけども、太子義理も人情もないなと。あれだけ困るさかいに水くれ言うてったん、何やったんやと、昔ね。今になったらええわいと。そんなことしよって、もし何かのときに姫路から入らんようになったときに、うちのほうでないする気やなあと言うて笑いよったけどな。だから、おつき合いというもんは、僕は個人も町も一緒やと思うんで、全く切ってしまうんは、そりゃあなた方は切って、はい、さようならってやめりゃそれでしまいやけども、太子町というのは永遠に続くわけやから、先の人困らんような施策だけは僕はしといてほしいなと思うわけなんです。

それと、県のこと言うたけど、私も桜井議員と県へ行ってたんやけど、県の水道。いろいろ話したら、結構話し合いの余地があるように言うてましたで。全然もう県に押しまくられてもうて、橋下知事やないけれども、太子町は県の奴隷かいと、言いなりかいと。そやないでしょ。お互いが主張すべきことは主張して、東芝の実情も向こうよう知った。だから、そういうことをやっぱり話しして、もう少しこっちの窮状を訴えるということをしてほしいんと、それからあなた方が従来ずっと言うたったんは、県が水源の開発を許可しないということをずっと言うてったわな。県がもうこれ以上の水源を許可せんと。そんなことあらへん、県に聞いたら、太子町さんの自由でっせと、そんなこと何で県が、ええとか悪いとか言わなあかんねやと。井戸を掘ろうと掘るまいと、太子町さんの自由やと。はっきり言うたが。

あなた方は違うでな。この議会で説明したんは、もう井戸を掘らんかいと、水なかったら。どないいうことあらへんやないかと言うたら、もうこれ以上県が掘らせへんのやと言うたやん。それほんまかいな思よったん。ほれで県行って、おかしいんと違うかと。太子

町が水とろうととるまいと、県何の関係があるんじゃないかと、ほっといてくれ言うたら、そんなこと言うたことないでと。

だからその辺が、あなた方が県がこないよう言うことと、私が直接県へ行った、僕名刺ももろうとるけども、ごっつい食い違いがあるんやわ。だから、本当に太子町のためになるような仕事をしてくれな。そんなもん県のためにならんことないんや。県民は県民で、そりゃ太子町民も県民やけども、けどまずは、太子町民を第一義に考えてほしいんやけどな。どうですか。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） まず、西播磨の件でございますけども、これは西播磨と協定いたしております。協定の第1条に、緊急時必要とあるときに、俗に言います給水、受水という話になっております。ですから、現在特別にそういう緊急時でもなく特に水量が少なくない状態ですのでお願いして、協定書の1条の話をさせていただいて、今年度の受水をとめていただきました。

それと、県のほうでございますけども、県のほうも当然、何団体あるんかちょっと私も細かく覚えておりませんけれども、その中で全体としての協議が当然あるかと思えます。その中での話ということで、太子町も当然、状況等は資料等も出ておりますし、当然相手さんもわかっておられるだろうというふうには考えております。

それともう一点、井戸の話でございますけども、これは多分当時の事業認可自体が水量が間に合うような事業認可をしていたんじゃないかと、推測ですけども、そういうふうに思います。

そういう事業認可の水量をクリアできるという事業認可であれば、認可外であれば当然補助はつかないということになるんじゃないかと。これはあくまで推測でございますけども、井戸を県がとめたとかという話も今、前回も委員会で聞いたような気がしますし、本会議ではきょう初めてお聞きしたようなこと

だと思いますので、多分そういう事情があったんじゃないかというふうに思います。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 これ一遍委員会に私出ていってまたやりますけども、県原価の出し方、県の水の、あれ中身知っとうか、ダムつくってどないしてというて。だから、償還金は何ぼでというて説明しよったけど、太子町が一つの約束事を決めてから、あいつらごっつい金入れとるで、投資しとうで。そんなん皆知っとう。ほれで了解してったのか、よろしいよということ。そんなもんが全部上乘せになって今の料金になっとなやで。

だから、当初太子町が決めたときやったら、僕は恐らくこんなに高い水やなかったと思うわけなんや。次々ダムを増やし施設も増やしとうから、それが全部かぶさってきょうわけや、ほれでトータルで何ぼやと。ほやから太子町さん何ぼやと。こんなばかな話ないんだよ、ほんま言うたら。後から増やしたやつは、向こうの勝手なんやから。その辺、会計きっちりわかっとなるかいな。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 県企業庁の会計は私見たことないんですけども、今、ダムなんかはちょっと私もわかりませんけども、当然県企業庁としますれば、太子町が昭和の終わりですか、太田配水池に県企業庁が姫路市のほうから引っ張ってきております。

それと、また最近高度処理をしたという話も聞いております。ですから、ある程度のところでは当然投資はしていかなざるを得ないんじゃないかと。ダムについてはどういう経緯があったかというのは、ちょっといいいますか全然私もわかりませんけども、太子町にとっては当然、先ほども言いましたように、姫路市さんからの給水、本管を引っ張ってくるのと、今回、去年かおとしでしたか、高度処理をした水が来だしたという話を聞いておりますので、当然施設の拡充といいいますか、改修といいいますか、そういうものはなされて

るというふうには考えておりました。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています認定第9号は、会議規則に第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり、経済建設常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、認定第9号は経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

この際、暫時休憩します。

（休憩 午後6時51分）

（再開 午後7時01分）

○議長（熊谷直行） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第10 議案第39号 平成21年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）

○議長（熊谷直行） 日程第10、議案第39号平成21年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案については、9月8日に続いて質疑を行います。

質疑はありませんか。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 簡単にお尋ねします。

衛生費の中で、29ページに子宮がんと乳がん、女性の検診の分があるんですけども、10月よりクーポン券で無料になるというふうにお聞きしたんですが、ところが他市町においては、無料化になる以前の段階で受診された方に対しても無料扱いにしようという動きがあるんですが、太子町の場合はいかがですか。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 既に受けられた方、今年度ございますので、その方々につきましては償還払いという形になります。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 ちょっと確認しときたいんですが、財調の繰り入れ、繰り越しがここへ予算計上して、1億2,200万円計上をして、財調の繰り入れの減額を1億6,000万円する。それから、財調へ積み立てを6,730万円するってようなことになるわけですけども、現時点で、基金それぞれ何ぼあることになりますか。

○議長（熊谷直行） 財政課長。

○財政課長（香田大然） お答えをいたします。

この補正後の財調残高の見込みでございますが、8億4,201万2,000円。ちょっと1,000円未満は省略させていただきます。それから、ほかの基金でございますが、公共が、これは年度末見込みで申し上げます。公共施設建設基金6億3,166万6,132円。それから、地域福祉基金1億9,435万4,087円。それから、ふるさと応援基金1,049万2,000円。土地開発基金でございますが、3億2,572万7,497円。国保財政調整基金46万353円。介護給付費準備基金1億274万2,790円。介護従事者処遇改善臨時特例基金1,000万6,712円。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井議員。

○桜井公晴議員 私はもうこの質問を続けて、このことは今聞きましたけども、あとの

委託料あるいは工事請負費聞いても同じことで何も言わないようなことでありますから、聞かなかったわけですが、私は議決を求める限り、なぜ追加減額するのかを本来説明すべきであります。聞かないと説明もしないと、こういう姿勢は改めるべきだと考えます。

また、今時補正の教育費で地域活性化・公共投資臨時交付金を財源とする事業の委託料、いわゆる太陽光発電等の委託661万5,000円、4件は出てあるわけですが、同時に工事請負費1億9,560万円が予算計上しておるわけですが、これら合わせてみますと2億221万5,000円とこういうふうになりまして、今時補正追加額の3億1,952万1,000円の66%を占めると。

こういう大きな補正であるにもかかわらず、特に委託料、工事請負費は結果だけを出すようなことでは議会としての基本的な予算審査、審議を経たことにはならないと、このように考えます。したがって、これら巨額のものについて白紙委任を求めるようなことについては決して容認することができませんので、反対討論といたします。

○議長（熊谷直行） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 昨年、ちょうど1年前に、アメリカのサブプライムローン問題等で世界同時不況に陥りました。それ以降、日本政府としてはいろんな補正予算を地域活性化・生活給付金等、あるいは地域活性化・緊急経済対策の臨時交付金、あるいは雇用調整の対策事業などいろいろやってきて、現在やっと何とか1年で経済も底を打ったと、これ以上落ちることはないだろうというふうな推測がされております。

今時補正予算におきましても、地域活性化・公共投資臨時交付金が交付されました。その中身として、地球温暖化とかCO₂削減への取り組みとしての小学校の太陽光発電設置工事とか、あるいは小学校への地デジ放送

受信に向けての工事など、あと小学校の耐震化工事等、これはいわゆるスクール・ニューディールの推進に一步踏み出したということで、子供たちの未来に明るいものがあると、そういうふうに私は思っています。

さらに引き続き、子育て支援としては子育て応援特別手当が支給されるということで、小学校入学前の3年間の子供さんを抱える保護者の方にとって大変朗報だろうと思います。

さらに、子宮頸がん、乳がんの無料クーポン券も10月より発行されるというふうにお聞きしました。これにより、特に若い20代のがん検診を受ける方が非常に少ないということで、今後もさらに取り組みが進むというふうに思われます。

こういうふうにして太子町民の安全・安心と暮らしを守るためのこれらは施策であると思えるし、災害に強い太子町をつくるという意味でも、私は有効な補正予算だと考えますので、賛成といたします。

○議長（熊谷直行） 次に、原案反対の方の発言を許します。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 私はこのうちの大部分2億円余りがですね、姫路市の予算を見てみても、ほとんど使い道一緒なんですね。たつの市が、この部分の大部分について、一応予算は通すけれども執行については留保するというようにけさの新聞には出ておったんですけど。私はそういうことが当局の中から、この予算は通ってもそういうことで、政権がかわったということで、民主党の施策の動向も踏まえて、しばらくは留保して、それからしかるべきときに執行をするというような言葉が私は出るんか思いよったんですけども一向に出てこない。ということは、もう即やるつもりやなということなんで、それじゃちょっと賛成するわけにいかないということで反対をいたします。

○議長（熊谷直行） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（熊谷直行） 挙手多数です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第40号 平成21年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（熊谷直行） 日程第11 議案第40号 平成21年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、9月8日に続いて質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 この国民健康保険特別会計の補正予算につきましても、先ほど来言ってきておりますように、一般会計の繰り入れとの関係があります。今時補正では繰入金を減額をすると、7,296万円というようなことが出ておるわけでありましたが、繰越金は8,652万円ありますと。こういう、税を引き上げてきた、すべてが税とは言いませんけれ

ども、税を引き上げてきた結果繰越金を生む、そしたら一般会計は引き上げる。こういうようなやり方は、財政支援ということにはほど遠いことであります。国保への財政支援のために、当初に繰り入れを決めた以上、これらを残して、税の軽減もしくは財政調整基金に積み立てて、今後に備えるのが至当であろうと、こういうことの意味を述べて、反対討論といたします。

○議長（熊谷直行） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（熊谷直行） 挙手多数です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第41号 平成21年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（熊谷直行） 日程第12、議案第41号 平成21年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、9月8日に続いて質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。
これから議案第41号を採決します。
この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（熊谷直行） 挙手多数です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第13 議案第42号 平成21年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第1号）

○議長（熊谷直行） 日程第13、議案第42号平成21年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、9月8日に続いて質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。  
これから議案第42号を採決します。  
この採決は挙手によって行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（熊谷直行） 挙手多数です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第14 議案第43号 平成21年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（熊谷直行） 日程第14、議案第43号平成21年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、9月8日に続いて質疑を

行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許します。
桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 後期高齢者医療特別会計につきましては、何回も申し上げて恐縮ですが、これは新政権が確立されると思いますけれども、民主党を中心とする政権については制度の廃止を公約としておるわけでありま

す。今こそ、75歳以上の高齢者を各保険から締め出し、医療面でも差別するこの制度は廃止に踏み切るべきことでありますし、ここでも会計について反対討論をいたします。

○議長（熊谷直行） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（熊谷直行） 挙手多数です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第15 議案第44号 平成21年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（熊谷直行） 日程第15、議案第44号平成21年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補

正予算（第1号）を議題とします。

本案については、9月8日に続いて質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（熊谷直行） 挙手全員です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第16 議案第45号 平成21年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（熊谷直行） 日程第16、議案第45号平成21年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、9月8日に続いて質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（熊谷直行） 挙手多数です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されま

した。

~~~~~

日程第17 議案第46号 平成21年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（熊谷直行） 日程第17、議案第46号平成21年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、9月8日に続いて質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 ここは一応減額っていうことになっておるわけではありますが、その主な理由で、前処理場運転管理業務委託料の減額で3月の段階から4月にかけて、4月1日以降からの施行で、63万円は見積もりの結果減額するとういうふうなことになります、経費の節減の面ではいいわけですが、実際、先にも決算の段階で言いましたように、管理費の委託面だけではなくて、企業責任として前々処理を義務づけたりすることによって現施設の機能に対応した取り組みもできる。また、これらのことを施行することが必要でありますし、ここに、いずれにしても血税をつぎ込むことについては断じて反対であります。

○議長（熊谷直行） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、こ

れで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(熊谷直行) 挙手多数です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第18 議案第47号 平成21年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(熊谷直行) 日程第18、議案第47号平成21年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案については、9月8日に続いて質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊谷直行) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊谷直行) 討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(熊谷直行) 挙手多数です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

9月10日から9月29日まで委員会審査のため本会議を休会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊谷直行) 異議なしと認めます。

したがって、9月10日から9月29日まで本会議を休会することに決定しました。

次の本会議は9月30日午前10時から開催いたします。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(散会 午後7時22分)